

山陽小野田市 都市計画マスタープラン

SANYO ONODA CITY



令和元年（2019年）●月



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

ごあいさつ

市長写真

本市では、平成 21 年（2009 年）に、新市の都市計画に関する基本的な方針となる「山陽小野田市都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりに関する様々な施策に取り組んできました。

策定から 10 年が経過し、人口減少や少子高齢化の進展により、厳しい財政状況が見込まれる中で、安心・安全な都市づくりに対する市民意識の高まり等により、都市づくりへのニーズは多様化しています。

このような現状に対応し、持続可能な都市づくりを進めていくため、上位計画である「第二次山陽小野田市総合計画」と整合を図りながら、都市計画マスタープランを改定しました。

本計画では、総合計画の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」を都市計画の分野から実現するため、コンパクトな市街地の実現や安心・安全な都市づくりなど、住みよい暮らしの実現に向けた取組を進めていくこととしています。

今後も、市民や地域、団体、事業者などの皆様と行政が本計画の目標や方向性を共有しながら、「協創」による住みよい都市づくりを推進していくことが重要となりますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の改定に当たり、御尽力いただきました都市計画マスタープラン改定委員会委員の皆様、地域別ワークショップやアンケート調査で貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和元年（2019 年） 月
山陽小野田市長

目次

1 都市計画マスタープランとは	1
（1）計画の位置づけ.....	1
（2）計画の期間・対象区域.....	2
（3）計画の役割と構成.....	2
2 現況と課題	3
（1）山陽小野田市の概要.....	3
（2）山陽小野田市を取り巻く現状.....	8
（3）山陽小野田市の都市計画上の問題・課題.....	10
3 まちづくりの基本目標	12
（1）都市づくりの基本理念.....	12
（2）都市づくりの基本方針.....	13
（3）将来人口フレーム.....	15
4 全体構想	17
（1）将来の都市構造.....	17
（2）土地利用の方針.....	27
（3）交通体系整備の方針.....	32
（4）都市環境の保全及び創出の方針.....	36
（5）市街地整備の方針.....	42
（6）都市景観形成の方針.....	44
（7）都市防災の方針.....	47
5 地域別構想	50
（1）小野田地域.....	51
（2）高千帆地域.....	57
（3）厚狭地域.....	63
（4）埴生地域.....	69
（5）地域間連携の方針.....	75

6 実現化方策	76
(1) 都市計画の変更・見直し.....	76
(2) 関連計画の策定.....	78
(3) 協創によるまちづくりの推進.....	79
(4) 総合的な協働体制の構築.....	81
(5) 実現化方策の展開.....	82
(6) 都市計画マスタープランの見直し.....	83
7 資料編	84
(1) 計画改定の体制.....	84
(2) 改定までの経過.....	85
(3) 改定委員会.....	86
(4) 市民アンケート調査.....	87
(5) 高校生アンケート調査.....	97
(6) 地域別ワークショップ.....	102
(7) 用語集.....	108

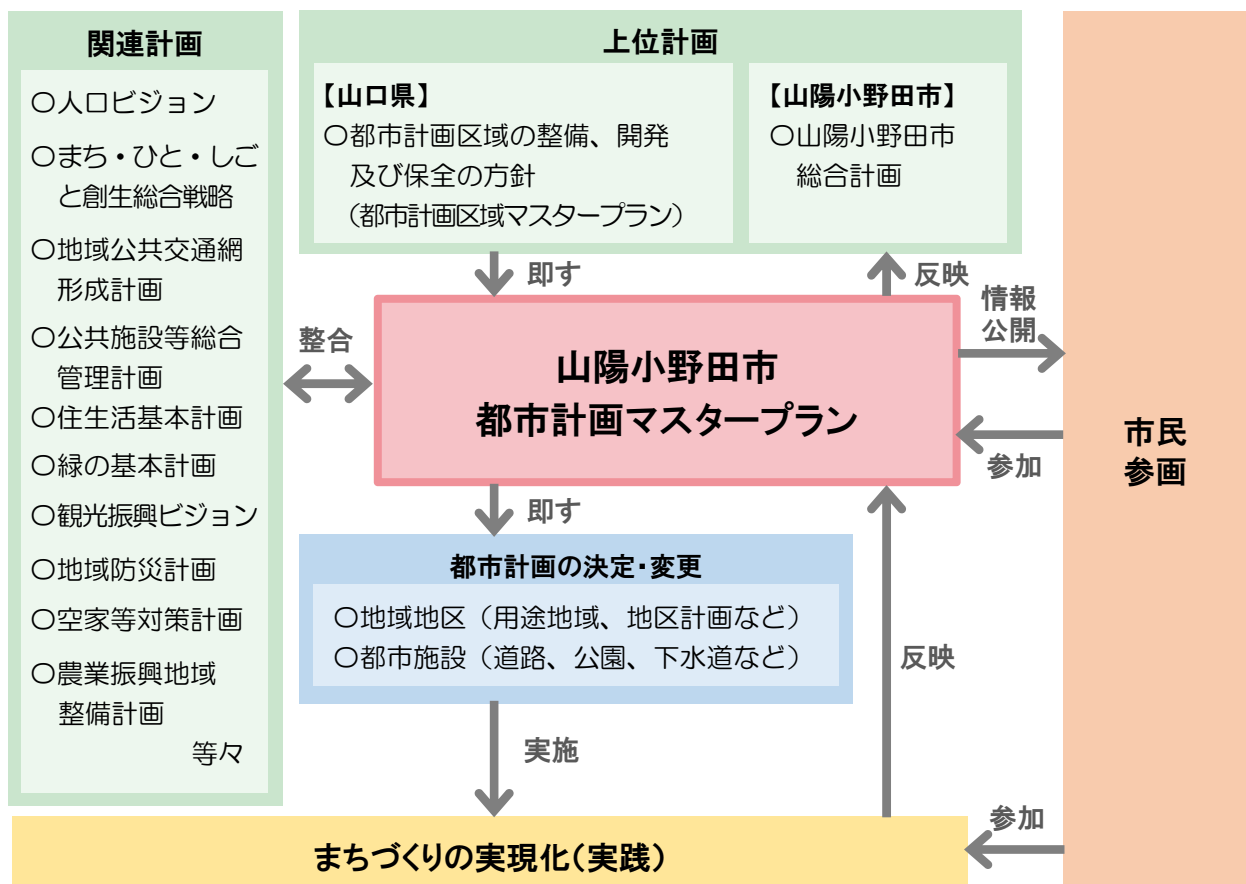
1 都市計画マスタープランとは

(1) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

山陽小野田市都市計画マスタープランは、本市のまちづくり全般の基本的な方針を示す「山陽小野田市総合計画」や県が広域的な観点から定める「都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などの上位計画や関連計画の内容を踏まえるとともに、本市の特性や課題、市民の意見を反映しながら、市の都市計画に関する総合的な指針として策定するものです。このため、市民と行政が一緒になって、これからの本市のあるべき姿を考え、計画的なまちづくりを進めることを目的として平成 21 年（2009 年）3 月に策定しました。その後、策定から 10 年が経過することから、本計画は、本市をとりまく社会情勢や各地域における状況の変化等を踏まえ、その内容等を改定するものです。

[都市計画マスタープランの位置づけ]



(2) 計画の期間・対象区域

1) 計画期間

計画期間は、上位計画である第二次山陽小野田市総合計画に合わせ、令和11年度（2029年度）までとします。

2) 計画対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものであるため、その対象範囲は都市計画区域となります。本市は市全域が都市計画区域であることから、市全域を計画対象区域とします。

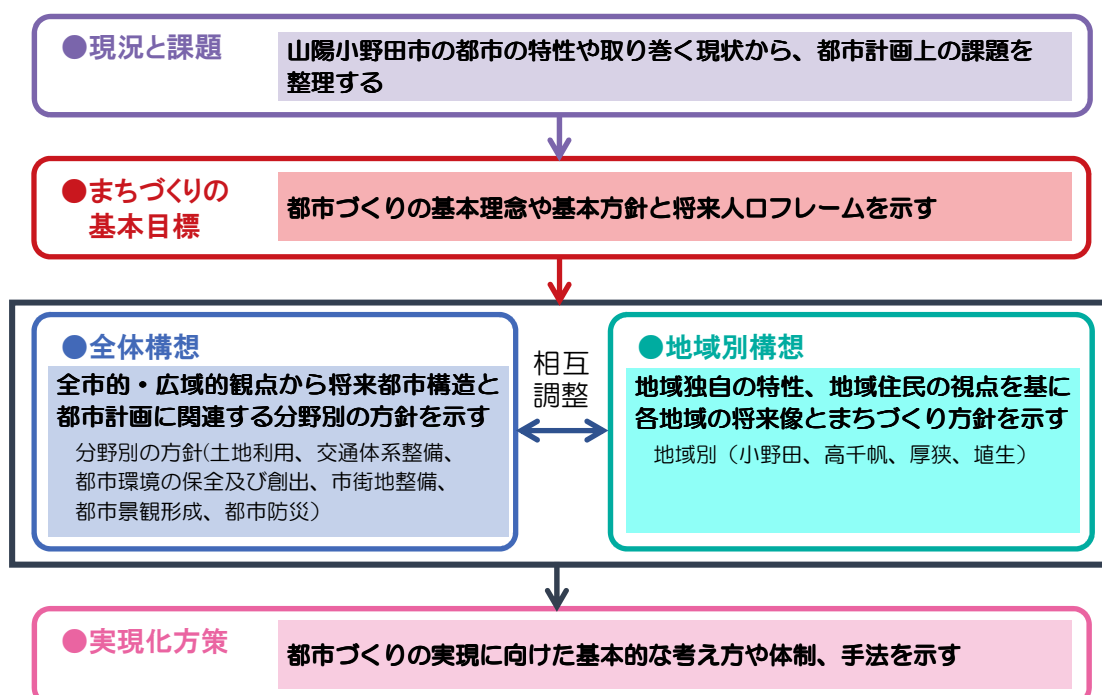
(3) 計画の役割と構成

都市計画や都市づくりは、市の総合計画における「将来都市像」を目指しつつ、地域の特性や住民意向を十分に考慮し、さらに、長期的な視点も持って検討していく必要があります。

このため、都市計画マスタープランでは、本市の特性と問題・課題を踏まえ、これから本市が都市づくりを進めていく上で基本となる考え方、すなわち基本目標を明確にします。そして、この基本目標のもとに、市全体の骨格的都市構造（全体構想）と各地域における詳細な市街地像（地域別構想）を示します。

土地利用計画や、道路、公園などの都市施設の整備といった個別の都市計画については、こうした市全体及び各地域の将来像を示した都市計画マスタープランに即して決定又は変更し、それぞれの計画や事業の間の整合を取りながら進めていきます。

[都市計画マスタープランの構成]



2 現況と課題

(1) 山陽小野田市の概要

1) 位置・地勢

本市は山口県の南西部に位置し、東側が宇部市、北側が美祢市、西側が下関市に接しています。

南北が約20km、東西が約15km、市域面積は133.09km²です。

本市北側の市境の一带は標高200～300m程度の中国山系の尾根が東西に伸びており、中央部から南側にかけてはなだらかな丘陵地、台地が広がり、海岸線一帯には干拓により形成された平地が広がっています。

市内中央部を流れる厚狭川、有帆川は、いずれも美祢市に源流を発しており、本市の平地部を通して瀬戸内海に注いでいます。

市街地はこれら河川沿いの平地と干拓地を中心に形成されており、その周囲を丘陵地が囲むような地勢となっています。

[山陽小野田市位置図]

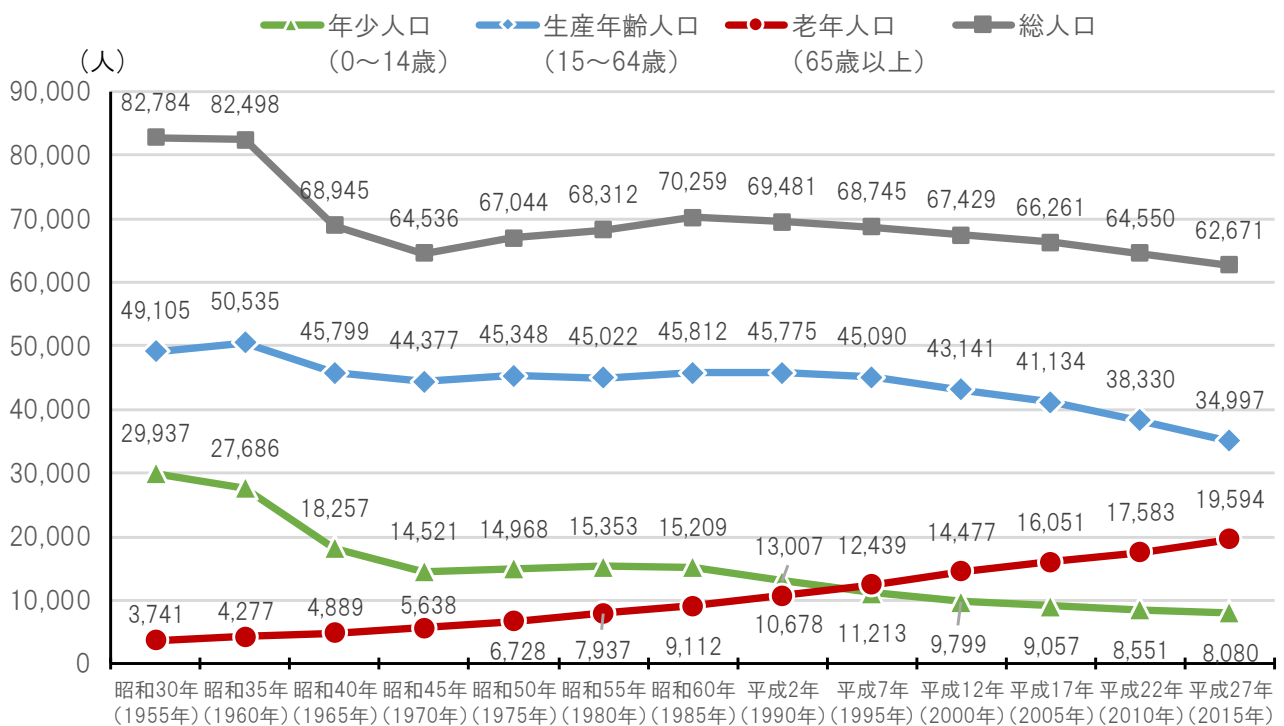


2) 人口

本市の人口は、昭和30年代の炭坑閉山に伴い、昭和35年(1960年)から昭和45年(1970年)にかけて減少しました。その後、徐々に回復したものの、昭和60年(1985年)をピークとして再び減少傾向へと転じ、緩やかに減少し続け、平成27年(2015年)には62,671人と、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

年齢3区分別の人口では、平成7年(1995年)に老年人口が年少人口を上回り、以降、少子高齢化が進んでいます。生産年齢人口は、平成2年(1990年)以降は減少傾向であり、平成27年(2015年)には35,000人を割り込んでいます。平成27年(2015年)の高齢化率は31.2%であり、超高齢社会(高齢化率21.0%以上)となっています。

[年齢3区分人口及び総人口の推移:国勢調査]

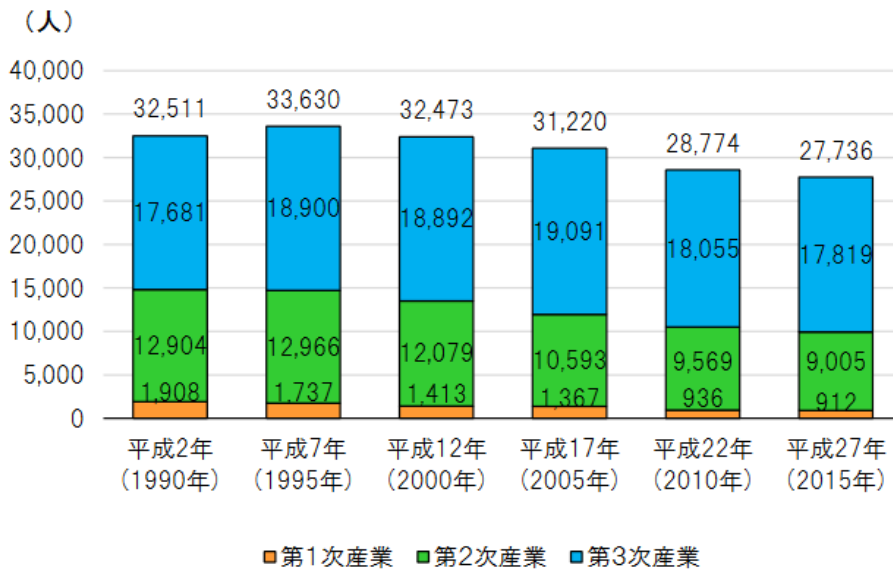


3) 産業

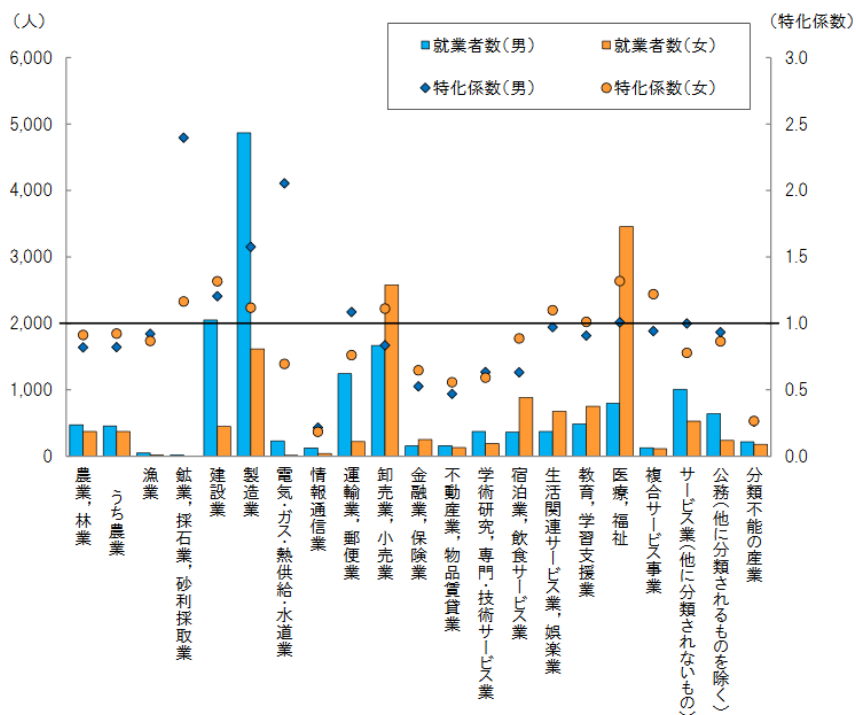
本市の就業者数は平成7年（1995年）以降、減少傾向で推移しています。第1次産業は平成2年（1990年）と比べて半数に、第2次産業は約3割の減少となっています。第3次産業は増減をしながらも平成2年（1990年）と比べて微増となっています。

市内従事者を産業大分類別にみると、製造業と医療・福祉、卸売業・小売業の業種で従業者が多く、全国との割合を比較する特化係数をみても製造業や医療・福祉関連は1.0を超えており、本市の特徴的な産業となっています。

[産業大分類別就業者数の推移: 第二次山陽小野田市総合計画]



[男女別の産業別就業者数及び産業特化係数: 第二次山陽小野田市総合計画]



工業は、平成 14 年（2002 年）以降、事業所数が減少、従業者数はおおむね横ばい傾向で、製造品出荷額は平成 21 年（2009 年）のリーマンショックにより大幅に落ち込みましたが、それ以降は持ち直しが見られます。

商業は、大規模小売店舗の立地が進む一方で小規模小売店舗の低迷が続いています。大規模小売店舗のほとんどは幹線道路沿道に立地していますが、既成市街地に近隣接しているという特徴があります。

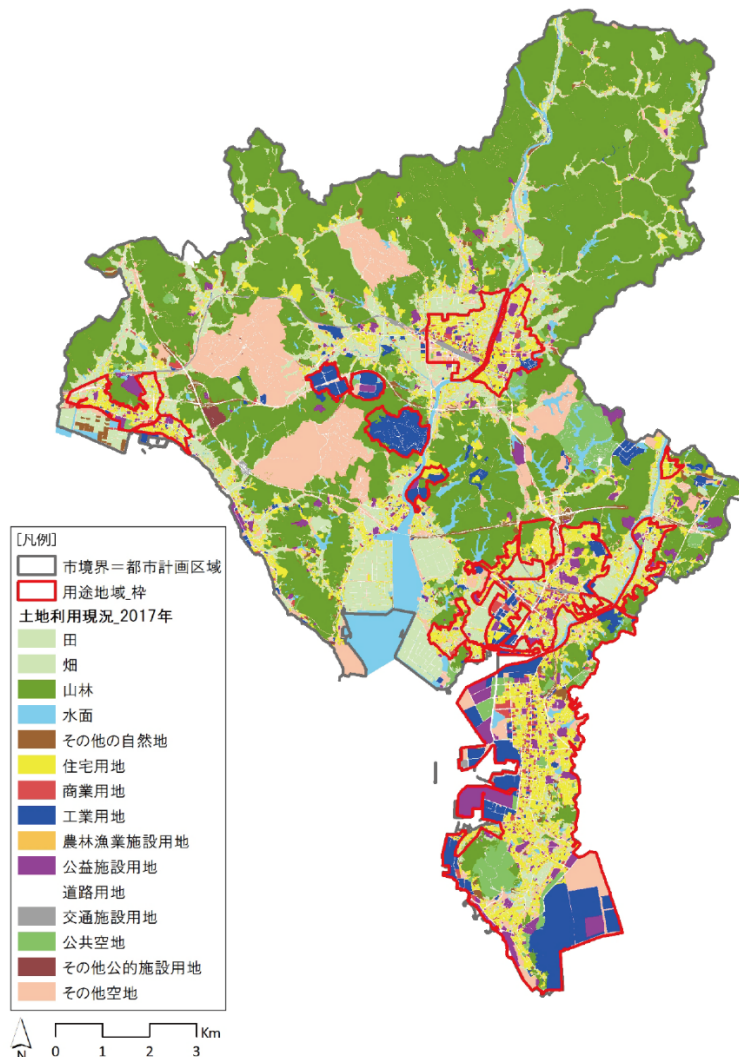
農業は、米と野菜を中心とした農業生産形態となっていますが、農家数、農業従事者ともに減少が続いています。

観光は、本市を訪れる観光客が増加傾向にあり、主にゴルフ場や観光農園が来訪者数の増加を牽引しています。

4) 土地利用

市域全体の土地利用では、宅地（住宅用地・商業用地・工業用地）や施設用地などの都市的土地利用が約 4 割を占め、農地や山林などの自然的土地利用が約 6 割を占めています。また、用途地域指定区域内では、都市的土地利用が 8 割強、自然的土地利用が 2 割弱となっています。既成市街地の周辺では、用途地域の指定のない区域においても建物用地が広がっている箇所があります。

[土地利用の状況：都市計画基礎調査（平成 29 年度（2017 年度））]



5) 交通

①道路

本市の道路網は、市域南部を東西に連絡する山陽自動車道と国道 190 号、市域中央部を東西に連絡する国道 2 号が骨格となっており、国道 316 号が南北方向を連絡する構造となっています。小野田湾岸道路が開通し、市街地内の交通の分散により渋滞が緩和されました。また、公園通り周辺やくし山の JR 跨線橋周辺など慢性的な渋滞箇所においては、整備が進められています。

②公共交通

本市には、山陽新幹線厚狭駅が設置されており、そのほかにも JR 山陽本線、JR 小野田線、JR 美祢線の 3 路線によって周辺の都市と連絡しています。

路線バスは、船木鉄道株式会社、サンデン交通株式会社、宇部市交通局の 3 社により運行されているなか、路線バスで対応できない周辺部には、コミュニティバスのねたろう号、いとね号、厚狭北部便、高畑・高泊循環線が運行しており、JR 小野田駅や JR 厚狭駅を中心に、おおむね放射線状にバス路線網が形成されています。また、厚狭地域の公共交通不便地域においては、デマンド型交通（乗合タクシー）が運行しています。

③港湾

本市には、小野田港（重要港湾）、厚狭港（地方港湾）のほか、刈屋漁港、高泊漁港、埴生漁港、梶漁港の 4 つの漁港があります。

このうち、小野田港は、平成 29 年（2017 年）現在、年間約 2,300 隻（総トン数約 220 万トン）が入港し、石炭、金属くず、鋼材などを中心に年間約 370 万トンの貨物を取り扱う港として機能しています。

6) 都市基盤整備状況

①都市計画道路

本市では、45 路線の都市計画道路が計画決定されています。計画決定延長 97,430m に対する平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在の改良済延長は 40,720m であり、改良率は 41.8% となっています。また、未改良のままとなっている路線の半数は、当初の計画決定から 60 年を経過している長期末整備路線となっています。

②都市計画公園

本市では、52 箇所の都市計画公園及び緑地が計画決定され、計画決定面積は 351.30ha となっています。また、計画決定されていない都市公園も数多く整備されており、それを含めた開設面積は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在で 292.30ha であり、市民 1 人当たりの公園面積は、46.5 m² となっています。これは、全国的にみても公園整備水準の高い状態となっています。ただし、街区公園などの身近な公園が不足している地区も見られます。また、当初の計画決定から長期間整備されていない公園が存在しています。

③下水道

本市の公共下水道の整備状況は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在、人口ベース普及率で 54.1% となっています。また、全体計画面積に対する整備率は、40.0% であり、下水道が未整備のままの市街地が多く残されている状況となっています。

(2)山陽小野田市を取り巻く現状

■山陽小野田市の主な基本的特性・現況

人口

- 人口減少、少子高齢化が今後、ますます進行することが予測されている。
- 高千帆地域は人口がおおむね横ばいで推移し、その他の地域は、人口減少が予測されている。
- 世帯数の増加と核家族化が進行している。

防災

- 洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域において、用途地域内をはじめ広い範囲で被害が想定されている。
- 他都市と比べて空き家率が高くなっている。

景観

- 市域の約6割が自然的土地利用となっている。
- 市民一人当たり都市公園面積は他都市と比較して広がっている。
- 都市計画公園の約2割が未開設となっている。
- 風致地区等に代表される自然景観や文化財がある。

土地利用

- 厚狭地域では、用途地域外においても、建物用地化が進行している。
- 用途地域内の人口減少が予測される。

交通

- 都市計画道路については、計画決定から長期未整備の区間がある。
- JR 小野田線の鉄道乗車数は減少傾向、路線バスは利用者が少ない区間がある。

商業・工業

- 商業は活力の低下がみられる。
- 製造品出荷額は増加傾向にある。
- 観光客入込数は増加傾向にある。
- 各商店街の事業所数が大きく減少している。
- 産業人口は減少傾向、「農業・林業」、「漁業」は、高齢化が著しい。

財政

- 財政が硬直化しており、人口減少により一層財政状況は厳しくなることが懸念される。

■都市計画に関わる上位・関連計画

- 第二次山陽小野田市総合計画
- 山陽小野田市人口ビジョン
- 山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 山陽小野田市地域公共交通網形成計画
- 山陽小野田市地域防災計画
- 山陽小野田市公共施設等総合管理計画
- 山陽小野田市住生活基本計画
- 山陽小野田市緑の基本計画
- 山陽小野田市観光振興ビジョン
- 山陽小野田市空家等対策計画
- 山陽小野田市農業振興地域整備計画

■都市計画に関わる重要キーワード(社会潮流)

- コンパクト・プラス・ネットワーク
- インフラの老朽化
- インバウンド
- 小さな拠点
- 対流型国土
- バリアフリー
- ユニバーサルデザイン
- 国土強靱化
- 土地・不動産の最適活用
- 文化的景観・日本遺産

■市民アンケート調査結果

期間:2017年11月27日~12月15日

対象:18歳以上の市民2,000人 回収数:808通(回収率40.4%)

- 「サンパーク・公園通り周辺」、「小野田駅周辺」、「厚狭駅周辺」いずれも飲食店、娯楽施設が不足している。
- 「埴生支所周辺」については、病院や診療所が不足しているという意見が多い。
- 8割以上が日常の買い物に「自動車」を利用している。
- 自動車や二輪車交通を使う際、「渋滞が多い」点が気になるという意見が多い。
- 上水道の整備、自動車の利用しやすさ、買い物の便利さ等については、重要度、満足度が高い。
- 防犯・防災対策、空き家の管理・抑制、道路の安全性、公共施設の安全性・バリアフリーなど、「安全性」の項目については、重点的な改善が必要。
- 特に身近な道路の安全性、自然災害に対する防災対策については重要とする意見が多い。

■高校生アンケート調査結果

期間:2018年7月9日~7月20日

対象:山陽小野田市内の高校(4校)の高校2年生 回収数:454通

- 小野田地域、高千帆地域、厚狭地域では、「娯楽施設や遊ぶ場所が少ない」。埴生地域では、「飲食店や商業施設が少なく、日常の買い物が不便」、「スポーツ施設が少ない」が不便・不満とする意見が多い。
- いずれの地域も、あったら良い施設・機能に「映画館」や「アミューズメント施設」などの娯楽施設が多く挙げられている。
- 来なくなるまちへのアイデアとして、小野田地域は「鉄道・バスの本数を増やす」、高千帆地域、厚狭地域は「商業施設の整備・充実」、埴生地域は「娯楽施設・遊び場を整備する」という意見が多い。

■直近10年間で整備された(整備中の)主な都市施設等

- 厚陽小・中学校の開校:平成24年(2012年)
- 山陽消防署新庁舎移転新築:平成25年(2013年)
- 小野田湾岸道路の開通:平成26年(2014年)
- 山陽小野田市民病院のグランドオープン:平成27年(2015年)
- 新ごみ処理施設の開設:平成27年(2015年)
- 山陽小野田市立山口東京理科大学の公立化:平成28年(2016年)
- 厚狭地区複合施設の開設:平成28年(2016年)
- 山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部の開設:平成30年(2018年)
- 子育て総合支援センターのオープン:平成30年(2018年)
- 学校給食センターの運用開始:平成30年(2018年)
- 埴生地区複合施設の整備(整備中)
- 埴生小・中学校の整備(整備中)

■山陽小野田市の都市計画上の課題

【人口・財政】

❖ 人口減少・少子高齢化の進行による都市経営の維持

【土地利用】

❖ 土地利用の集約化と活力を育む土地利用の検討

【市街地】

❖ 市街地整備による、都市の快適性・安全性の向上

【交通】

❖ 交通ネットワークの整備による、利便性が高い都市の形成

【景観】

❖ 景観や緑の保全

【都市防災】

❖ 災害等に配慮した都市の形成

(3)山陽小野田市の都市計画上の問題・課題

1) 人口減少・少子高齢化の進行による都市経営の維持【人口・財政】

状況・問題	<ul style="list-style-type: none">❖ 人口減少や少子高齢化が今後ますます進行していくことが予測されています。❖ 財政が硬直化しており、人口減少により一層財政状況は厳しくなることが懸念されます。
課題	<ul style="list-style-type: none">❖ 限られた財源の中で、都市を運営していくために、統廃合を含め、既存の都市施設を有効活用するなど、効果的で効率的な都市整備や都市形成を図る必要があるといえます。

2) 土地利用の集約化と活力を育む土地利用の検討【土地利用】

状況・問題	<ul style="list-style-type: none">❖ 高千帆地域以外は人口減少が予測されており、2040年には、小野田地域や厚狭地域、埴生地域において、人口が大きく減少することが予測されており、今後、都市の低密度化の進行が懸念されます。❖ 厚狭地域の市街地周辺においては、用途地域外で建物用地化が進行している箇所が見られます。❖ 観光や工業については横ばい・微増傾向にあるものの、商業に関しては、大型店舗の立地などにより、まちなかの商店街事業所数が大きく減少しているなど、衰退が著しい状況となっています。❖ 高校生アンケートにおいて、商業施設等の整備・充実に対する意向が強くなっています。❖ 産業人口は減少傾向にあり、特に「農業・林業」、「漁業」などの第1次産業の高齢化が著しい状況となっています。
課題	<ul style="list-style-type: none">❖ 人口減少や少子高齢化の中でも、都市を効果的で効率的に維持・運営していくために、更なる市街化を抑制・コントロールし、土地利用の集約化を図る、コンパクトな都市の形成が必要であるといえます。❖ 大型店舗と商店街において、両者の特徴や長所を活かせる土地利用などを検討・展開し、商業の活性化を図る必要があるといえます。❖ 生産者が快適に生活できる環境整備や、農地を維持・活用する方策等を検討していく必要があるといえます。

3) 市街地整備による、都市の快適性・安全性の向上【市街地】

状況・問題	<ul style="list-style-type: none">❖ 直近10年間において、地域のコミュニティを高める複合施設や、市民病院、ごみ処理施設や消防庁舎など、様々な都市施設等の整備が行われ、都市の快適性や安全性の向上に寄与しています。❖ 小野田駅前地区都市再生整備計画事業に基づき、都市基盤整備が実施されるなど、駅前の利便性や快適性の向上が見込まれています。❖ 市民アンケートでは、空家等の管理及び対策や防犯対策、公共施設や道路の安全性等をはじめとした「安全性」の項目について、満足度が低い状況にあります。❖ 特に空き家については、都市構造評価においても、他都市と比較して、空き家率が高いため、評価が低い結果となっています。
課題	<ul style="list-style-type: none">❖ 既存の都市施設等の適切な維持管理により、都市の快適性・安全性を今後も維持していく必要があるといえます。❖ 主要駅周辺では、南北の連携強化等による一体的な市街地を形成し、利便性の向上や市街地の活性化を図る必要があるといえます。❖ 危険な空き家の除却や適正管理により都市の安全性を高める必要があるといえます。

4) 交通ネットワークの整備による、利便性が高い都市の形成【交通】

状況・問題	<ul style="list-style-type: none">❖ 日常の買い物について、8割以上が自動車を使用しているなど、自動車に依存した状況となっています。❖ JR 小野田線や路線バスの一部区間などの利用率が大きく減少しています。❖ 市民アンケートにおいても、「徒歩圏で買い物ができる商業施設の充実」「公共交通の利便性向上」について重点を置くべきという意向が強くなっています。❖ 小野田湾岸道路の開通などにより交通利便性が向上しています。❖ 市民アンケートにおいて、身近な道路の安全性について重要視されています。❖ 都市計画道路については、計画決定から長期未着手の区間があります。
課題	<ul style="list-style-type: none">❖ 市内外の人々が活用しやすい公共交通のサービスやネットワークの整備・強化を図ることにより、公共交通の維持や、徒歩や自転車でも生活利便性が低下しない都市の形成を図る必要があるといえます。❖ 都市計画道路や生活幹線道路の適切な維持管理により今後も交通利便性を維持していく必要があるといえます。❖ 長期未着手の都市計画道路について、整備や見直しを図る必要があるといえます。

5) 景観や緑の保全【景観】

状況・問題	<ul style="list-style-type: none">❖ 市域の約6割が自然的土地利用となっています。❖ 風致地区等に代表される自然景観や文化財があります。❖ 市民一人当たり都市公園面積は全国、山口県と比較して、大きい状況にあります。❖ 都市計画公園の約2割が未開設となっています。
課題	<ul style="list-style-type: none">❖ 今後も保安林、地域森林計画対象民有林などについて法規制の指定・運用による保全に努めていく必要があるといえます。❖ 自然景観や文化財に配慮した景観形成を図る必要があるといえます。❖ 身近な公園が不足している地区や、市街地の状況に配慮し、未開設の都市計画公園を含めた、都市公園の整備や見直しを図る必要があるといえます。

6) 災害等に配慮した都市の形成【都市防災】

状況・問題	<ul style="list-style-type: none">❖ 近年の大規模災害により、防災への意識が高まる中、市民アンケートにおいても、防災対策については重要度が高く、満足度が低い、重点的な改善が必要な項目となっています。❖ 用途地域を含む広い範囲で、洪水、高潮、津波、土砂災害などの被害が想定されています。
課題	<ul style="list-style-type: none">❖ 洪水・土砂災害等の危険性が高い市街地についての防災対策や都市基盤整備などを行う必要があるといえます。

3 まちづくりの基本目標

(1) 都市づくりの基本理念

本市は、平成21年（2009年）3月に策定した山陽小野田市都市計画マスタープランにおいて、都市づくりの基本理念と基本方針を掲げ、都市づくりを推進してきました。

しかし、人口減少・少子高齢社会の進展、厳しい財政状況、安心・安全な都市づくりに対する市民意識の高まり等により、都市づくりへのニーズは多様化しています。このため、こうした現状に対応するだけでなく、持続可能な都市づくりを推進していくことが必要となっており、特に、各地域においては、地域の実態に則した都市づくりを推進していくために、市民、企業、団体、行政と協力してまちを創ることが重要です。

本市の総合計画では、本市の特性を活かしながら、これからの時代にふさわしい「住みよさ」が実感でき、子どもからお年寄りまでが「住んでよかった」「住みやすい」と思えるまちとなることを目指し、また、住む場所としての魅力を発信していくことで、「住んでみたい」と思われるまちとなることを目指して、基本理念を『住みよい暮らしの創造』とし、将来都市像を『活力と笑顔あふれるまち』と定めています。

今回改定する「山陽小野田市都市計画マスタープラン」では、総合計画で示された基本理念と将来都市像を都市計画の分野から実現化していくことを目指し、都市づくりの基本理念を次のように設定します。

【都市づくりの基本理念】

1 都市機能の充実とネットワークの強化により、快適・便利な都市を創る

身近な生活の場において、快適で便利な市街地を形成し、地域同士の連携を強化することで、活力とにぎわいにあふれる都市を創出します。

2 市民生活を守る、安心・安全な都市を創る

本市に暮らす全ての人々が今後も本市に住み続けられるよう、また、市外の人からも住んでみたいと思われるよう、防災や防犯対策等の充実を図ることで、安心・安全な都市を創出します。

3 地域の個性や資源を活かした都市を創る

これまで育んできた各地域の個性を守り活かすと同時に、市全体の資産である既存の産業基盤や都市基盤施設、そして市民や学生などの人材資源を最大限に活用した都市を創出します。

(2) 都市づくりの基本方針

1) コンパクトな市街地の実現による住みよい暮らしの創造

人口減少・少子高齢社会に対応するとともに、快適で便利な生活を送ることができるよう、地域において都市機能がコンパクトに配置された都市構造の構築を目指します。本市では、郊外部での無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市機能の集約化や現在の市街地内の空き家・空き地を活用することで、土地利用の集約化・高密度化を進めていきます。

既成市街地においては、生活に欠かせない都市機能を維持し、誰もが快適で便利に歩いて暮らせる住みよい暮らしの創造を目指します。

2) ネットワークを活かした住みよい暮らしの創造

鉄道・バス、幹線道路等の交通ネットワークや情報共有のためのネットワーク等を活かし、地域同士が連携・補完できる都市構造を形成します。また、地域の移動ニーズに合った、持続可能な公共交通サービスの確保・提供に努めます。

こうしたネットワークを活かし、各地域に点在する歴史的・文化的資源や観光資源、人々の憩いの場となる大規模な公園、就業・買い物・通院・娯楽の場となる商業地・工業地、学業の場となる学校や大学等、そうした場所の連結を強化することによって、企業誘致、居住人口・交流人口の増大に向けて、便利で交流機会の多い住みよい暮らしの創造を目指します。

3) 安心・安全なまちづくりの推進による住みよい暮らしの創造

本市では、浸水被害や土砂災害の危険性の高い区域が各地に分布しています。こうした災害リスクの高い区域においては、適切な防災・減災対策を実施します。

一方で、防犯上の危険性、歩行者の通行上の危険性、生活環境に関する危険性など、あらゆる方面での安心・安全に対する住民の関心が高くなっています。

これらのことから、防災・減災対策に加え、身近な生活空間における、公共施設、公園、道路、橋梁、上下水道などの都市基盤施設を適切に維持・保全・整備していくことや、近年増加している空き家の除却など、生活環境に関する、あらゆる安全対策を行い、住みよい暮らしの創造を目指します。

【市民アンケート調査結果】

市民アンケート調査の結果、防災・防犯対策、空家等の管理・抑制、道路の安全性、公共施設の安全性・バリアフリーなど、「安全」に関する項目・施策について、重要度が高く、満足度は低いという結果から、安心・安全なまちづくりに向けて、重点的な取組が必要となっています。

4) 豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を活かした住みよい暮らしの創造

市民にとって誇りである恵まれた自然環境、そして各地域の歴史遺産や産業遺産等は、先人たちの知恵や努力によって今日まで守り伝えられてきたものです。

今後は、こうした恵まれた自然に日常的に包まれ、長い歴史とまちの風格を体感できるような環境を創出するため、自然環境や歴史的・文化的資源の保全、景観の保全・形成により、住みよい暮らしの創造を目指します。

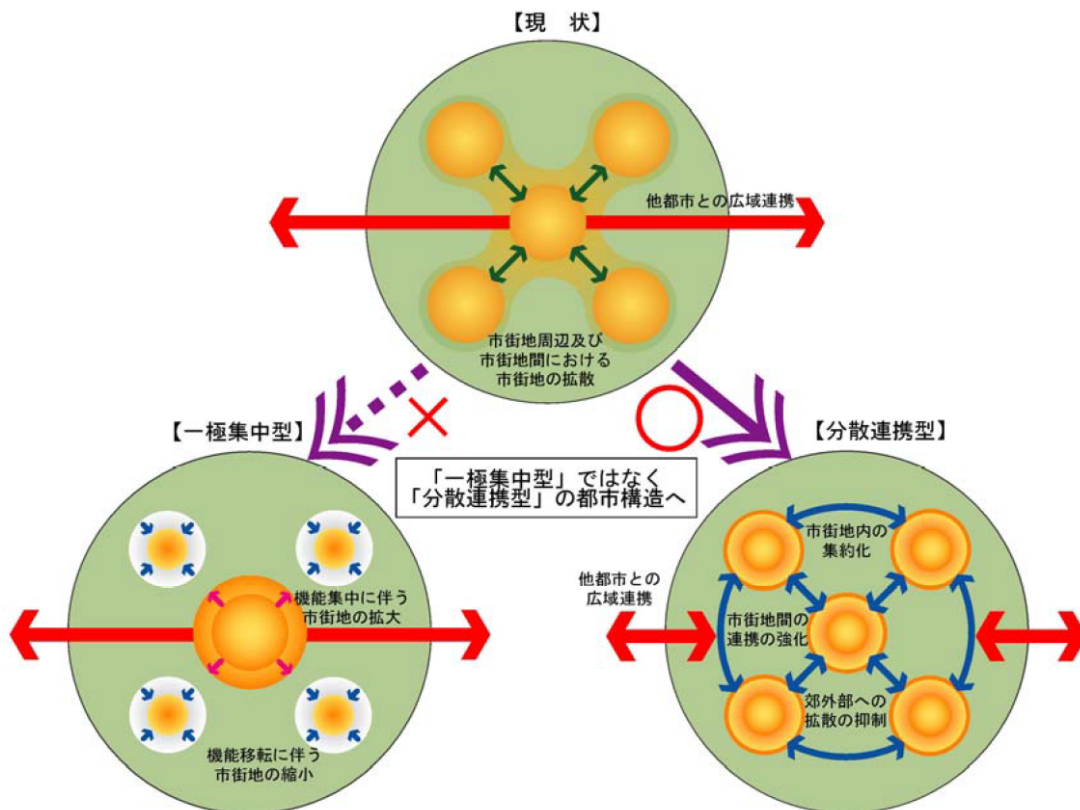
5) 市民とともに実現する住みよい暮らしの創造

住みよさを体感できるまちづくりを進めていくためには、その地域で暮らし、働き、活動する市民、事業者、NPO、学生といった人々の目から見て、快適・便利な都市づくりを行う必要があります。

特に、地域住民の支え合いにより、地域での生活環境を維持していくことが重要であり、市民が誇りを持ち、都市づくりに積極的に関わっていくことが求められています。

このため、市民の視点や自発的活動を積極的に取り入れながら、市民の視点に立ったより良い協創による都市づくりを目指します。また、行政は、全体的な観点から安心・安全・快適・便利な都市空間形成を進める一方で、市民等からの都市計画に対する提案を適切に反映し、誰もが主役になれるまちづくりが円滑に進むような制度・体制の確立に努めます。

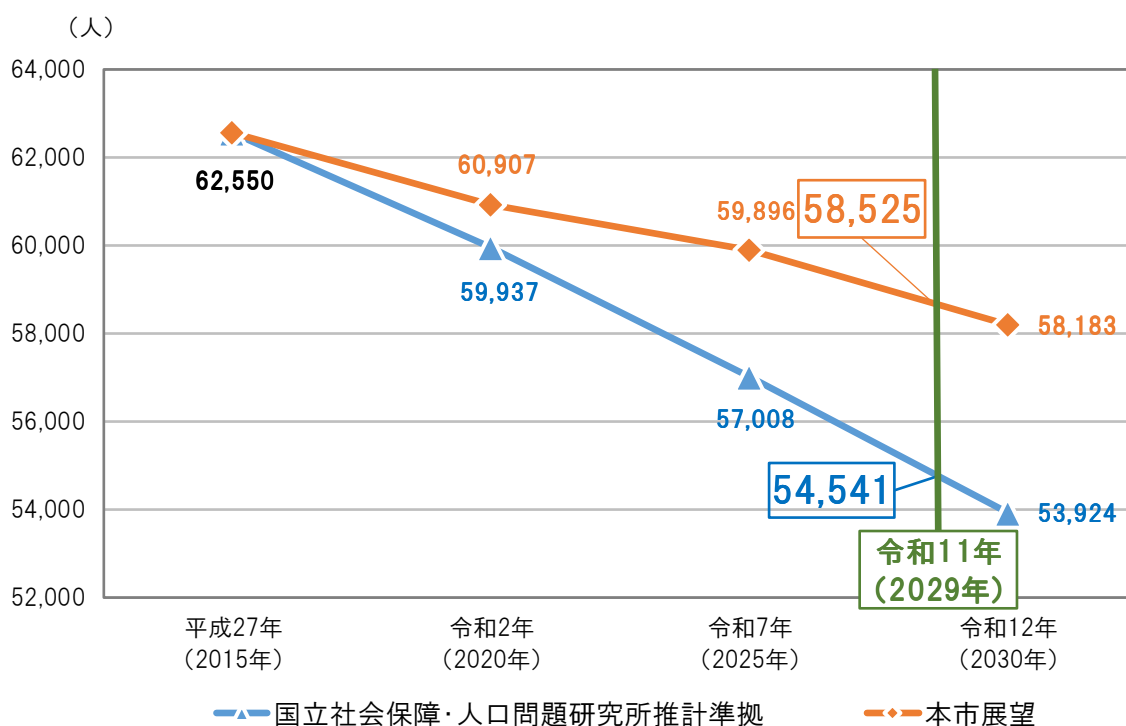
[本市が目指す都市構造のイメージ]



(3) 将来人口フレーム

第二次山陽小野田市総合計画では、山陽小野田市人口ビジョン及び山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、令和11年(2029年)の目標人口を58,000人としています。都市計画マスタープランにおいても、総合計画に基づく都市計画や都市整備分野における取組を展開し、市の魅力の向上を図る施策を実施することにより、人口減少を抑制することとし、令和11年(2029年)の将来人口フレームを58,000人に設定します。

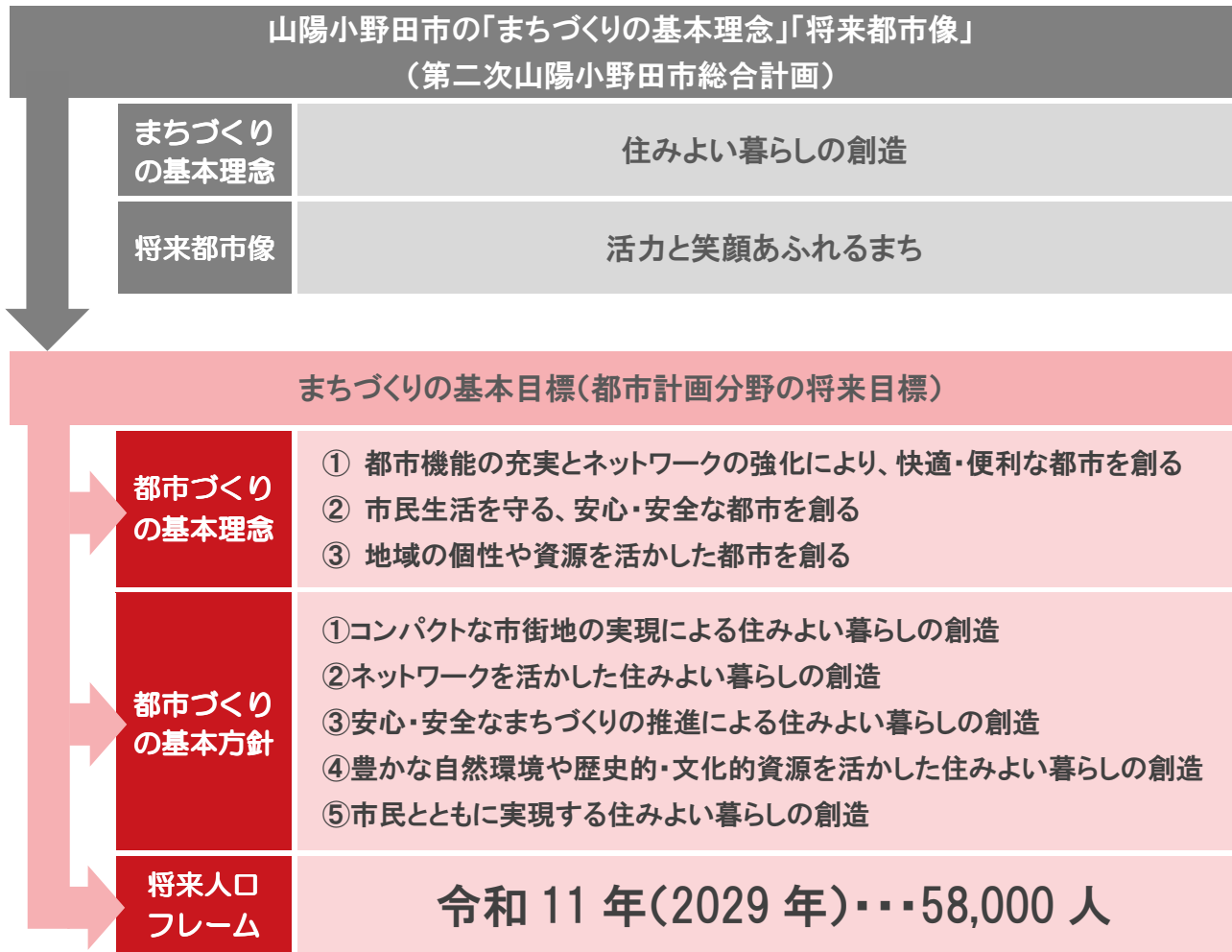
[人口の動向と将来人口フレーム]



※いずれも、平成27年(2015年)国勢調査結果を基に本市が独自に推計したものです。この推計に当たっては、年齢構成が必要となるため、年齢不詳の人数(121人)は除いています。

※将来人口フレーム：将来の都市の規模を想定するための指標であり、ここではおおむね10年後の将来人口規模のことを指す。

【山陽小野田市のまちづくりの基本目標のまとめ】



4 全体構想

(1) 将来の都市構造

将来の都市構造は、都市づくりの基本方針に基づく基本的な土地利用区分や骨格的な都市施設等の配置に関する考え方を示すためのものです。

本市には、海岸、山林、田園などの豊かな自然環境が残されており、この自然環境と市街地を今後においてもしっかりと区分し、秩序ある土地利用を進めます。また、市街地間の「連携」と市街地内の「集約化」を実現するため、都市的土地利用と自然的土地利用の基本的なゾーニング、主要な拠点の配置、広域・地域間を結ぶ連携軸の活用という3つの視点から、本市の将来都市構造を示します。

1) 都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分

コンパクトな市街地形成を図るとともに、市街地を囲む山地や農地の無秩序な開発の抑制を図るため、本市の都市的土地利用及び自然的土地利用を次のように区分し、それぞれの特性を踏まえた土地利用を展開します。

1 市街地ゾーン

これまで積極的に公共基盤整備を進めてきた地区については、「市街地ゾーン」に区分し、各種都市機能の集積、都市基盤整備の推進、居住環境の向上を進めることによって、良好な市街地の形成を図ります。また、公共施設や商業施設の集客性を活かして、活気とにぎわいのある市街地の創出を図ります。



[小野田駅周辺市街地]

2 農地・集落地ゾーン

市街地を取り巻く農地や集落地は、「農地・集落地ゾーン」に区分し、優良農地の保全及び農業基盤整備の推進を図るとともに、集落地における生活環境の向上を図ります。また、都市と自然が共存するゾーンとして、良好な自然環境や田園景観を持つ居住空間の形成を図ります。



[田園景観]

3 山林ゾーン

市街地の背後に広がる山地・丘陵地は、「山林ゾーン」に区分し、良好な自然環境の維持・保全を図ります。このうち、市中央部の「山林ゾーン」については、都市と自然とが共存するゾーンとして、周囲の自然と調和する産業団地やレジャー空間の維持・保全を図ります。また、宇部市との境界をなす「山林ゾーン」については、現在残されている緑地を保全しながら、緑豊かな住宅地の維持・保全に努めます。



[市街地の背後に広がる山地]

4 海岸ゾーン

市の臨海部一帯は、「海岸ゾーン」に区分し、臨海部の特性を活かした土地利用の展開と瀬戸内海の環境保全に努めます。このうち、焼野海岸をはじめとする海浜については、利用者のニーズに応じた環境整備と景観の保全にあわせて、周辺の観光交流施設と一体的な利用促進を図ります。また、漁港については、漁港施設の整備、水産資源の保全・育成により水産業の振興を図ります。



[焼野海岸(きららビーチ焼野)]

[都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分]



2) 主要な拠点の配置

市の総合計画では、JR小野田駅～市民館周辺、JR厚狭駅周辺に、様々な都市機能を集積させ、市の中心的役割を担う「都市拠点」に、サッカー場～公園通り周辺、JR埴生駅～埴生市街地周辺を、地域での生活や交流の場となる「地域拠点」に位置づけ、これらを中心に様々な都市機能の集積を図ることとしています。

また、この骨格的な拠点配置の考え方を踏まえ、日常的な生活に関わりの深い生活・産業の拠点、そして、より豊かな生活に必要な交流・レクリエーションの拠点を次のように配置します。

1 生活・産業の拠点

●総合サービス拠点

市役所周辺、厚狭地区複合施設周辺については、「総合サービス拠点」として位置づけ、各種行政サービス、金融、医療福祉など多様なサービスを提供する拠点として機能強化に努めます。

●地域サービス拠点

支所・出張所周辺については、「地域サービス拠点」として位置づけ、総合サービス拠点を補完する行政サービス施設を中心として、コミュニティ施設等の充実に努めます。

●工業集積拠点

小野田・楠企業団地、山野井工業団地、新山野井団地などの内陸型工業団地や東沖ファクトリーパークなどの臨海部一帯の工業団地については、「工業集積拠点」と位置づけます。このうち、小野田・楠企業団地については、就業機会の確保と定住人口の増大に寄与する新規企業の誘致を図り、内陸型工業団地や臨海部一帯の工業団地については、既存企業の定着・育成に努めます。

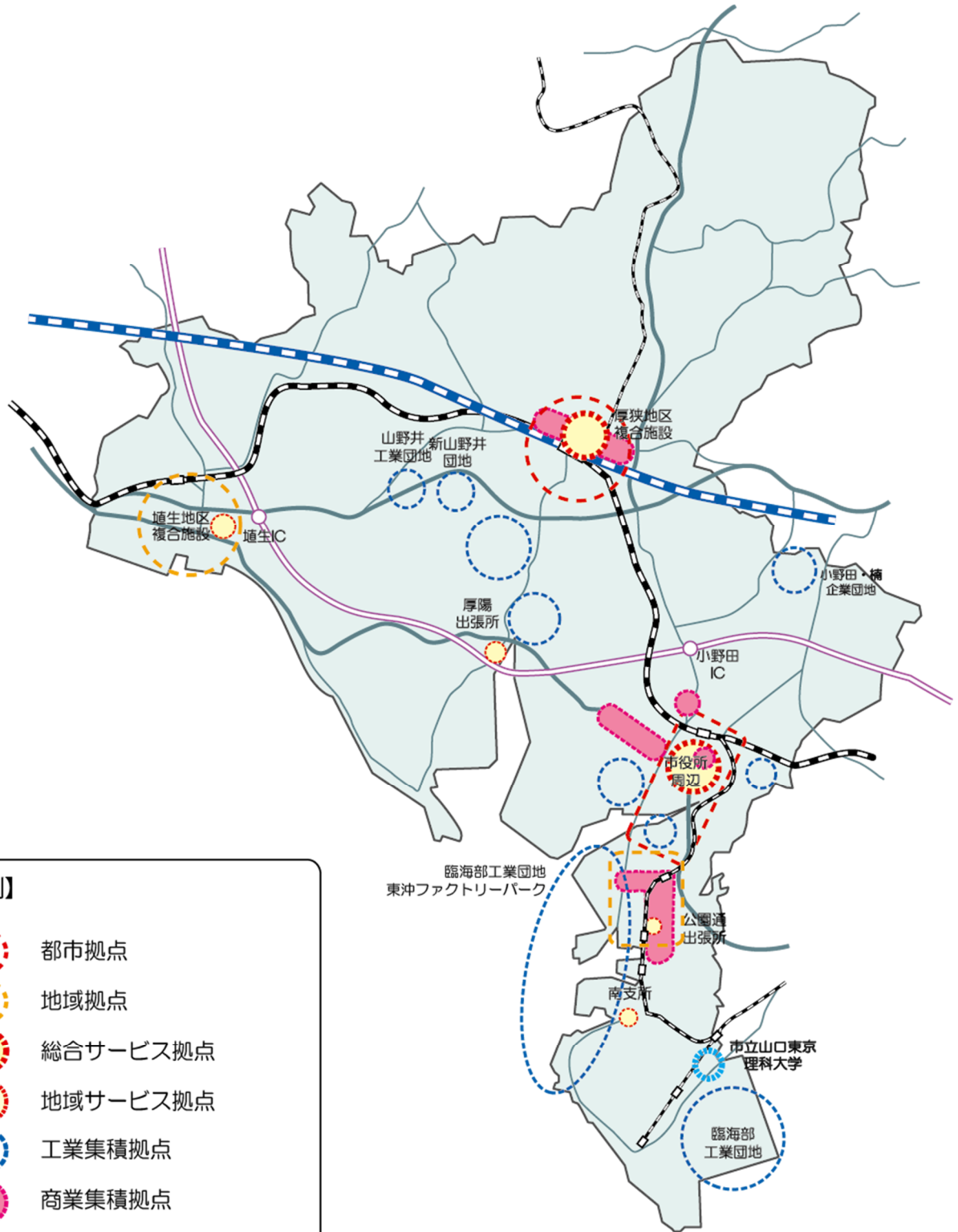
●商業集積拠点

都市拠点、地域拠点内の幹線道路沿道の商業施設集積地区、大規模商業施設を核とする商業集積地区については、「商業集積拠点」として位置づけ、鉄道駅周辺と連携したにぎわいの創出を図ります。


●学術研究拠点

山陽小野田市立山口東京理科大学（以下、「市立山口東京理科大学」）については、「学術研究拠点」として位置づけ、大学が持つ専門知識、人材の活用を通じて、産学官連携の推進による産業振興、学校教育における理科教育の支援、地域における生涯学習の充実に努めます。

[生活・産業の拠点の配置]



【凡例】

-  都市拠点
-  地域拠点
-  総合サービス拠点
-  地域サービス拠点
-  工業集積拠点
-  商業集積拠点
-  学術研究拠点

2 交流・レクリエーションの拠点

●文化交流拠点

市民館・中央図書館、文化会館を中心とする一帯をそれぞれ「文化交流拠点」として位置づけ、文化を中心とする市民交流の場としての充実を図ります。

●スポーツ交流拠点

市民体育館、野球場、サッカー場などが集積する一帯を「スポーツ交流拠点」と位置づけ、スポーツを中心とする市民交流の場としての充実を図ります。



[県立おのだサッカー交流公園]

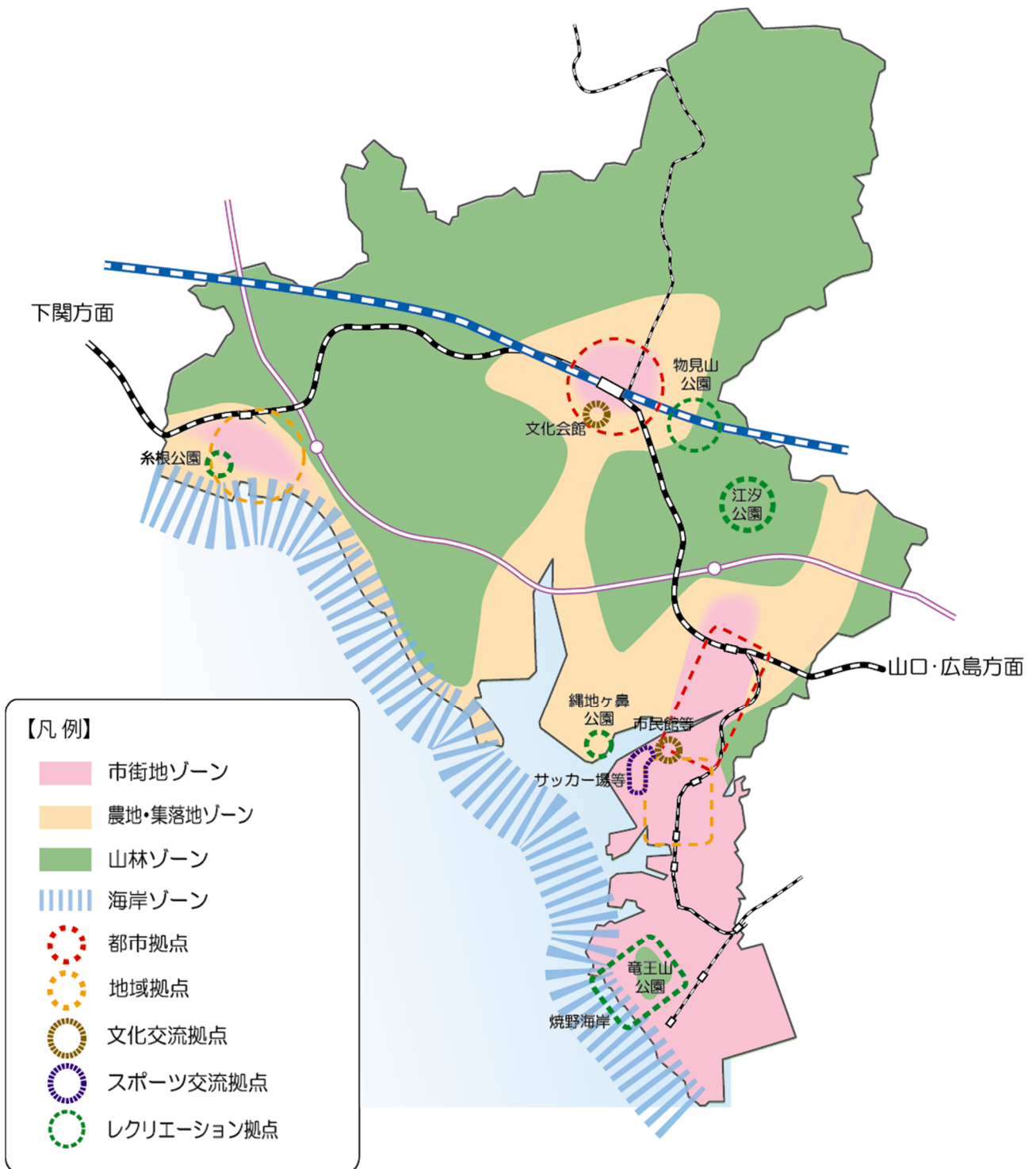
●レクリエーション拠点

江汐公園、焼野海岸及び竜王山公園、物見山公園、縄地ヶ鼻公園、糸根公園については、「レクリエーション拠点」として位置づけ、キャンプ場、遊歩道、休憩施設などの整備を通じて、多くの人に利用されるレジャーや憩いの場としての充実を図ります。



[竜王山公園]

[交流・レクリエーションの拠点の配置]



3) 広域・地域間の連携軸の活用と強化

人や物の移動又は人の交流による本市の活性化を図るため、道路・鉄道といった交通基盤、鉄道・バスといった公共交通サービスにおいて、九州方面・広島方面などの広域からの経済・文化・観光等の交流を図る「広域連携軸（国土連携）」、周辺都市との連携を担う「広域連携軸（都市連携）」、市内の地域間を連絡する「地域連携軸」を設定し、その活用及び強化を図ります。

1 広域連携軸（国土連携）

山陽新幹線、山陽自動車道については、国土レベルの連携を担う「広域連携軸」として位置づけ、市内から九州方面及び広島方面とのアクセス性向上と、広域からの経済・文化・観光等の交流の増大を図ります。

2 広域連携軸（都市連携）

国道2号、国道190号、国道316号、地域高規格道路山口宇部小野田連絡道路、JR山陽本線、JR美祢線については、周辺都市との連携を担う「広域連携軸」として位置づけ、鉄道駅における交通結節点機能の強化、幹線道路の走行性改善等によって都市間連携を強化します。

3 地域連携軸

山地や河川などの地形によって隔たれている地域間を連絡する国道2号、国道190号、県道小野田山陽線、小野田湾岸道路、JR山陽本線、JR小野田線を「地域連携軸」と位置づけ、一体の都市としての発展を目指して、地域間の連携強化を図ります。



[小野田湾岸道路(有帆川大橋)]

[広域・地域間の連携軸]



[将来都市構造のまとめ]



(2)土地利用の方針

1) 土地利用の基本的考え方

本市には緑豊かな山林や美しい海岸、農村の田園風景など、多くの自然環境が残されていますが、住宅開発や産業用地開発により、身近な農地や丘陵地が都市的土地利用へと変化し、市街地が拡大し続けてきたのも事実です。

人口減少・少子高齢社会、循環型社会への対応をより一層図るため、都市拠点や地域拠点などを中心に、既成市街地内で土地利用の有効活用・高密度化や都市機能集積を進めるとともに、周囲の自然環境を健全で良好な状態で保全します。このため、土地利用の配置についても、外側から中心部に向かうにつれて土地利用密度が高くなる同心円状パターンを基本とし、より多くの人々が利用しやすい場所に公共性の高い施設や住宅地・商業地を配置誘導し、郊外部には自然環境や田園環境と調和する低密度な低層住宅地を配置誘導します。

また、本市では、地域によって特性の異なる市街地形態が見られることから、こうした歴史的特性や市民の意向等を活かすことに配慮しながら、きめ細かい土地利用の展開を図ります。特に、既成市街地内の空洞化と無秩序な市街地の拡大によって、個性のない街並みが増大しないよう、地域間の結びつきは強化しつつ、各地域において快適で魅力ある住みよいまちづくりを進めます。

【土地利用の基本方針】

市街地内の土地利用の集約化

都市拠点や地域拠点などを中心に都市機能の集約化や都市基盤施設の整備を進め、居住を誘導し、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。また、市街地内における空き家・空き地を積極的に活用しながら、多くの人々が暮らす良好な市街地形成に努めます。

無秩序な市街化の抑制

コンパクトな市街地形成を図るため、郊外部での無秩序な開発を抑制し、農地や丘陵地の保全を図ります。

活力ある産業地の形成

本市で働き暮らす人口の増大を図るため、企業誘致や適正な商業施設の配置誘導により、活力ある産業地の形成を進めます。

2) 土地利用の配置方針

1 住居系市街地

●一般住宅地

商業・業務系市街地や工業系市街地に近接する比較的密度の高い住宅地については、「一般住宅地」として位置づけ、住宅地を主体とした土地利用を基本としつつ、近隣商業施設や生活利便施設との混在をある程度許容する地区とします。

一般住宅地においては、狭隘道路しかない地区や、空き家・空き地を多く含む地区など、改善の必要性のある市街地が見られることから、地区計画や面整備事業等を導入しながら生活道路や下水道等の都市基盤整備を進め、快適で生活利便性の高い住宅地の形成を図ります。

また、計画的な土地利用の誘導が必要な地区においては、用途地域の見直しを検討します。

●専用住宅地

丘陵地に位置する住宅地や計画的に開発された住宅団地については、「専用住宅地」として位置づけ、低層住宅を中心とした良好な住環境の維持に努めます。このうち、既に良好な環境を有している住宅地や新たに開発を行う住宅地については、地区計画、緑地協定等の手法を活用しながら、緑豊かな住宅地の維持又は形成を目指します。

一方、宅地化が進まず、都市基盤施設の整備も進んでいない地区については、今後の土地利用の見直し等を踏まえながら、市街地から除外することも検討します。



[良好な専用住宅地のイメージ(青葉台)]

●農村集落地

用途地域の指定のない区域に形成された集落地のうち、地域サービス拠点を中心として大規模なまとまりを持つ集落地については、「農村集落地」として位置づけ、周辺の営農環境と調和の取れた良好な居住環境の整備に努めます。また、農村集落地内で計画的に開発された住宅団地については、専用住宅地と同様に、低層住宅を中心とした良好な住環境の維持に努めます。

●漁村集落地

漁港周辺に形成された密集した住居系市街地については、「漁村集落地」として位置づけ、防災上の安全性に配慮したまちづくりを進めます。このため、空き家・老朽家屋の除却や建築規制緩和措置の導入についても検討しながら、道路空間確保や不燃化促進等を図ります。

2 商業・業務系市街地

●複合業務市街地

本市の「都市拠点」であるJR小野田駅周辺、JR厚狭駅周辺に「複合業務市街地」を配置し、行政機関、金融施設、医療・福祉施設といった行政・業務施設の集積を維持するとともに、これら施設や鉄道駅に近接する利便性を活かして、商業業務施設の集積促進、住宅・中高層マンション等の集積促進を図ります。特に、土地区画整理事業により都市基盤施設が整備された地区については、快適な都市型住宅や商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進めます。

●商業集積地

本市の主要な大型商業施設の多くは幹線道路の沿道に立地していますが、市街地に近接していることが特徴であり、コンパクトな市街地形成を進めていく上での強みともいえます。

このため、市役所周辺の国道190号沿道、公園通り周辺、そして、大規模商業施設を核として商業施設が集積する地区については、「商業集積地」として位置づけ、市民及び地域住民の購買需要に対応できる商業機能の維持・充実を図る観点から、土地利用規制又は誘導の手法を検討します。

なお、歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成を図る観点から、郊外部に向かってスプロール状に商業施設が拡散することのないよう、商業集積地以外の地区においては、大型商業施設の立地を規制します。

3 工業系市街地

●臨海工業地

臨海部に形成された石油コンビナートや大規模工場集積地については、「臨海工業地」として位置づけ、道路、港湾等の産業基盤の保全を図るとともに、既存産業の高度化や産学官の連携等を通じて活力ある産業機能の維持に努めます。また、産業公害及び都市防災の観点から、事業所内及び周辺の緑化を推進し、良好な工業地形成を目指します。

●内陸工業地

丘陵地内に造成された大規模な工場、工業団地については、「内陸工業地」として位置づけ、周辺の自然環境や居住環境と調和する工業地形成を図ります。

このうち、小野田・楠企業団地では、山陽自動車道、国道2号などの広域交通体系に近接している強みを活かした企業の誘致に努めます。



[小野田・楠企業団地]

4 自然系土地利用

●農地

厚狭川河口一帯の干拓地や住宅地の周辺に広がる優良農地については、農業振興と農地保全を基本とし、新たな市街化を抑制するとともに、農地がもつ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全を図ります。

●山地・丘陵地

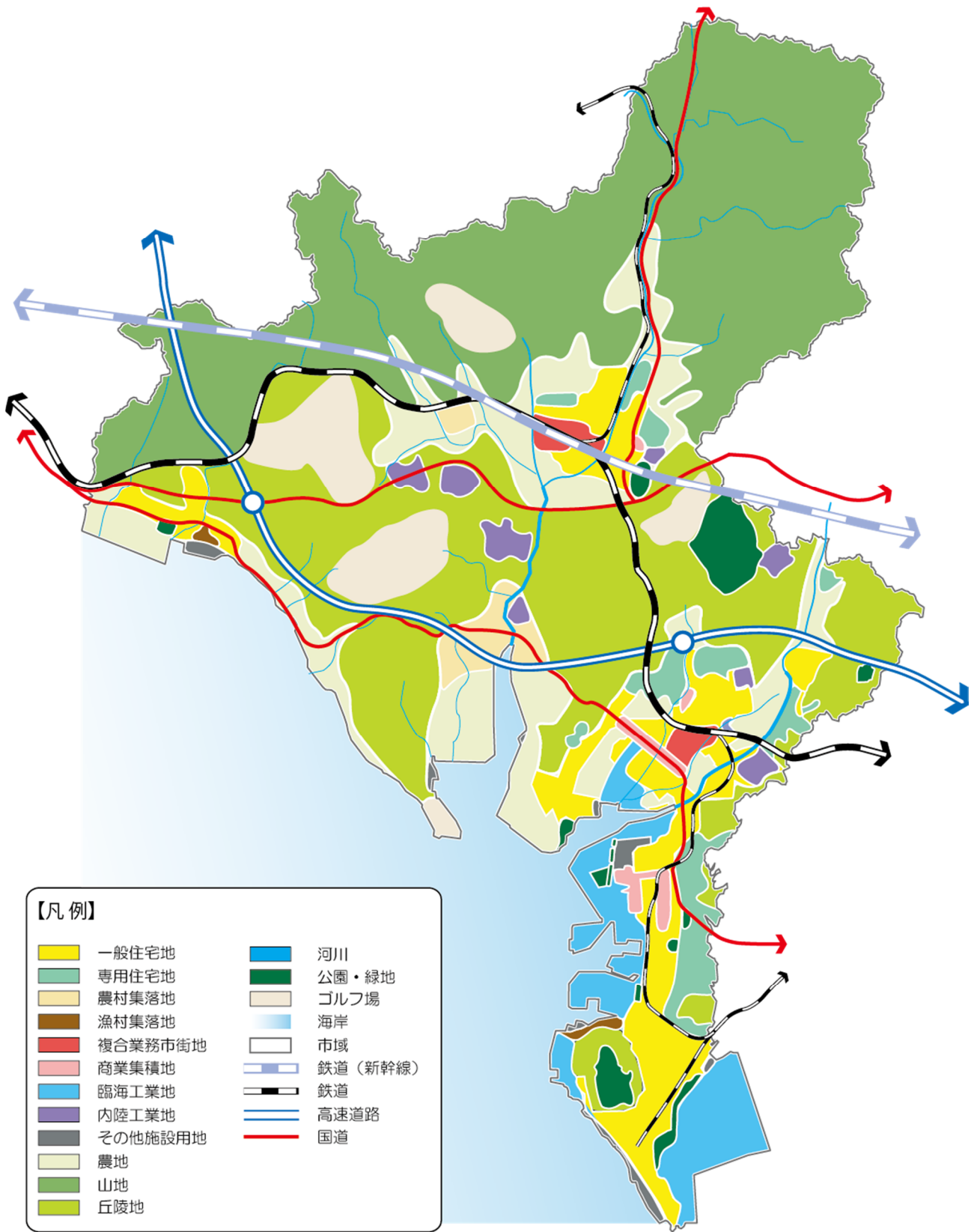
本市を取り囲む山地については、水源涵養、防災、生態系保全等の機能の維持・増進を図るため、今後も良好な自然環境を保全するとともに、自然散策等の場として保全・活用を図ります。

また、市街地の周辺に広がる丘陵地については、市街地に近接する貴重な緑地としての機能を持つことから、都市と自然とが調和する地区として保全・活用を図ります。

●海岸

焼野海岸をはじめとする海浜については、利用者のニーズに応じた環境整備と合わせて、周辺の観光交流施設と一体的な利用促進を図ります。

[土地利用方針図]



(3) 交通体系整備の方針

1) 交通体系整備の基本的考え方

本市の交通体系は、山陽新幹線の厚狭駅や山陽自動車道、さらに、バイパス道路の整備により、広域的なアクセス性の面では非常に便利になっています。一方で、県道小野田山陽線をはじめ、慢性的に交通渋滞が発生する区間がみられるほか、住宅地内の狭い道路を自動車が通り抜けるために歩行者の安全性が懸念される地区もみられるため、自動車及び歩行者の安全で円滑な移動を確保する道路ネットワークの形成が必要です。また、高齢化に伴い自家用車を使わない人が増えることが予想されるため、自転車・歩行者空間の整備や公共交通サービスの充実がますます求められているといえます。

今後は、これまで整備してきた道路、鉄道、港湾などの交通基盤を活かしながら、各地域間の交通ネットワークを強化するとともに、コンパクトな市街地を形成し、歩いて暮らせるまちづくりを実現する交通体系の整備を進めます。

【交通体系整備の基本方針】

安全で快適に移動できる道路空間の整備

歩道、自転車・歩行者用道路の整備を進めることにより、安全で快適に通行できる道路空間の整備に努めます。また、市の骨格を形成する幹線道路については、各地域から発生する交通を効率的に集約し、通過交通を円滑に処理するため、全市的観点からみた適正な配置・整備を進めます。

持続可能な公共交通サービスの確保・提供

高齢者や学生など自家用車を使わない人の移動手段の確保、地球環境への負荷の低減などの観点から、交通事業者との連携のもと、地域の実情や移動ニーズに合った持続可能な公共交通サービスのあり方や体系を検討し、サービスの確保・提供に努めるとともに、鉄道・バス・タクシーの利用促進に向けた基盤整備や情報提供等を図ります。

将来の土地利用、地域のまちづくりと連動した道路整備

将来のまちづくりと整合し、整備効果の高い道路については重点的に整備を進めるとともに、社会経済情勢の変化や、代替道路が整備されたことで必要性が低くなった計画道路については、地域住民の意向等も踏まえながら計画の見直しを検討します。

2) 道路網の整備方針

1 国土連携を担う高速自動車道路の活用

山陽自動車道については、国土連携を担う高速自動車道路として位置づけ、広域交流を促進する基盤として活用を図ります。

2 主要幹線道路の整備

山口宇部小野田連絡道路、国道2号、国道190号、国道316号及び県道小野田山陽線については、都市連携及び地域連携を担う主要幹線道路として位置づけ、未整備区間の整備・改良を進めます。

3 幹線道路の整備

幹線道路は、各地域から発生する交通を主要幹線道路に円滑に導くとともに、市街地の骨格を形成する役割を担う道路であり、都市計画決定された路線の未整備区間の整備・改良を進めるとともに、社会経済情勢の変化などで整備の必要性が低くなった路線については、住民との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを検討します。また、その他の幹線道路においても、交通渋滞緩和や歩行者への安全性などの観点から、必要に応じて道路拡幅、歩道設置、交差点改良等によって、安全で円滑な交通環境の整備に努めます。

4 補助幹線道路の整備

補助幹線道路は、市街地内の交通を集約化して幹線道路、主要幹線道路に円滑に導くとともに、安全で良好な生活空間を形成する役割を担う道路であり、市街地形成状況や周辺土地利用等も考慮し、適正な市街地形成を図るべき地域の整備促進を図ります。一方、周辺に代替道路が整備されたことで必要性が低くなった路線や、将来も市街化の見込みが低い郊外部に配置された路線に関しては、今後、住民との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを検討します。

【道路区分と機能】

- | | |
|----------|--|
| • 主要幹線道路 | 都市間の交通や通過交通等、比較的長距離の交通を処理する道路
(県レベルの骨格道路) |
| • 幹線道路 | 都市内の拠点を結び、地区レベルの交通を集約して都市の骨格を形成する道路 |
| • 補助幹線道路 | 近隣住区と幹線道路とを結び、近隣住区レベルの骨格を形成する道路 |

3) 公共交通及び歩行者空間の整備方針

●鉄道

鉄道駅における交通結節点機能の強化、バリアフリー化を進め、分かりやすく、安全に公共交通機関が利用できる環境改善を図ります。

また、JR小野田線については、人口や都市施設が集積する市街地内を通っているという強みと、鉄道によって市街地が東西に分断されているという弱みを考慮し、より利用しやすく、市街地の一体性を強化できるような環境の整備について検討します。

●バス

少子高齢社会、低環境負荷型社会に対応し、自家用車を使わない人も便利に移動できる社会を構築するため、「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」に基づき、効率的・効果的なバス運行の実現により、持続可能な公共交通サービスの構築を目指します。

【山陽小野田市地域公共交通網形成計画について】

「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」は、バス路線を含め、地域の実情に応じた、本市の望ましい「交通体系」のあり方を明らかにし、実現するための指針として策定されたものです。

本計画では、「効果的・効率的な公共交通網」、「わかりやすく利用しやすい公共交通」、「みんなで支える公共交通」を基本方針に設定し、都市拠点・地域拠点間交通の強化、交通結節点機能の強化、地域の実情に合った交通サービスの提供などを進めていくことを掲げています。

●歩道及び自転車・歩行者用道路

自家用車に依存し、車が中心となったまちから、誰もが楽しく歩いて暮らせるまちへと再構築を目指すため、コンパクトな市街地の形成と合わせて、市街地内の主要な移動経路における歩道の整備、市内の主要施設や公園・緑地などを回遊する自転車・歩行者空間の整備を図ります。

4) その他交通基盤の整備方針

重要港湾小野田港については、港湾に連絡する道路の整備によって需要増大を図るとともに、港湾施設の保全を図り、小野田港の利用促進を図ります。

[交通体系の方針図]



(4) 都市環境の保全及び創出の方針

1) 都市環境の保全及び創出の基本的考え方

本市は、北側一帯を山林に囲まれ、南側は瀬戸内海の周防灘に面しており、豊かな自然環境に囲まれた都市です。さらに、市街地のすぐ近くに農地や丘陵地が広がり、厚狭川、有帆川には、多くの動物や昆虫の生息が確認されています。しかし、農林業従事者の減少等を背景とした農地や山林の荒廃、郊外部の開発による農地や丘陵地の緑の減少が懸念されており、この保全方策を検討することが必要になっています。また、生活環境面では、下水道普及率が全国平均や県平均と比較しても大きく遅れており、早期整備に対する要望が多くあげられているとともに、既存の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づく適切な管理が求められています。

一方で、江汐公園、竜王山公園、物見山公園などの大規模公園をはじめ、各地で公園整備を進めてきた結果、市民1人当たりの公園面積が40㎡以上という、全国的にみても公園整備水準の高い都市となっています。こうした公園の多さや各公園が持つ魅力は、本市にとって重要な財産となっています。また、市街化が進む中で、身近な地域で日常的に利用できる公園整備が求められており、地域住民が主体となって、どのような公園を整備し、どのように維持管理していくか検討することが重要となっています。

このため、農地や山林の保全、公園・緑地や下水道等の整備や維持管理により、豊かな自然環境と調和し、環境への負荷を可能な限り抑える都市づくりを進めるとともに、市民が健康で安心して暮らせる快適な都市環境の形成に努めます。

【都市環境の保全及び創出の基本方針】

緑のネットワークと魅力ある公園の整備

環境負荷の少ない都市構造を目指し、快適な歩行者空間となるような連続性のある緑のネットワークの形成を進めます。また、公園利用者や地域住民の意見も反映しながら、地域特性や公園ごとの特徴を活かした魅力ある公園整備を進めるとともに、子どもからお年寄りまで皆が安心・快適に利用できるよう、公園のバリアフリー化や安全対策の充実に努めます。

自然環境の保全と都市内における自然の回復

現在の自然環境が将来にわたって維持されるよう、各種法制度を活用しながら、計画的な保全・整備を図ります。さらに、道路や公園、住宅地等における緑化の推進や、豊かな生態系を有する水辺空間の整備によって、都市内における自然の回復や緑の増加に努めます。

環境負荷軽減に寄与する都市施設の整備

環境への負荷軽減を図る観点から、地域の特性や将来の市街化の見通し等も踏まえながら、下水道施設などの整備、更新に努めます。

2) 公園・緑地の整備方針

1 緑のネットワークによる連続性・回遊性の向上

市街地内の緑の連続性や市街地から公園までの回遊性を活かした緑のネットワーク、河川や海岸の連続性を活かした水辺のネットワークの形成を図り、各市街地を緑や水辺がつなぐ都市構造を創出します。これら緑や水辺のネットワークについては、歩道、自転車・歩行者用道路の整備、緑化やベンチ等の適切な設置などにより、安全で快適な歩行者空間の創出を図ります。

2 身近な公園の整備

身近な公園が不足している地区において新たな公園の整備を図るとともに、既存の公園・緑地についても、より多くの人々に利用され愛着が持てるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法を検討し、住民主体による公園づくりを進めます。また、道路沿いの未利用地や歩道の一部を活かしたポケットパークや広場の設置等により、まちなかを歩く人々が憩える空間の創出を図ります。

3 レクリエーション拠点となる大規模公園の整備・充実

●江汐公園

江汐公園は、湖を中心に、ツツジをはじめ豊かな自然や四季折々の花に触れられる場所として、本市を代表する観光名所にもなっている公園です。この公園では、子どもからお年寄りまでが安心・快適に過ごせるような施設の整備や管理に努め、豊かな自然を活かした憩いの場として利用される公園づくりを進めます。



●竜王山公園

竜王山公園は、瀬戸内海に面して360度の眺望を持ち、花見やオートキャンプなどができる場所として、本市の観光名所にもなっています。また、山野草、ヒメボタルをはじめ、飛来するアサギマダラなど豊かな自然に触れられる場所ともなっています。この公園では、登山道や園路、オートキャンプ場内施設の適切な維持管理を図るとともに、焼野海岸・本山岬公園や市街地との回遊性を高め、より多くの人々に利用される公園づくりを進めます。



[竜王山公園オートキャンプ場]



[本山岬公園(くぐり岩)]

●物見山公園

物見山公園は、厚狭の市街地に近接し、花菖蒲園など豊かな自然に触れられる公園です。この公園では、散策路の整備に努めるとともに、市街地から公園までの回遊性を高め、より多くの人々に利用される公園づくりを進めます。



●縄地ヶ鼻公園

縄地ヶ鼻公園は、貴重な岩礁やその豊かな自然環境を形成する植物の保護と保全を基本理念に整備され、スイセンの名所にもなっている公園です。この公園では、今後もスイセンの植栽に努めるとともに、散策や野外レクリエーションなどを楽しめる公園づくりを進めます。



●糸根公園

糸根公園は、市指定天然記念物の「糸根の松原」があり、手軽な運動や散策を楽しめる公園です。この公園では、利用者のニーズに対応した園内施設の再整備など、地域住民がより快適に利用できる公園づくりを進めます。



【スマイルエイジングについて】

スマイルエイジングとは、スマイルの源である「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていく（＝エイジング）ことで、目標とするものは「健康寿命の延伸」です。

本市では、スマイルエイジングの推進に向け、病気の予防や早期発見に向けた「知守（しるまもる）」、健全な食生活に向けた「食事」、基礎体力向上や介護予防に向けた「運動」、生きがいづくりや地域力の醸成に向けた「交流」の4つを軸に進めています。

公園は「運動」や「交流」の場としての役割を担っています。

3) 自然環境保全の方針

1 良好な自然環境の保全

市域北側に広がる山林については、保安林、地域森林計画対象民有林などの法規制の指定・運用による保全に努めるとともに、自然体験や学習の場としての活用を図ります。

市街地に隣接する丘陵地の緑については、緑地保全地域や風致地区などの指定も検討し、市民が身近に触れあうことのできる緑として保全・活用を図ります。

海岸や河川においては、生態系に配慮した整備を図るとともに、親水空間の整備や憩いの場の整備等によって水辺に親しめる環境づくりに努めます。

2 無秩序な市街化の抑制と農地の保全

郊外部における無秩序な市街地拡大を抑制するため、用途地域の指定のない地域にも、都市計画に基づく土地利用規制を行うとともに、優良農地の適正な保全に努めます。

【県における農地保全の取組】

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

このため、山口県ではそれぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」を作成し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化等を図る取組を推進しています。

3 市街地内の緑化の推進

市民と行政が一体となった活動を通じ、地区計画や緑地協定等を活用しながら、住宅地や事業所敷地など身近な地域における緑化を推進します。

その他、公園や道路などの都市施設や、多くの人々が利用する市内公共施設敷地における緑化を推進し、適切な維持管理に努めます。

[緑と水辺の方針図]



4) 生活環境保全の方針

1 緑化の推進による大気環境保全

工場等に起因する産業型公害、自動車排気ガスなどに起因する都市生活型公害などの発生を抑制し、都市の大気環境の保全を図るとともに、工場周辺の緩衝緑地、幹線道路沿道の街路樹など、大気浄化作用を持つ緑地の整備に努めます。

2 適正な排水処理による水環境保全

総合的、効率的な下水道整備や生活排水対策の推進により、河川、海などの水質汚濁の防止に努めます。

このうち、公共下水道については、汚水管網の整備により下水道普及率の向上に取り組むとともに、污水处理施設の整備及び、更新を進めます。また、農村集落においては、農業集落排水整備などにより、生活環境の改善と営農環境の保全を図ります。その他、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外においては、浄化槽の設置を支援します。

3 廃棄物の適正処理

循環型社会の形成の観点から、廃棄物の適正管理に努めるとともに、環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）を目指して、ごみの減量化や再資源化などの普及啓発に努めます。

(5)市街地整備の方針

1)市街地整備の基本的考え方

本市では、丘陵地部で緑豊かな住宅団地や工業団地の開発を進めてきた一方で、JR小野田駅・JR厚狭駅周辺で拠点市街地の形成に努めてきました。しかし、既成市街地では、農地や未利用地が介在する低密度な市街地や、道路などの都市基盤が整備されていない市街地も多くあり、良好な市街地形成に向けて適切な整備を進めることが必要となっています。

また、コンパクトな市街地形成を進めるためには、郊外部における新たな市街地の整備よりも、既成市街地内における良好な住環境整備を重点的に進める必要があります。

このため、既存の社会資本を最大限活用するとともに、新たな公共施設についても既成市街地内に配置するなど、既成市街地内の居住環境の向上や土地の有効利用の促進に努めます。また、地域の特性に配慮したきめ細かいまちづくりを推進するため、住民参加によるまちづくりの中で、地区計画、建築協定等の活用を図ります。

【コンパクト・プラス・ネットワーク】

多くの地方都市では、急速な人口減少や高齢化に加え、地域の産業の停滞も要因し、活力が低下しています。加えて、住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散することで、市街地の低密度化が進行しています。厳しい財政状況の中、拡散した市街地において生活サービスを提供・維持していくことは、困難です。

高次都市機能を維持するためには、一定の圏域人口が必要であり、生活サービスを効率的に提供するために拠点機能の「コンパクト化」と同時に、地域の公共交通網など「ネットワーク」の再構築と高次の都市機能維持に必要な圏域人口の確保を図ることが必要です。

都市の機能や人口を各地域の拠点に集めた「コンパクトなまち」を、誰もが自由に移動できる「交通ネットワーク」でつなげていく「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方が近年重要となっています。

【市街地整備の基本方針】

安全・快適に生活できる市街地環境の整備

安全・快適で利便性の高い市街地形成を目指し、生活道路の改善、オープンスペースの確保、適正な建物更新及び立地誘導を図ります。また、既に緑豊かで魅力的な環境を備えている住宅団地においては、良好な居住環境が保全され、さらに充実されるよう努めます。

地域特性を踏まえたきめ細かな市街地整備の推進

各地域が抱えている問題や課題を十分に考慮しながら、きめ細かい市街地整備を進めます。特に、歴史的・文化的資源周辺の市街地については、これらの資源の持つ特性や景観に配慮した市街地の形成に努めます。

住民が主体となった市街地整備の推進

今後、様々な機会を通じて住民意向の把握・反映に努めるとともに、誰もが主役になれるまちづくりが積極的に進められるよう、幅広く情報を発信していきます。また、まちづくり協議会など、住民が主体となって話し合いや意思決定ができる体制づくりに努めます。

2) 市街地整備手法の運用方針

1 都市再生整備計画事業等の導入

主要駅周辺地区などにおいては、都市再生整備計画事業等を活用して、にぎわいを再生する計画的な市街地整備を図ります。

2 地区計画等の活用

既に市街地が形成されており、生活道路や公園等の施設が不十分な地区においては、地区計画等を活用して、計画的な市街地更新を図ります。特に、建物が密集する地区においては、老朽化した建築物の建替えとあわせて、狭隘道路の拡幅、行き止まり道路の解消等を進め、安全性の高い市街地の整備を図ります。

3 空き家問題への対応

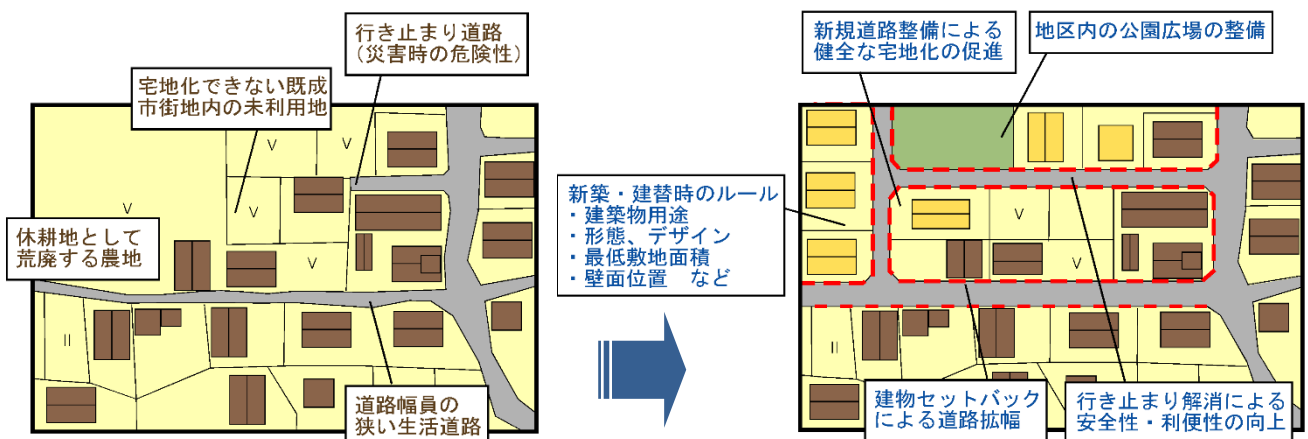
住民の転出等により発生している既成市街地内の空き家については、空家等対策計画に基づき、適切な管理及び利活用の促進に努めます。

また、空き店舗については、商店街や商工会議所と連携を図りながら、その利活用の促進に努めます。

【市民アンケート調査結果】

「市民アンケート」では、生活環境の中で「身近な道路の整備」、「身近な道路の安全性」、「空家等の管理及び抑制対策」については、重要度が高く、かつ満足度が低い項目として挙げられていることから、特に重点的に改善に取り組む必要があります。

[地区計画による市街地更新のイメージ]



(6) 都市景観形成の方針

1) 都市景観形成の基本的考え方

高度経済成長期以降、地域の風土や歴史・文化が顧みられることなく全国どこでも同じような街並みが作られてきました。しかし、近年では、美しい街並みや独自の景観が、魅力や品格、さらには「住みよい暮らし」を構成する重要な要素となっています。

本市では、市街地周辺の田園風景、その背後に広がる丘陵地の緑、厚狭川、有帆川に代表される河川、周防灘に面した開放感ある海岸など、豊かな自然を感じさせる景観に囲まれています。また、史跡や文化遺産が点在し、本市の個性を演出する要素となっています。しかし、既成市街地の衰退による古い街並みの喪失、郊外部への市街地拡大による個性のない街並みの形成といった状況もみられ、山陽小野田らしい景観を保全又は形成するための取組が必要になっています。

今後は、自然的景観と都市的景観とが調和し、本市の個性を活かした魅力と活力ある街並みを創出できるよう、市民、行政、専門家がそれぞれの役割を發揮しながら、一体となって景観形成に対する取組を進めていきます。

【都市景観形成の基本方針】

山陽小野田市らしい個性ある景観資源の発掘

市街地を取り囲む豊かな自然、そして、市内に分布する史跡や歴史的建造物が本市にとってどのような役割を担ってきたかを再確認し、将来にわたって保全すべき景観資源とその保全に対する考え方を市民と行政とで共有するよう努めます。

優れた景観と調和する街並みの創出

優れた自然景観や歴史的景観の周囲の市街地においては、景観を阻害することのないよう構造・デザイン等に配慮するとともに、周辺の景観との一体性や連続性を持つ良好な街並みの創出を目指します。

景観の保全・創出を実現化するための規制・誘導の導入

景観資源の保全や、「住みよい暮らし」を感じられる良好な街並みの形成を図るため、地域の特性や市民等の意向も踏まえながら、景観計画を策定し、適切な規制・誘導を図ります。

【景観行政団体と景観計画】

景観行政団体は、景観法に基づく景観行政を担う主体で、都道府県の同意を得た市町村が景観行政団体となることができ、景観計画を策定することができます。山陽小野田市は平成 30 年（2018 年）に景観行政団体となりました。今後は、景観行政団体として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や整備の方針、景観形成に関わる基準等を定める景観計画を策定する必要があります。

2) 都市景観の形成方針

1 市街地を取り巻く豊かな自然景観の保全

市街地の背後地に広がる丘陵地・山地については、保安林、地域森林計画対象民有林、風致地区等によって緑豊かな自然景観の保全を図ります。また、自然とふれあえる登山道や展望台などの眺望点の整備により、市街地や瀬戸内海を眺望できる場を確保します。

市街地周辺及び干拓地に広がる農地については、無秩序な市街化の抑制とともに健全な営農環境の維持を図ることにより、のどかな田園景観の保全を図ります。

現在も一部に残る自然海岸やきららビーチ焼野などの人工海浜、また、厚狭川、有帆川などの河川については、防災面、環境面で必要となる対策も考慮しながら、美しい海岸景観の保全・整備、身近な水辺空間として連続性のある河川景観の形成を目指します。

2 歴史的・文化的資源を活かした個性ある都市景観の形成

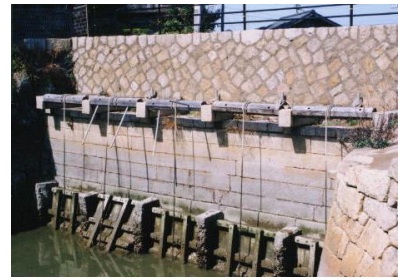
古墳時代に造られた長光寺山古墳などの遺跡、近世に造られた浜五挺唐樋などの土木建造物、そして近代に造られた小野田セメントに関連する建築物等については、本市の長い歴史を今に伝え、本市の個性を形づくる貴重な財産です。これら歴史的・文化的資源の残る周辺一帯については、一体的に歴史的・文化的景観が形成されるよう努めます。



[長光寺山古墳]



[厚狭毛利家墓所及び墓碑]



[浜五挺唐樋]



[小野田セメント徳利窯]



[小野田セメント山手倶楽部]

【景観アドバイザー登録制度】

山口県では、身近にある良好な景観をかけがえのない財産として、守り、育て、活用していくために、「山口県景観アドバイザー登録制度」を創設し、平成17年度（2005年度）から運用しています。山口県景観アドバイザー登録制度とは、県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成活動の支援を図るため、景観に関する知識・経験を有する方を山口県景観アドバイザーとして登録し、派遣する制度です。

3 快適でうるおいのある市街地景観の創出

市街地の形態や特性を踏まえ、快適でうるおいのある景観の創出を目指します。

●住宅地景観

住宅地については、地区計画、建築協定、緑地協定などを活用しながら、敷地内及び沿道の緑化、構造やデザインの統一などにより、ゆとりとうるおいのある住宅地景観の形成を目指します。

●商業地景観

駅前商業地や大規模商業施設周辺においては、地区の特性を踏まえながら、舗装、街灯、街路樹などの修景整備を図るとともに、人々の憩える空間の整備などにより、にぎわいのある景観形成を目指します。

●工業地景観

工業地については、緩衝緑地や敷地内緑地により、周辺の市街地や丘陵地と調和した良好で緑豊かな工業地景観の創出を図ります。

●道路景観

市街地内の主要な幹線道路については、街路樹等による計画的な緑化を推進するとともに、沿道敷地における緑化やデザインの統一化を誘導し、緑豊かな道路景観の形成を目指します。その他、山間部や海岸部の幹線道路については、周辺の自然景観との調和に配慮した整備を図ります。

(7) 都市防災の方針

1) 都市防災の基本的考え方

近年、全国各地で発生している災害の状況をみると、大規模地震の発生や、台風や前線に伴う集中豪雨や予測困難なゲリラ豪雨の発生頻度が著しく増加していることが指摘されています。また、被災した地域の状況から、老朽家屋が密集した市街地や集落地では、一箇所の火災発生が甚大な被害をもたらすことや、山間部や急傾斜地の集落では、土砂災害による直接的な被害だけでなく、道路寸断によって集落が孤立する危険性もあります。

本市は、浸水の危険性のある地区や、土砂災害の危険性の高い地区が各地に分布しています。また、漁村集落などでは、狭い道路を挟んで木造の建物が密集し、消防車が進入できないような地区もみられます。

高度経済成長期に建設された多くのインフラ（公園、橋梁、上下水道など）については、老朽化により、安全に利用できる限界を迎えつつあることから、計画的な管理を行うことが求められています。

今後、地震災害や水害、土砂災害、火災など、あらゆる災害から市民の生命と財産を守り、これまでに整備したインフラの老朽化に対応することで、市民が安心・安全に暮らせるように、「減災」の視点に立って、災害に強い都市づくりを推進します。

【都市防災の基本方針】

被害を軽減するための都市基盤整備の推進

道路、公園、河川などのオープンスペースは、災害時における避難路や避難場所、延焼遮断帯などの機能を備えており、これら都市基盤施設を整備することによって、災害による被害の拡大防止を図ります。また、災害の発生を未然に防止するため、河川改修、護岸整備、急傾斜地崩壊対策を推進します。

災害危険性の高い市街地の解消

都市基盤整備を進める一方で、建物の耐震化・不燃化等を進めることで、地震や火災に伴う被害発生及び被害拡大の抑制を図ります。特に、木造密集市街地や浸水・土砂災害の危険性の高い市街地については、市街地整備事業や地区計画等の導入可能性も検討しながら、危険性の解消に努めます。

防災まちづくりと都市計画との連動

防災にとって重要な「自助」「共助」「公助」という基本的な考え方を踏まえ、地域住民の視点からみた安心・安全のまちづくりを、住民が主体となって進めていけるような仕組みの構築を図ります。

インフラの計画的な維持管理

これまでに整備されたインフラが老朽化により、同時期に更新を迎えることが懸念されていることから、計画的な維持・保全・整備に努めます。

2) 都市防災の整備方針

1 水害に強い都市づくり

河川改修などの河川整備、沿岸部における護岸整備、そして低平地における内水排除対策を計画的に進めるとともに、集中豪雨などによる浸水被害を防除するため、雨水排水整備を計画的に推進します。

ただし、近年の災害の経験からも明らかなように、想定外の台風や大雨、津波が発生すると堤防の決壊や溢水によって住宅浸水などの災害が発生する恐れがあります。このため、浸水が予想される地区においては、洪水・高潮・津波ハザードマップを活用した図上訓練等を通じて、地域の避難場所や避難路を周知し、被害を最小限に抑えるとともに、宅地内に雨水を一時的に貯留することによる流出量の抑制や、新たな市街地開発抑制の必要性や妥当性について検討します。

【市民アンケート調査結果】

「市民アンケート」では、自然災害に対する防災対策について、重要度が高く満足度が低い、という結果が得られました。また、多くの人々が空き家や老朽家屋の増加を心配しています。

災害に対する不安を感じなくて済むように、災害の発生を防ぐための取組、そして、被害の拡大を最小限にするための取組が求められています。

2 震災・火災に強い都市づくり

市街地の避難圏域等を考慮しながら、災害時の避難場所となる公園をバランス良く配置するとともに、これら避難場所とのネットワークに留意した道路の整備を進めます。また、整備にあたっては、延焼遮断機能が確保されるよう、植樹帯の配置、植樹の種類等に留意します。

建築物が密集する市街地においては、火災の延焼防止を図るための防火地域・準防火地域の指定や、生活道路や公園の整備と一体となった市街地の改善方法などを検討するほか、災害時における避難路の閉塞防止のため、ブロック塀の安全対策や生垣化の促進に努めます。

【自助・共助・公助】

災害の発生を完全に予知し、防ぐことは不可能といわれており、いつか必ず起こる災害に備えることが重要であると指摘されています。

「減災」とは、「防災」が災害の発生を未然に防ぐことを重視するのに対し、災害発生後の被害を最小限にとどめることを重視する考え方であり、平時から「自助、共助、公助」による取組を進めることが重要となります。

「自助」とは自らの命は自分で守ること、「共助」とは隣近所が助け合って地域の安全を守ること、「公助」とは行政が個人や地域の取組を支援することをいいます。阪神・淡路大震災でも、倒壊家屋から救出された人の多くが、地域住民の手によって助け出されたことが報告されています。

3 土砂災害に強い都市づくり

土砂災害ハザードマップ等を活用し、市内の災害危険箇所を事前に把握するとともに、正しい情報を地域住民に周知することにより、土砂災害による被害拡大を防ぐよう努めます。また、集中豪雨などによる土石流や、急傾斜地での崩壊といった災害を防止するため、関係機関と連携を図りながら、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を推進します。

4 インフラの計画的な維持管理

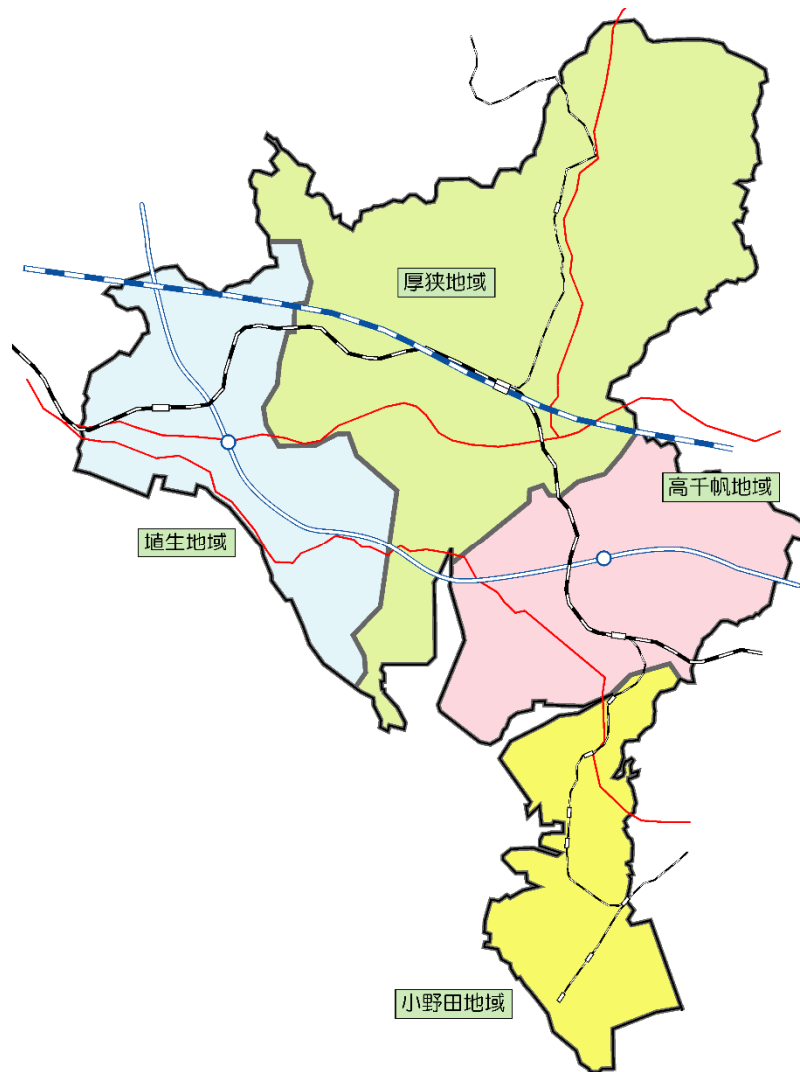
これまでに整備されたインフラの定期点検等を実施し、現状の把握を図ります。また、同時期に更新を迎えることが懸念されていることから、長寿命化修繕計画等の策定により、インフラの計画的な維持・保全・整備を行います。

5 地域別構想

地域別構想は、全体構想における将来都市構造、各種まちづくり方針を踏まえながら、地域の特性や地域住民の視点を基に、地域の将来像やまちづくり方針を示すものです。

地域の区分に当たっては、市民の身近な生活単位である小学校区を基本に、歴史的な経緯や地形条件等を考慮して、次図のように四つの地域に区分しました。

[地域区分図]



[地域を構成する小学校区]

地 域	小 学 校 区
小野田	本山、赤崎、須恵、小野田
高千帆	高泊、高千帆、有帆
厚 狭	厚陽、出合、厚狭
埴 生	埴生、津布田

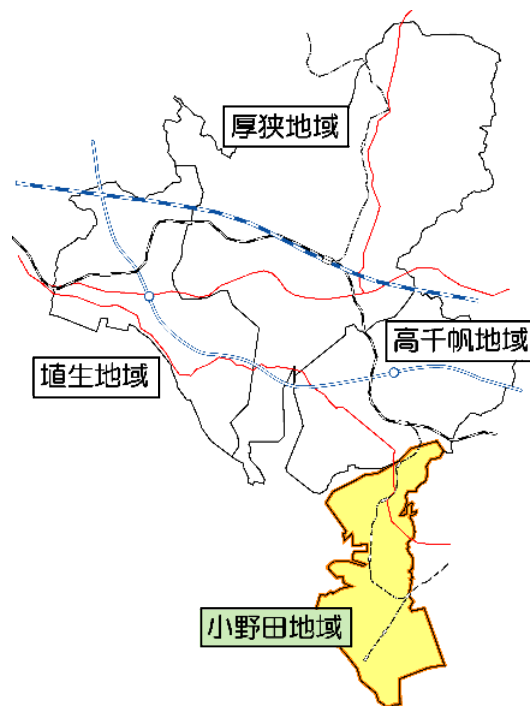
(1)小野田地域

1) 地域の現況と課題

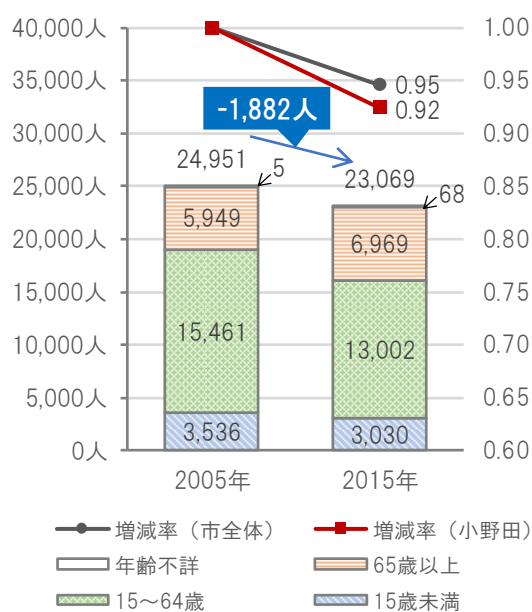
1 地域の現況

- 小野田地域は、ほぼ全域が市街地となっており、市内で最も人口密度が高く人口集中地区（DID）も広い範囲で設定されています。また、高齢化率が高くなっている地区も一部に見られます。
- 他の地域と比べると農地や山林が少ないという特徴がありますが、その一方で、竜王山公園をはじめとする大規模な公園や、きららビーチ焼野などの水辺空間が充実しています。
- 地域内には多くの文化・スポーツ・レクリエーション施設が集積しており、大規模商業施設のおのだサンパークや市立山口東京理科大学も立地しています。
- セメント・石炭産業に由来する文化財が地域内の随所に残されています。
- 臨海部には、本市の基幹産業である製造関連の大規模な工場や石油コンビナートが立地しています。
- 市街地の慢性的な交通渋滞の緩和、臨海工業地と山陽自動車道のアクセス強化を図るため、小野田湾岸道路の整備を進め、平成26年（2014年）に開通し、交通利便性が向上しました。
- 公園通り周辺の慢性的な交通渋滞及び歩道の無い幹線道路については、道路拡幅及び歩道設置の整備が進められています。
- 生活道路に関しては、幅員の狭い道路や行き止まり道路が多く、歩行上や防災上で危険性のある地区も見られます。

[小野田地域位置図]



[小野田地域の人口推移]



(資料: 国勢調査)

2 地域住民の意見

地域住民の意見のポイントを整理すると、以下のとおりとなります。

注：それぞれの結果は、資料編に掲載しています。

●市民アンケート（平成 29 年度（2017 年度）実施）

[平均値より満足度が低く、「特に重点的に改善に取り組む必要がある」項目]

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 空家等の管理及び抑制対策 | ⑤ 身近な道路の整備 |
| ② 自然災害に対する防災対策 | ⑥ 身近な道路の安全性 |
| ③ まちの防犯対策 | ⑦ 騒音、悪臭などの公害対策 |
| ④ 公共施設の安全性・バリアフリー | |
- ※番号は満足度が低い順番

●ワークショップ意見（平成 30 年度（2018 年度）実施）

[まちの将来の姿のまとめ]

<交通・道路>

- 地域交通システムが整い、移動が便利なまち

<産業・商業・観光・にぎわい>

- 楽しく買い物や飲食ができ、人が行き交うまち
- 祭などのイベントで、にぎわいがあるまち
- 観光資源を活用し、交流人口を増やすまち
- 働ける環境、企業が多いまち

<住宅・住生活>

- 子育てしやすく、子どもが住みやすいまち
 - 若者が住み、楽しく活気あふれるまち
 - 高齢者に優しいまち
 - 人口が増える工夫
 - 市立山口東京理科大学を拠点とした周辺整備
- ##### <安全・安心>
- 安心安全で住みやすいまち

[キャッチフレーズ]

- 若者が目立つ街
- 多くの若者が集う町

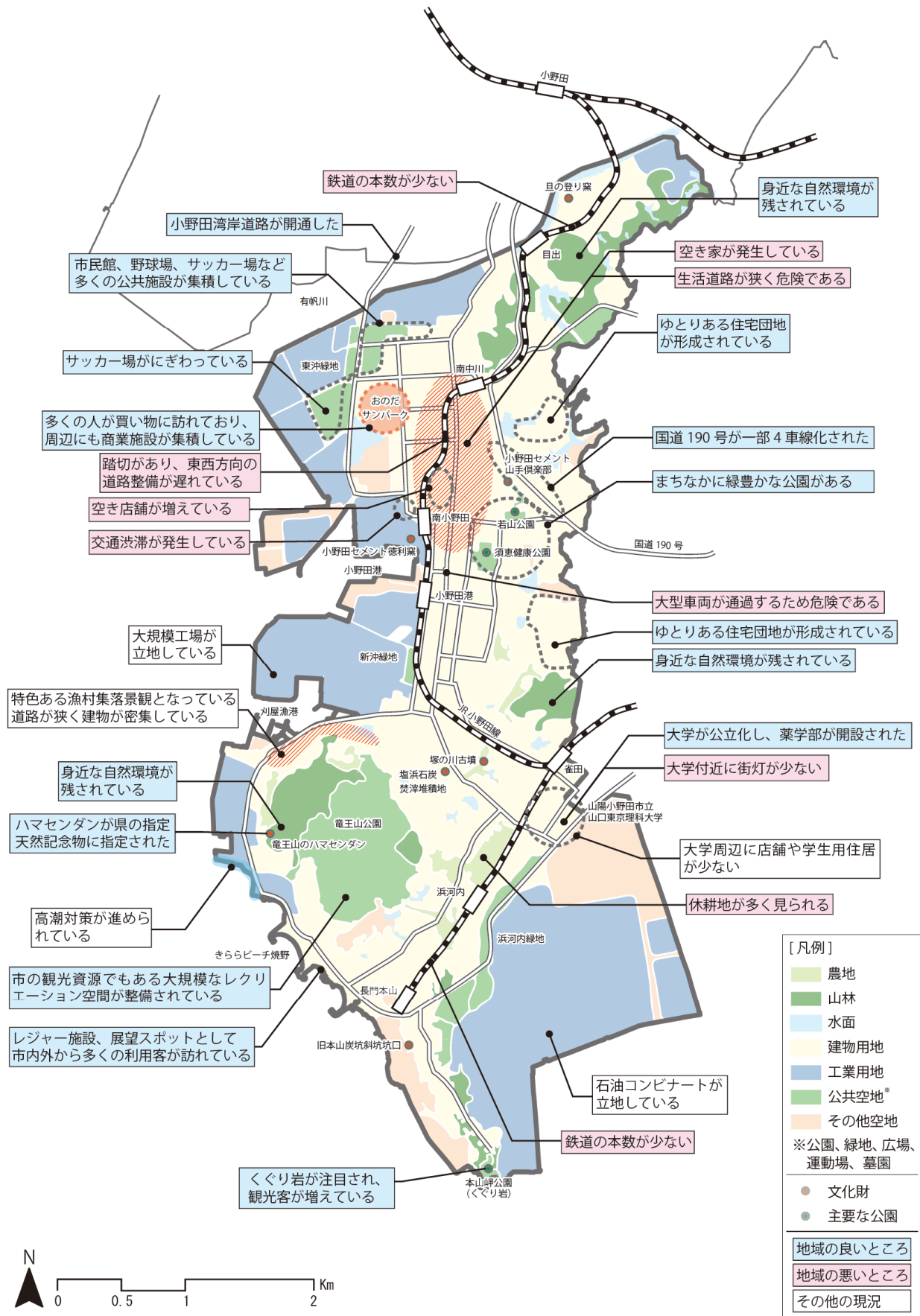
3 地域の特性と課題

小野田地域は、南北方向に長く市街地が形成されています。北側は公共施設や商業施設が集積する利便性の高い地区となっており、南側には竜王山公園やきららビーチ焼野などの交流・レクリエーション拠点と市立山口東京理科大学の学術研究拠点を有しています。また、西側の臨海部の工場地帯から密集した市街地、東側の丘陵地の住宅団地へとただらかに変化する都市構造になっています。

このような状況を踏まえ、地域の主なまちづくりの課題には次のようなものがあります。

- ◎ 大規模商業施設、公共施設が持つ集客力の活用
- ◎ 交流・レクリエーション拠点の整備充実と拠点間連携の強化
- ◎ 既成市街地内における生活道路の改善
- ◎ 空き家の流通・管理や計画的な住宅の建替えの促進
- ◎ JR小野田線によって分断されている東西方向の連携強化
- ◎ 自動車の交通処理機能の強化と安全・快適な歩行者空間の確保
- ◎ 自然災害に対する防災対策
- ◎ 市立山口東京理科大学周辺における居住利便性の向上

[小野田地域の現況]

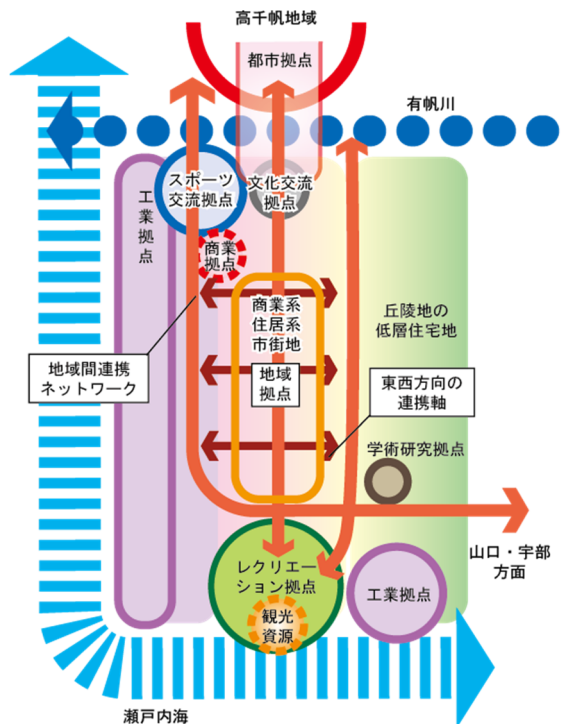


2) 地域のまちづくりの方針

小野田地域では、北側に文化施設、スポーツ施設、商業施設が集積する拠点、南側にレクリエーション拠点、学術研究拠点を配置し、南北の拠点間に挟まれる中心部分において利便性の高い市街地の創出を目指します。さらに、この利便性の高い市街地東側の丘陵地にゆとりある低層住宅地を配置し、臨海部の工業拠点から丘陵地へと土地利用が変化していく都市構造を基本とします。

南北の拠点間の連携強化と東西方向の連携強化を図るため、はしご状のネットワークの形成を図ります。このうち、南北方向のネットワークについては、海側に工業や商業を主体としたにぎわいのあるネットワーク、丘陵地側に緑や歴史的・文化的資源を回遊する魅力あふれるネットワークを配置し、地域全体として回遊性のある空間形成を目指します。また、東西方向のネットワークについては、事業中の道路整備を進めるとともに、住居系市街地から公共施設や大規模商業施設へのアクセス性の向上を目指します。

[小野田地域の将来都市構造図]



【地域の将来像】

商業と観光を活かしたにぎわいを育む大学のあるまち

【地域のまちづくり方針】

拠点の機能強化と拠点間をつなぐネットワークの充実

商業集積拠点、文化交流拠点、スポーツ交流拠点、レクリエーション拠点、学術研究拠点において、それぞれの特性に応じた機能強化や施設改善を図るとともに、安全で快適に通行できる道路空間の整備や、JR小野田線の活用と大規模商業施設を起点とするバスの利用によって、拠点間をつなぐ交通ネットワークの充実を図ります。

生活利便性が高く、にぎわいのある市街地と緑豊かな市街地の形成

地域の中心部では、商業施設や公共施設の集積を活かして生活利便性の高い生活空間の形成を図ります。さらに、若者や学生をまちなかへ促し、商業の活性化やにぎわいの創出につなげます。

中心部東側の丘陵地一帯では、山林や農地の緑の保全に配慮しながら、低層住宅を中心とした良好な居住環境の維持に努めます。

学術研究拠点周辺における居住環境の充実

本市への居住を促進するために、市立山口東京理科大学周辺において良好な居住環境の形成を図ります。

1 土地利用に関する方針

- おのだサンパーク周辺においては、おのだサンパークの市内外における集客力を活かし、購買需要に対応できる商業機能の維持・充実を図ります。
- サッカー場を含むスポーツ施設周辺においては、交流人口の増加を促進するため、サービス機能の充実を図ります。
- 市立山口東京理科大学周辺においては、学生の本市への居住を促進するための良質な居住環境の形成を図ります。
- 商業集積地周辺の一般住宅地については、生活道路などの都市基盤整備を進め、快適で生活利便性の高い住宅地の形成を図ります。
- 木戸・刈屋地区の密集市街地については、防災上の安全性に配慮したまちづくりに努めます。
- 丘陵地の専用住宅地については、低層住宅を中心とした良好な居住環境の維持に努めます。
- 既成市街地内の空き家・空き地の適切な管理や利活用を促進します。
- 臨海部においては、道路、港湾等の産業基盤の保全、既存産業の高度化や産学官の連携等を通じて活力ある産業機能の維持に努めます。
- 市街地に近接する丘陵地については、貴重な緑地として保全・活用を図ります。

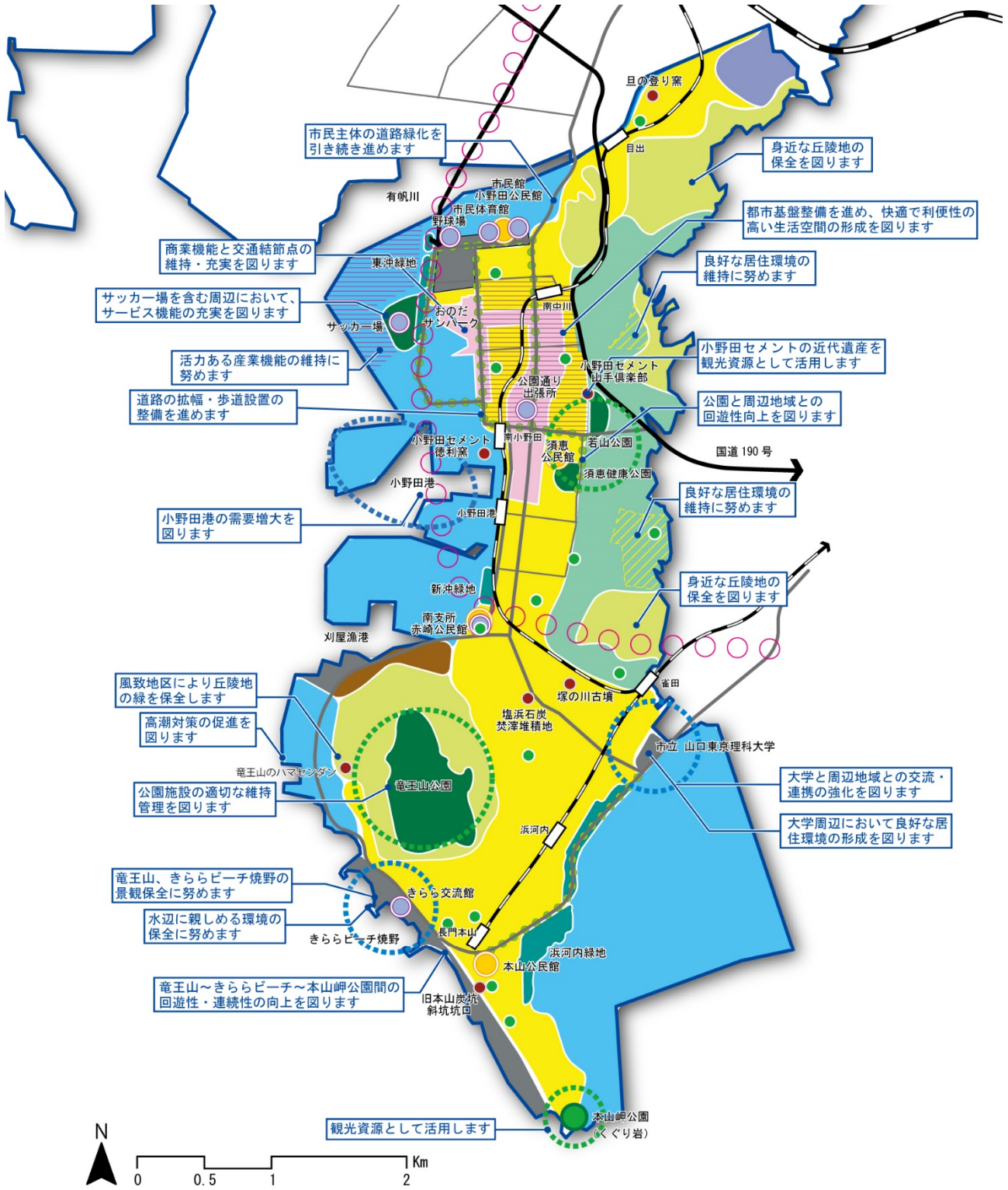
2 交通体系に関する方針

- おのだサンパーク周辺から公園通りまでの県道については、交通渋滞緩和や歩行者の危険性解消を図るため、道路拡幅、歩道設置、交差点改良等によって、安全で円滑な交通環境の整備に努めます。
- JR小野田線については、より利用しやすく、市街地の一体性を強化できるような環境整備について検討します。また、路線バスについては、交通事業者と連携を図り、大規模商業施設を起点とする交通ネットワークの充実等、持続可能な公共交通サービスの構築を目指します。
- おのだサンパーク、サッカー場等のスポーツ施設、竜王山公園をはじめとする大規模公園、きららビーチ焼野、市立山口東京理科大学などの主要施設を回遊する自転車・歩行者空間の保全を図ります。
- 重要港湾小野田港については、港湾に連絡する道路の整備によって、需要増大を図るとともに、港湾施設の保全を図ります。

3 都市環境に関する方針

- 回遊性の高い市街地を形成するため、サッカー場・東沖緑地から若山公園・須恵健康公園を経て、竜王山公園や市立山口東京理科大学周辺に至る緑のネットワークの形成を図ります。
- 焼野海岸から本山岬公園（くぐり岩）までの海岸の連続性を活かした水辺のネットワークの形成を図り、きららビーチ焼野から周辺の公園や交流施設までの回遊性の向上を図ります。
- まちなかを歩く人々が憩える空間を確保するため、道路沿いの未利用地や歩道の一部を活かしたポケットパークや広場の設置を進めます。
- 竜王山公園では、登山道や園路、オートキャンプ場内施設の適切な維持管理を図り、より多くの人々に利用される公園づくりを進めます。また、その他、身近な公園が不足している地区では、地元住民の意向を踏まえた公園整備を図るとともに、既存の公園や緑地についても、より多くの人々に利用されるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法により、住民主体による公園づくりを進めます。
- 市立山口東京理科大学周辺や整備効率が高い大型団地などにおいては、下水道等の都市基盤整備を進め、良質な生活環境を促進します。
- 臨海部、河川沿岸、山林付近においては、自然災害に対する防災・減災対策を行い、安心な市街地形成を図ります。

[小野田地域のまちづくり方針図]



[凡例]

- | | | | |
|--|---|---|--|
| 一般住宅地 | その他施設用地 | 拠点となる緑 | 鉄道 |
| 専用住宅地 | 丘陵地 | 近隣公園 | 主要幹線道路 |
| 漁村集落地 | 公園（地区公園以上） | 街区公園 | 幹線道路 |
| 商業集積地 | 都市緑地 | 地域コミュニティ拠点 | 補助幹線道路 |
| 臨海工業地 | | その他主要な施設 | 歩行者ネットワーク |
| 内陸工業地 | | | |

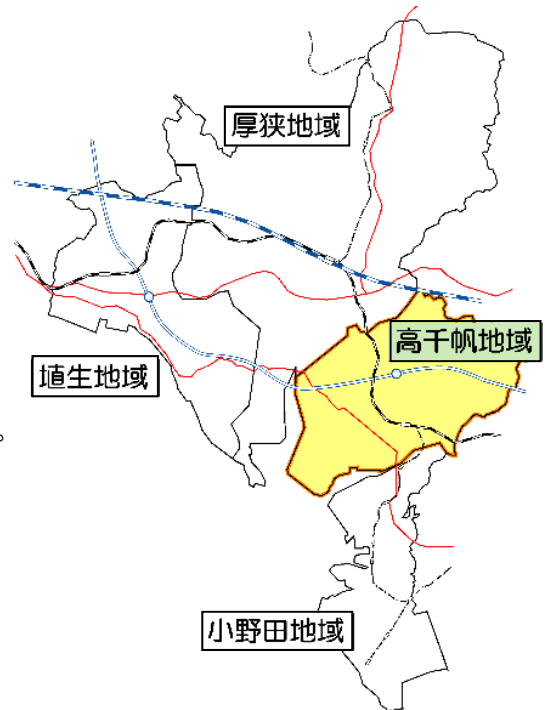
(2) 高千帆地域

1) 地域の現況と課題

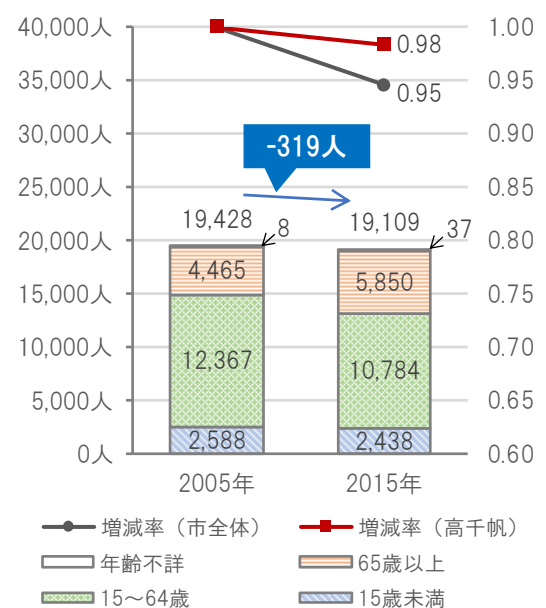
1 地域の現況

- 高千帆地域では、JR小野田駅周辺や有帆川沿いの平坦地に市街地が形成され、農地・丘陵地がその周辺を囲むように広がっています。
- 丘陵地では、良好な住宅団地や大規模な工業団地の造成が完了し、現在、高速道路のインターチェンジ（IC）に近接する強みを活かした企業誘致が進められています。
- 他の地域と比べると人口減少の速度は緩やかとなっています。
- JR小野田駅前には高層マンションの立地が見られます。
- 農地と市街地が混在するような形で用途地域が指定されており、用途地域縁辺部でミニ開発が進む一方で、用途地域内に低未利用地が多く残されていることが問題となっています。
- JR小野田駅周辺には、市役所などの行政機関のほか、金融機関・医療施設も多く集積しています。
- 大規模な商業施設は国道190号沿道や小野田IC周辺に立地しています。これらの商業施設は駅や市街地からも近いという特徴がありますが、隣接地が農地となっています。
- 平成26年（2014年）に小野田湾岸道路が開通し、小野田地域との交通利便性が向上しました。
- 地域北側の江汐公園は、自然が豊かで市内外から多くの人々が訪れる場所となっています。
- 海岸沿いや河口部近くには、高潮や洪水で浸水する危険性が高い地区があり、現在、護岸整備による対策が進められています。

[高千帆地域位置図]



[高千帆地域の人口推移]



(資料: 国勢調査)

2 地域住民の意見

地域住民の意見のポイントを整理すると、以下のとおりとなります。

注：それぞれの結果は、資料編に掲載しています。

●市民アンケート（平成 29 年度（2017 年度）実施）

【平均値より満足度が低く、「特に重点的に改善に取り組む必要がある」項目】

- | | |
|----------------|-------------------|
| ① 空家等の管理及び抑制対策 | ④ 身近な道路の整備 |
| ② 自然災害に対する防災対策 | ⑤ まちの防犯対策 |
| ③ 身近な道路の安全性 | ⑥ 公共施設の安全性・バリアフリー |

※番号は満足度が低い順番

●ワークショップ意見（平成 30 年度（2018 年度）実施）

【まちの将来の姿のまとめ】

＜交通・道路＞

- 車道・歩道の整備による安全なまち

＜産業・商業・観光・にぎわい＞

- 駅前がにぎやかで、活気のあるまち
- 企業が多く立地するまち
- 駅前の憩いの場づくり
- スポーツや文化が楽しめるまち
- 若者や学生が楽しいと思えるまち

＜住宅・住生活＞

- 空き家・荒地のないまち
- 散歩が楽しい特徴のあるまち
- 田園と住宅が共存したまち

＜コミュニティ・地域活動＞

- ごみのないまち、ごみのない海
- 若者と高齢者が共に支えるまち
- 誰もが活躍できるまち

＜安全・安心＞

- 災害に強いまち
- 安心して住めるまち

＜その他＞

- 若者の転入を増やす、子育てしやすいまち
- 人口のバランスが良いまち

【キャッチフレーズ】

- | | |
|-----------|----------------------|
| ○ 若者が喜ぶまち | ○ 若者と高齢者が共に住む文教・田園地区 |
|-----------|----------------------|

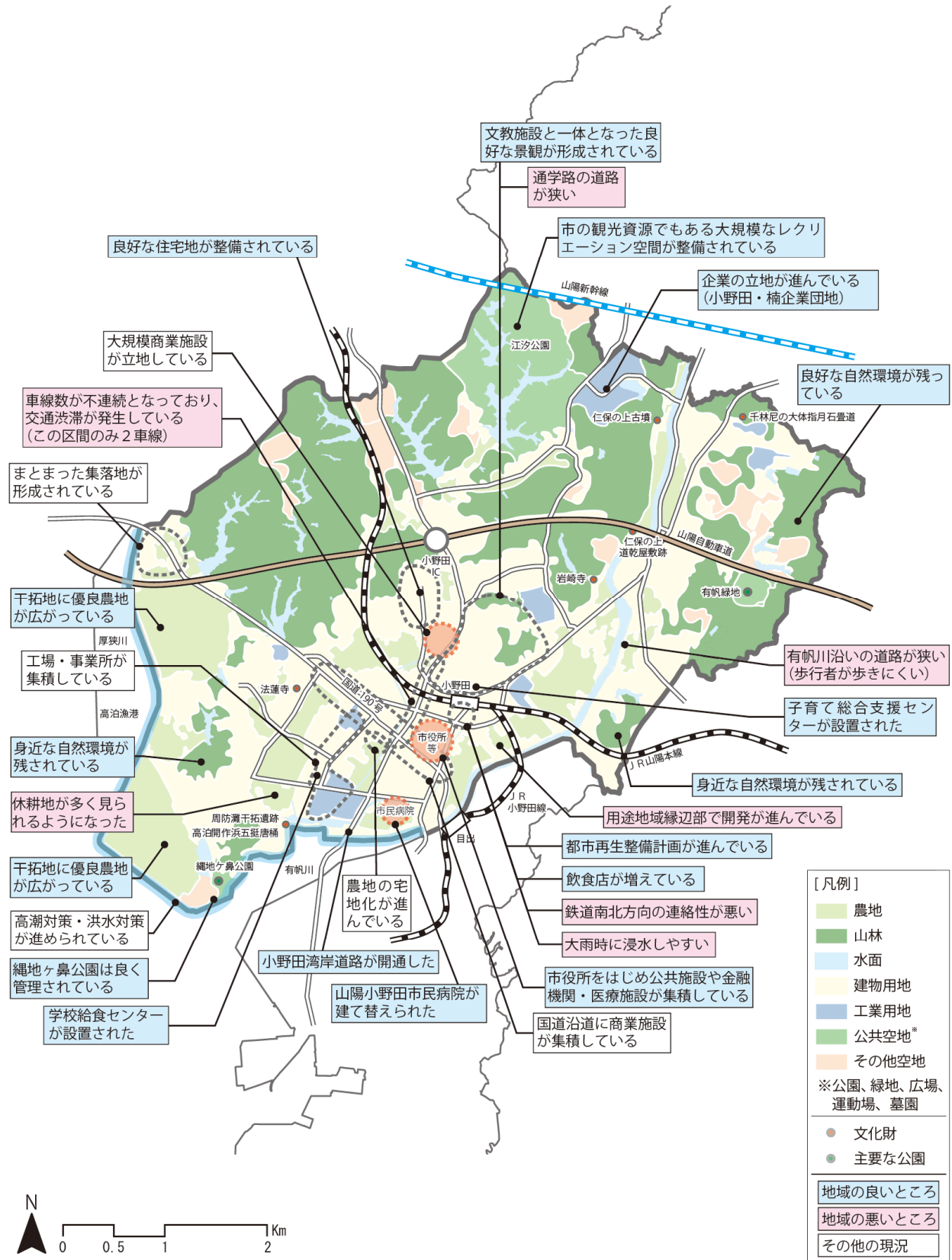
3 地域の特性と課題

高千帆地域は、JR小野田駅を中心に市街地が形成されていますが、鉄道利用客の減少や商店街の店舗数の減少により、駅周辺の拠点性が低下してきています。

このような状況を踏まえ、地域の主なまちづくりの課題には次のようなものがあります。

- ◎ JR小野田駅周辺における空き家・空き地・空き店舗の活用による都市機能の充填と土地の高度利用の促進
- ◎ 大規模商業施設、公共施設が持つ集客力の活用
- ◎ 優良農地や丘陵地の保全
- ◎ JR小野田駅の交通結節点としての機能の充実
- ◎ 自然災害に対する防災対策

[高千帆地域の現況]

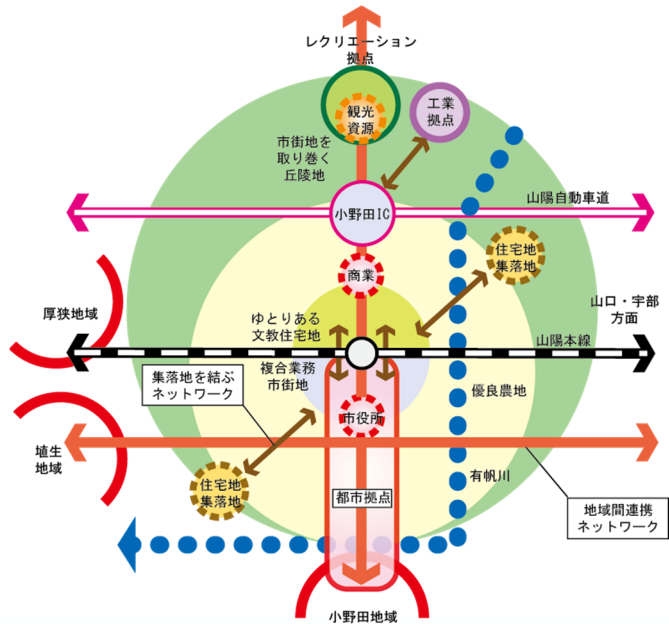


2) 地域のまちづくりの方針

高千帆地域では、JR小野田駅周辺を中心に歩いて暮らせるまちづくりを進め、にぎわいのある快適な市街地の創出を目指します。

JR小野田駅南側には、市役所を中心として土地の有効活用・高密度化を促進する複合業務市街地、北側にはゆとりある文教住宅地を配置し、南北間の連携強化を図ります。また、JR小野田駅周辺を中心として農地と山林が取り囲む同心円状の都市構造を基本とし、郊外部に分布する住宅地や集落地、工業拠点、レクリエーション拠点、さらに、周辺地域へと放射状に連携するネットワークを形成します。

[高千帆地域の将来都市構造図]



【地域の将来像】

快適で便利なまちなかを多くの人々が行き交うまち

【地域のまちづくり方針】

小野田駅周辺における都市拠点にふさわしい都市機能の集積促進

JR小野田駅の交通結節点機能の強化、駅前商店街の活性化、そして駅周辺地区における空き家・空き地・空き店舗の有効活用や高密度化の促進による都市機能集積を図ります。また、各種イベントの開催やポケットパーク・広場の設置等により、若者や地域住民など多くの人々が行き交う駅前空間づくりを目指します。

小野田駅を起点とするネットワークの充実

JR小野田駅を起点として、周辺地域や周辺都市に連絡する道路や公共交通の充実を図ります。また、歩いて暮らせるまちづくりを目指して、JR小野田駅から市役所や市民病院などの公共施設や大規模商業施設をつなぐ移動しやすいネットワークの整備を図ります。

良好な住環境と自然環境の保全

JR小野田駅北側の住宅団地については、周辺の文教施設と一体となったゆとりある居住環境の保全を図ります。また、地域を流れる有帆川や、優良農地、丘陵地については、自然環境の保全を図るとともに、市民の憩いや交流の場として活用を図ります。

1 土地利用に関する方針

- JR小野田駅周辺では、交通結節点であるJR小野田駅や市役所を中心として、商業業務施設や住宅・中高層マンション等の集積促進を図ります。また、道路、公園などのインフラ整備や駅前広場の再整備を進め、活気と活力の再生と人口定住を促進します。
- 既成市街地内の空き家・空き地については、適切な管理や利活用を促進します。また、空き店舗については、商店街や商工会議所と連携を図りながら、利活用を促進します。
- 国道190号沿道や小野田IC周辺の大型商業施設が立地する地区については、市民及び地域住民の購買需要に対応できる商業機能の維持・充実を図り、快適で生活利便性の高い住宅地の形成を図ります。
- 駅北側の丘陵地の専用住宅地については、低層住宅を中心とした良好な居住環境の維持に努めます。
- 丘陵地内に造成された大規模な工場・工業団地については、周辺の自然環境や居住環境と調和する工業地形成を図ります。このうち、小野田・楠企業団地では、山陽自動車道や国道2号に近接している強みを活かした企業の誘致に努めます。
- 市街地の周辺に広がる優良農地については、農地がもつ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全を図ります。また、市街地の背後に広がる山地・丘陵地については、良好な自然環境を保全するとともに、自然散策の場等として保全・活用を図ります。

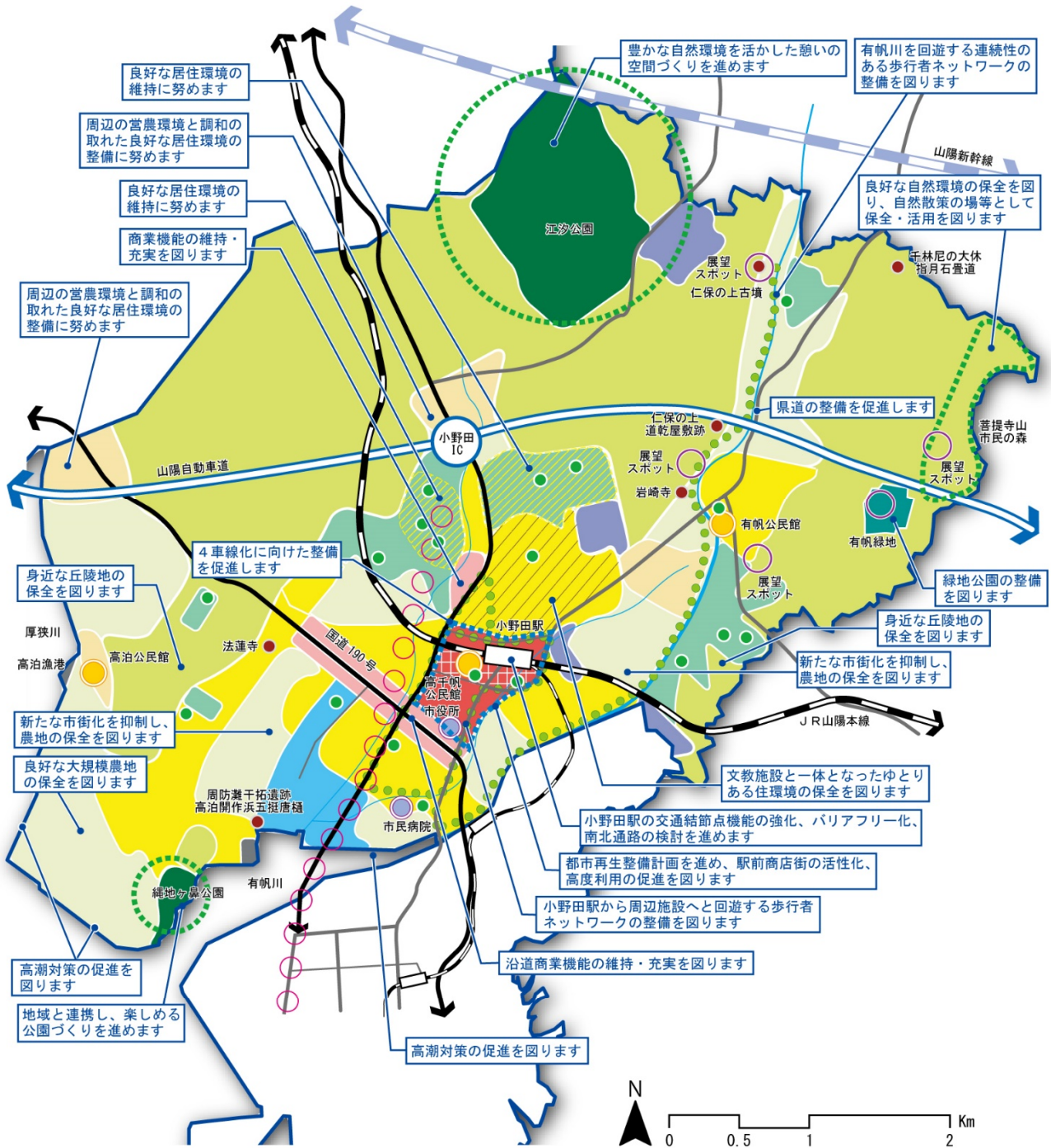
2 交通体系に関する方針

- JR小野田駅は、円滑な乗継が可能となるように交通事業者と連携を図り、利便性の高い公共交通サービスの構築を目指します。また、バリアフリー化及び南北連絡機能強化の検討を進め、安全性・利便性の高い施設整備を図ります。
- 小野田ICから国道190号までの県道については、交通渋滞緩和や安全な歩行者空間の確保を図るため、道路拡幅、歩道整備、交差点改良等によって安全で円滑な交通環境の整備促進を図ります。
- 将来も市街化の見込みが低い郊外部に配置された都市計画道路については、今後、住民との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しも検討します。

3 都市環境に関する方針

- 市街地内の緑の連続性や市街地から公園までの回遊性を活かした緑のネットワーク、そして有帆川における水辺のネットワークの形成を図り、各市街地を緑や水辺がつなぐ都市構造を創出します。
- まちなかを歩く人々が憩える空間を確保するため、道路沿いの未利用地や歩道の一部を活かしたポケットパークや広場の設置を進めます。
- 江汐公園では、子どもからお年寄りまでが安心して快適に過ごせるような施設の整備や管理に努め、豊かな自然を活かした憩いの場として利用される公園づくりを進めます。縄地ヶ鼻公園では、地域と連携し、散策や野外レクリエーションなどを楽しめる公園づくりを進めます。また、有帆緑地では、残土処分場跡地について、利用者のニーズに対応した緑地の整備を図ります。その他、身近な公園が不足している地区では、地元住民の意向を踏まえた公園整備を図るとともに、既存の公園についても、より多くの人々に利用されるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法により、住民主体による公園づくりを進めます。
- 市街地内で整備効率が高い大型団地や市街化が見込まれる地域においては、下水道等の都市基盤整備を進め、良質な生活環境を促進します。
- 市街地については、集中豪雨などによる浸水被害を防除するため、雨水排水整備を計画的に進め、安心・安全な市街地形成を図ります。
- 有帆川については、防災面、環境面で必要となる対策を考慮しながら、親水空間の整備や憩いの場の整備等を図るとともに、連続性のある良好な河川景観の形成を目指します。

[高千帆地域のまちづくり方針図]



[凡例]

- | | | | |
|---------|-------------|------------|--------------|
| 一般住宅地 | その他施設用地 | 拠点となる緑 | 鉄道 (新幹線) |
| 専用住宅地 | 農村集落地 | 近隣公園 | 鉄道 |
| 複合業務市街地 | 農地 | 街区公園 | 高速自動車道路 |
| 商業集積地 | 丘陵地 | 文化財 | 地域高規格道路 (計画) |
| 臨海工業地 | 公園 (地区公園以上) | 地域コミュニティ拠点 | 主要幹線道路 |
| 内陸工業地 | 都市緑地 | その他主要な施設 | 幹線道路 |
| | | その他エリア | 補助幹線道路 |
| | | | 歩行者ネットワーク |

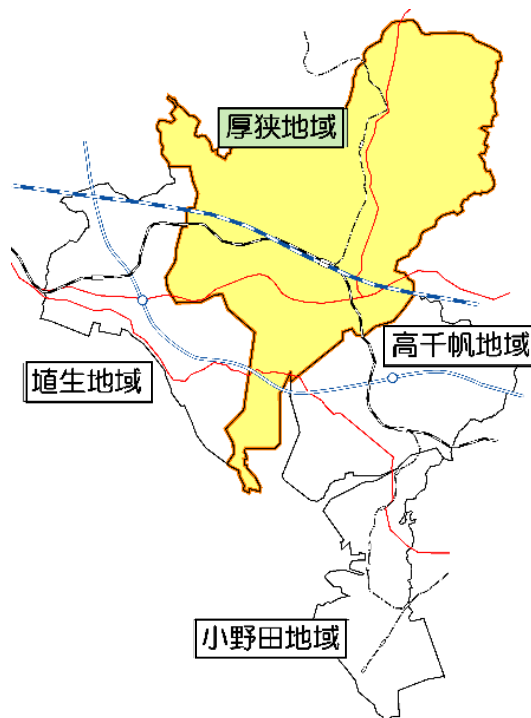
(3) 厚狭地域

1) 地域の現況と課題

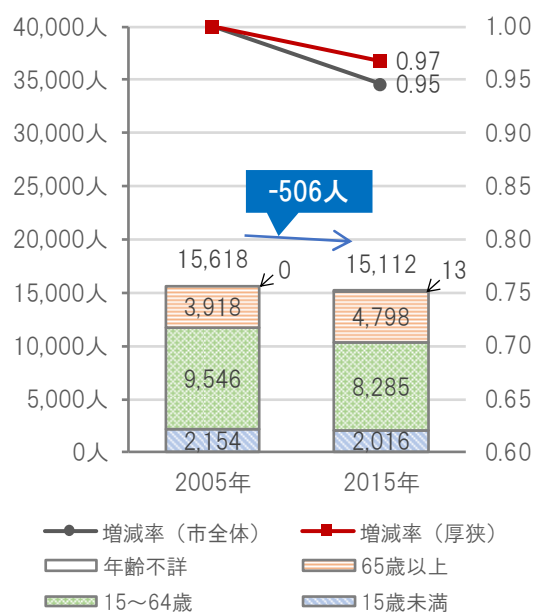
1 地域の現況

- 厚狭地域は、古墳や厚狭毛利家ゆかりの史跡、寝太郎伝説に関連する歴史的・文化的資源のほか、旧山陽道宿場町の街並みなどが数多く残されています。
- 主な市街地は、JR厚狭駅周辺の盆地部と厚狭川河口部にまとまって形成されており、農地・丘陵地がその周辺を囲むように広がっています。丘陵地にはいくつものゴルフ場があるほか、工業団地が造成され、多くの企業が立地しています。
- 他の地域と比べると人口減少の速度は緩やかであり、JR厚狭駅前には高層マンションやビジネスホテルが立地しています。
- JR厚狭駅周辺には、行政機関のほか、商業施設・文化施設・金融機関・宿泊施設が立地しています。
- 用途地域はJR厚狭駅周辺に指定されています。
- JR厚狭駅南側では、土地区画整理事業による都市基盤整備が完了したものの、未利用地が多く、住宅の立地と都市機能の充実による土地の高度利用が期待されています。JR厚狭駅北側では、用途地域に指定している区域内において、宅地化が進んでいない一方、用途地域縁辺部において宅地開発が見られます。
- 公共施設の統廃合により、総合事務所、公民館、図書館、保健センターの機能を持つ厚狭地区複合施設が開設しました。
- 厚狭地域では、平成22年(2010年)の洪水の直接被害により閉店する店舗が見られます。
- JR厚狭駅北側のホテルの開業により、宿泊客等を対象とした新しい飲食店などが開業しています。

[厚狭地域位置図]



[厚狭地域の人口推移]



(資料: 国勢調査)

2 地域住民の意見

地域住民の意見のポイントを整理すると、以下のとおりとなります。

注：それぞれの結果は、資料編に掲載しています。

●市民アンケート（平成 29 年度（2017 年度）実施）

【平均値より満足度が低く、「特に重点的に改善に取り組む必要がある」項目】

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 空家等の管理及び抑制対策 | ⑤ 身近な道路の整備 |
| ② 病院などの医療福祉施設の充実 | ⑥ まちの防犯対策 |
| ③ 自然災害に対する防災対策 | ⑦ 公共施設の安全性・バリアフリー |
| ④ 身近な道路の安全性 | |
- ※番号は満足度が低い順番

●ワークショップ意見（平成 30 年度（2018 年度）実施）

【まちの将来の姿のまとめ】

- | | |
|--|---|
| 〈交通・道路〉 <ul style="list-style-type: none">● JR 厚狭駅の南北自由通路を工夫● 交通の便の良さを活かす | 〈住宅・住生活〉 <ul style="list-style-type: none">● 子どもが楽しく暮らせるまち● JR 厚狭駅の南北のまちづくりと交流● JR 厚狭駅(南口)の開発促進 |
| 〈産業・商業・観光・にぎわい〉 <ul style="list-style-type: none">● JR 厚狭駅南に商業施設の誘致● 道の駅や観光案内所の立地● 一次産業の発展と農業地域の活性化● 地産地消で健康であり続けられるまち● イベントによる交流人口の増加 | 〈コミュニティ・地域活動〉 <ul style="list-style-type: none">● 市民が誇りを持ったまちづくり● 高齢者が元気に活躍できるまち |
| | 〈安全・安心〉 <ul style="list-style-type: none">● 防災訓練など、自助・共助の意識を高める |

【キャッチフレーズ】

- 人と人との交流を活発にし、市民が参画する“まち”づくり ○ 田舎を活かしたまちづくり

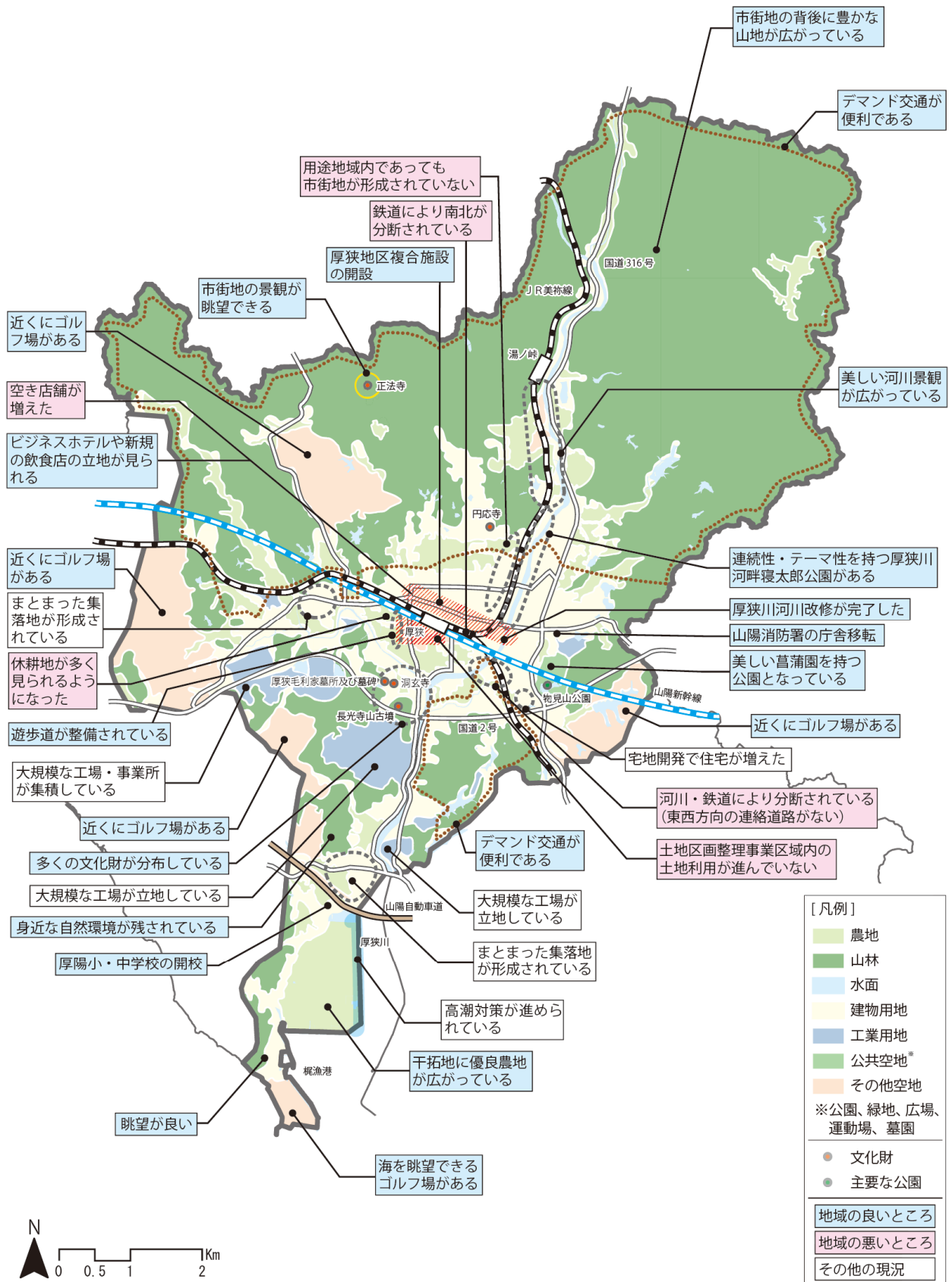
3 地域の特性と課題

厚狭地域は、多くの歴史的・文化的資源を持つ地域であり、JR厚狭駅を中心とするコンパクトな市街地や自然豊かな集落地の周囲を美しい田園風景が囲んでいます。なお、JR厚狭駅周辺では、市街地が南北に分断されており、駅北側に位置する商店街の店舗数の減少と駅南側の市街地形成（住宅や都市機能の立地）の遅れが問題となっています。

このような状況を踏まえ、地域の主なまちづくりの課題には次のようなものがあります。

- ◎ JR厚狭駅の南北をつなぐ連絡機能の強化
- ◎ JR厚狭駅南部地区における住宅・都市機能の誘導
- ◎ 既成市街地の空き家・空き地・空き店舗の活用
- ◎ 地域を囲む優良農地や丘陵地の保全
- ◎ 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりの推進

[厚狭地域の現況]

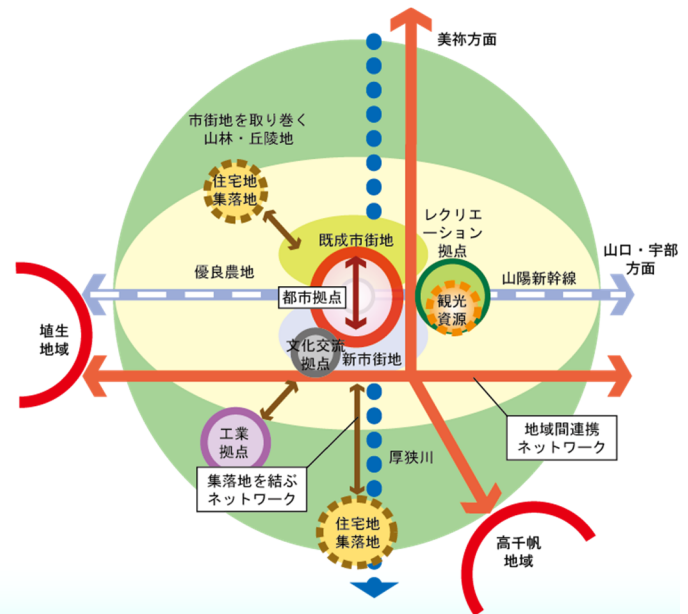


2) 地域のまちづくりの方針

厚狭地域では、多くの歴史的・文化的資源や美しい田園風景を保全し、新幹線駅を活かした市街地の創出を目指します。また、JR厚狭駅周辺を中心として農地と山林が取り囲む同心円状の都市構造を基本とし、郊外部に分布する住宅地や集落地、工業拠点、レクリエーション拠点、さらに、周辺地域へと放射状に連携するネットワークを形成します。

JR厚狭駅周辺においては、北側の既成市街地と南側の新市街地の一体性強化を図ることで、本市の都市拠点にふさわしい都市機能と住宅の誘導を進めます。

[厚狭地域の将来都市構造図]



【地域の将来像】

駅を中心に交流が生まれる自然と歴史が共存するまち

【地域のまちづくり方針】

厚狭駅周辺における都市拠点にふさわしい都市機能の集積促進

新幹線駅という強みを活かし、JR厚狭駅の北側では、空き家・空き店舗の有効活用等による既成市街地の再生、南側では、生活利便施設や住宅の誘導による新市街地の形成により、都市拠点にふさわしい都市機能集積を図ります。また、各種イベントの開催やポケットパーク・広場の設置等により、多くの人々が行き交う駅前空間づくりを目指します。

歴史的・文化的資源の保全活用と資源を巡る回遊性の向上

古墳時代から近世までの歴史の中で育み残されてきた史跡や建築物の保全を図るとともに、これらの歴史的・文化的資源を回遊できるネットワークの形成を図ります。また、歴史的・文化的資源周辺においては、それぞれが持つ歴史・文化や個性にふさわしい空間整備を図ります。

良好な田園環境の保全とデマンド型交通の活用

JR厚狭駅周辺におけるコンパクトな市街地を維持し、周辺の優良農地や丘陵地の保全を図ります。また、点在する集落地においては、田園環境と調和するゆとりある居住環境の保全を図るとともに、デマンド型交通の活用により、生活利便性を図ります。

1 土地利用に関する方針

- JR厚狭駅周辺では、厚狭駅周辺まちづくり構想に基づき、交通結節点であるJR厚狭駅を中心として、行政・業務施設の集積を維持するとともに、商業業務施設や住宅・中高層マンション等の集積促進を図り、都市拠点にふさわしい土地利用形成を進めます。特に、都市基盤施設が整備された駅南部地区の未利用地については、良質な住宅や生活に必要なサービス機能を誘導するとともに、保育・医療等の福祉施設の集積を図り、子どもからお年寄りまで誰もが安心して生活できる居住環境の整備を進めます。
- 既成市街地内の空き家・空き地については、適切な管理や利活用を促進します。また、駅北側の空き店舗については、商店街や商工会議所と連携を図りながら、利活用を促進します。
- 駅北側の専用住宅地については、低層住宅を中心とした良好な居住環境の維持に努め、用途地域の指定のない区域の農村集落地については、周辺の営農環境と調和の取れた良好な居住環境の整備に努めます。
- 丘陵地に造成された大規模な工場・工業団地については、周辺の自然環境や居住環境と調和する産業空間の形成を図ります。このうち、山野井工業団地・新山野井団地では、既存企業の定着・育成に努めます。
- 市街地の周辺に広がる優良農地については、農地がもつ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全を図ります。また、市街地の背後に広がる山地・丘陵地については、良好な自然環境を保全するとともに、自然散策の場等として保全・活用を図ります。

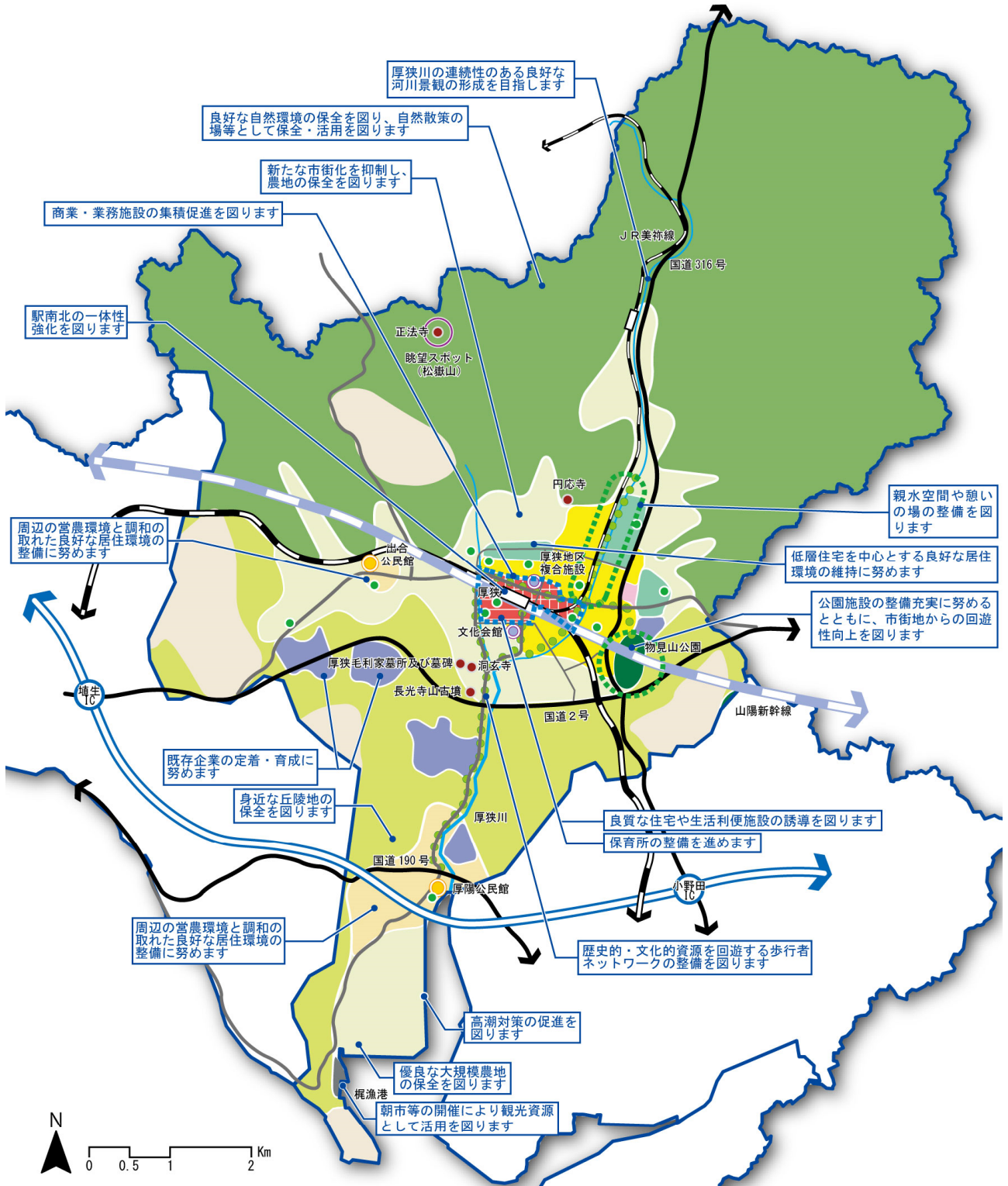
2 交通体系に関する方針

- JR厚狭駅は、円滑な乗継が可能となるように交通事業者と連携を図り、利便性の高い公共交通サービスの構築を目指します。また、バリアフリー化及び南北連絡機能強化の検討を進め、安全性・利便性の高い施設整備を図ります。
- 市街地内の主要経路における歩道の設置、公園・緑地、歴史的・文化的資源を回遊する自転車・歩行者空間の整備を図ります。
- 厚狭地区の公共交通不便地域において運行しているデマンド型交通の利用促進を図り、利用実態に合わせてサービス内容の改善を検討します。
- 利便性の高い市街地形成を図るため、市街地の骨格となる道路の整備促進を図りますが、市街化の見込みが低い郊外部に配置された都市計画道路については、今後、住民との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しも検討します。

3 都市環境に関する方針

- 市街地内の緑の連続性や市街地から公園までの回遊性を活かした緑のネットワーク、そして厚狭川における水辺のネットワークの形成を図り、各市街地を緑や水辺がつなぐ都市構造を創出します。
- 旧山陽道の街並みや厚狭毛利家ゆかりの史跡などの地域固有の歴史的・文化的資源を活用し、テーマ性やストーリー性を持たせた回遊ネットワークの整備充実を図ります。
- 物見山公園では、散策路の整備に努めるとともに、市街地から公園までの回遊性を高め、より多くの人々に利用される公園づくりを進めます。また、既存の公園については、より多くの人々に利用されるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法により、住民主体による公園づくりを進めます。
- 市街地内の住宅や商業施設が集積する地域においては、下水道等の都市基盤整備を進め、良質な生活環境を促進します。
- 厚狭川については、防災面、環境面で必要となる対策を考慮しながら、親水空間の整備や憩いの場の整備等を行うとともに、連続性のある良好な河川景観の形成を目指します。

[厚狭地域のまちづくり方針図]



[凡例]

- | | | | |
|---|--|--|--|
| 一般住宅地 | 内陸工業地 | 拠点となる緑 | 鉄道（新幹線） |
| 専用住宅地 | 山地 | 近隣公園 | 鉄道 |
| 複合業務市街地 | 丘陵地 | 街区公園 | 高速自動車道路 |
| 商業集積地 | 公園（地区公園以上） | 文化財 | 主要幹線道路 |
| 農村集落地 | 農地 | 地域コミュニティ拠点 | 幹線道路 |
| | | その他主要な施設 | 補助幹線道路 |
| | | | 歩行者ネットワーク |

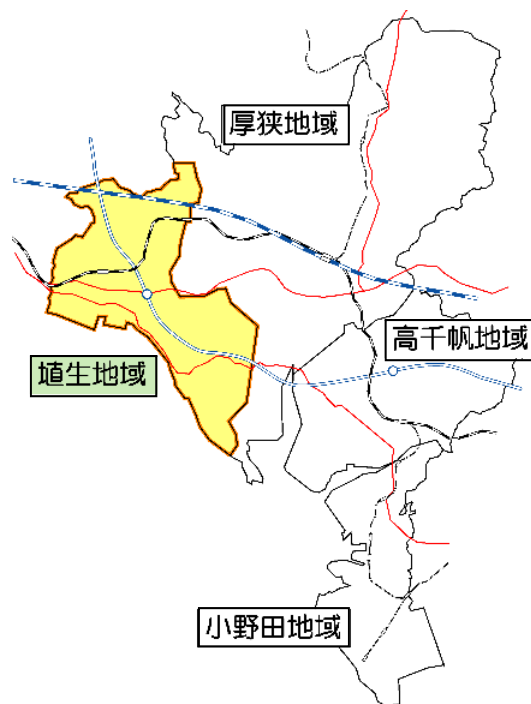
(4) 殖生地域

1) 殖生地域

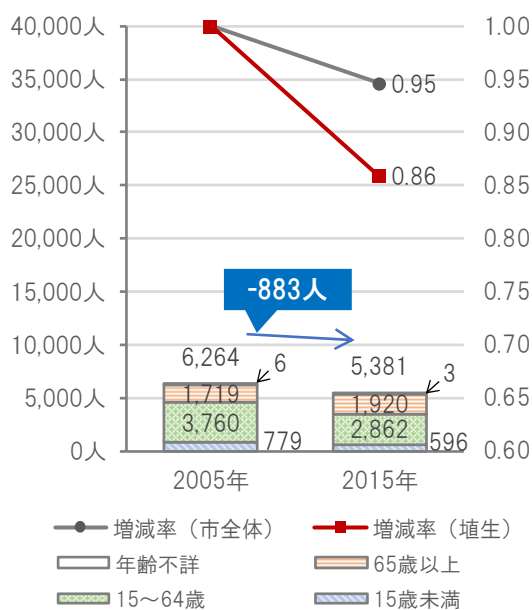
1 地域の現況

- 殖生地域では、市の平均以上に人口が減少しています。
- 主な市街地は殖生漁港周辺と海岸沿いに形成され、その背後に山林が広がっています。
- 漁港周辺の市街地は、道路が狭く、建物が密集した状態となっています。
- 地域内に商業施設や医療施設などの生活関連施設が少ないことが問題となっていますが、その一方で、観光農園、飲食施設などの観光資源は数多く分布しています。
- 地域住民のコミュニティの場となる支所と公民館を兼ね備えた殖生地区複合施設の整備が進められています。
- 前場川や殖生港海岸において、高潮対策事業が進められています。

[殖生地域位置図]



[殖生地域の人口推移]



(資料:国勢調査)

2 地域住民の意見

地域住民の意見のポイントを整理すると、以下のとおりとなります。

注：それぞれの結果は、資料編に掲載しています。

●市民アンケート（平成 29 年度（2017 年度）実施）

【平均値より満足度が低く、「特に重点的に改善に取り組む必要がある」項目】

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 病院などの医療福祉施設の充実 | ⑤ 公共施設の安全性・バリアフリー |
| ② 空家等の管理及び抑制対策 | ⑥ 鉄道(駅)の利用しやすさ・本数 |
| ③ 路線バスの利用しやすさ・本数 | ⑦ 下水道の整備 |
| ④ 買い物の便利さ | ⑧ まちの防犯対策 |

※番号は満足度が低い順番

●ワークショップ意見（平成 30 年度（2018 年度）実施）

【まちの将来の姿のまとめ】

＜交通・道路＞

- 交通の便がよいまち

＜産業・商業・観光・にぎわい＞

- 病院や商店等が充実したまち
- 観光資源や特産品を活かした交流人口が増加するまち
- 雇用が生まれるまち
- 埴生干拓地の利用促進

＜住宅・住生活＞

- 景観や自然豊かで子どもが住みやすいまち
- 希望や将来性のあるまち
- 生活環境の向上、安心して暮らせるまち
- 自然と共存したまち

＜コミュニティ・地域活動＞

- 若者や子どもが住み、活躍できるまち
- 高齢者がやすらげ、住民同士が助け合っているまち
- 地域の行事が充実し、子どもから高齢者まで楽しく過ごせるまち
- かけがえのないまちを誇りに思い、自慢できるふるさとづくり
- 街の魅力を全国に発信し、他地域と交流するまち

＜安全・安心＞

- 災害に強いまち

【キャッチフレーズ】

- 若者が住みたくなる町（安心・安全、魅力ある町づくり）
- 埴生の景観を最大限に生かした魅力ある町づくり
- 子供から高齢者までみんなが主役の活気のあるまち
- 家族のような思いやりのあるまちづくり

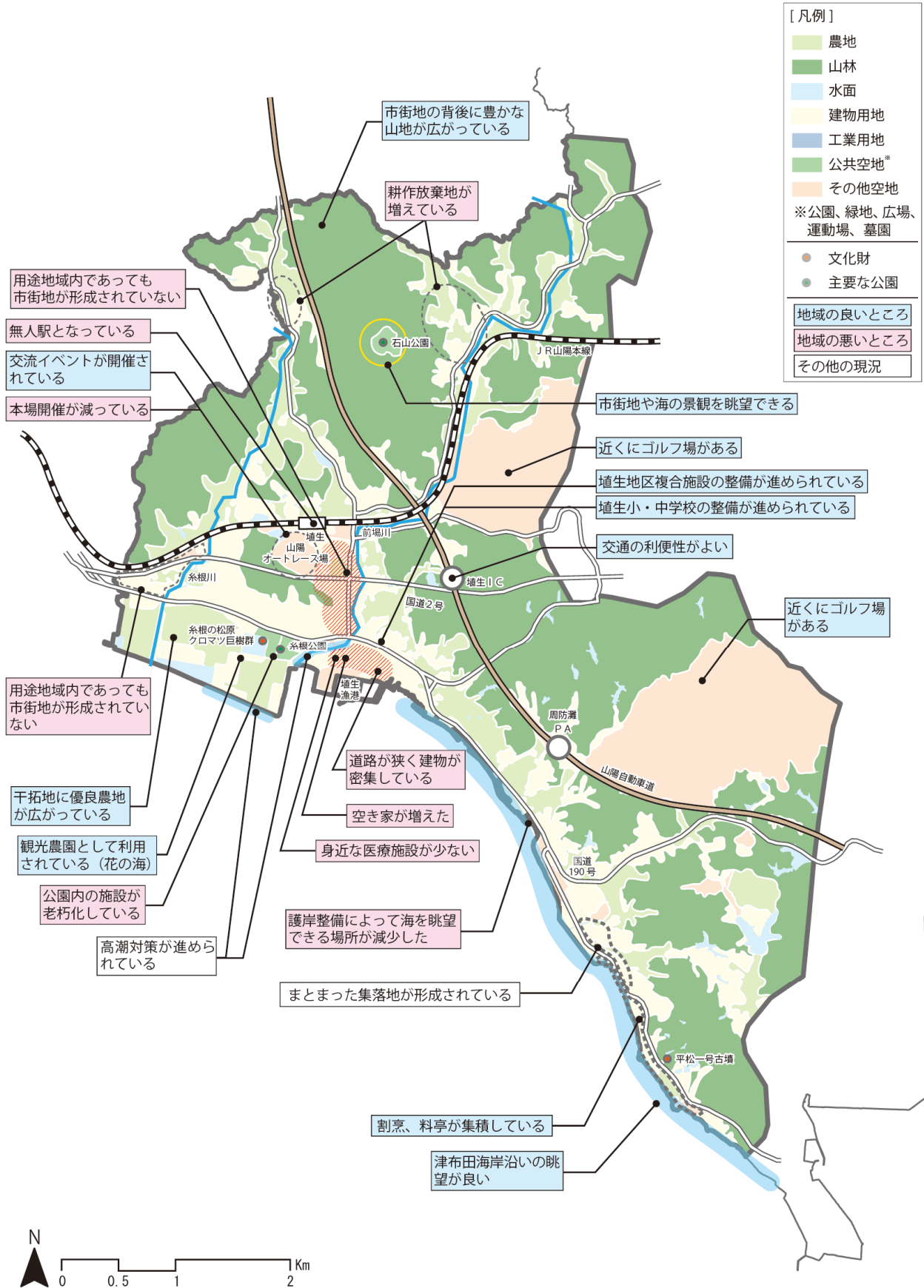
3 地域の特性と課題

埴生地域は、海岸に面して市街地や集落地が分布し、その背後に山林が広がる都市構造となっています。海岸沿いの飲食施設や観光施設には多くの人々が訪れていますが、回遊性の面での充実が必要とされています。

このような状況を踏まえ、地域の主なまちづくりの課題には次のようなものがあります。

- ◎ 地域内の観光資源のネットワークの形成
- ◎ 生活利便性の向上につながる都市機能の誘導と交通ネットワークの維持
- ◎ 密集した市街地内における道路の整備や空き家・空き店舗の除却
- ◎ 海岸、山林、優良農地の保全

[埴生地域の現況]



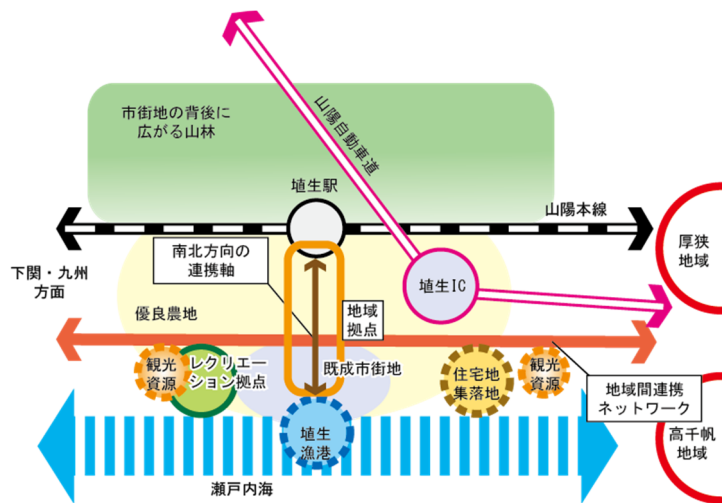
2) 地域のまちづくりの方針

埴生地域では、美しい海岸の眺望と多くの観光資源を活かして、連続性、回遊性の高い市街地の創出を目指します。

国道190号沿いの既成市街地の背後に山林が広がる都市構造を基本とし、JR埴生駅から埴生漁港までの南北方向の連携軸を強化することによって、地域の中心となる市街地を形成します。

さらに、この市街地を中心として、海岸沿いの集落や様々な観光資源をつなぐネットワークを形成し、海岸沿いに点在する施設や集落が一体的に機能するような都市構造の形成を進めます。

[埴生地域の将来都市構造図]



【地域の将来像】

美しい景観と自然を守り地域の活力と交流を育むまち

【地域のまちづくり方針】

観光資源の一体性を強化するためのネットワーク形成

国道190号沿いの観光資源を積極的に活用するため、JR埴生駅や国道2号からアクセスする道路の整備を図ります。また、公園、観光農園、飲食施設の一体性を強化するため、これら施設間を連絡するネットワークの形成を図ります。

美しい海岸と山林の保全

海岸沿いの道路については、美しい海岸を眺望できる空間づくりを進めます。また、地域北側に広がる山林について、市街地から眺望される景観の保全を図ります。

住みやすい既成市街地の形成と緑豊かな居住環境の保全

埴生地区複合施設周辺では、道路整備や計画的な公共下水道整備を進め、快適な生活空間の形成を図ります。また、北側の地域では、周辺の農地との調和に配慮しながら、居住環境の保全を図ります。

1 土地利用に関する方針

- 地域のコミュニティ拠点施設である埴生地区複合施設を核として、医療・福祉・商業施設等の生活利便施設の維持・確保に努めます。
- 既成市街地内の空き家・空き地については、適切な管理や利活用を促進します。また、埴生漁港周辺の密集した市街地については、道路整備や空き家・空き店舗の除却等による不燃化を促進し、防災上の安全性に配慮した地域づくりを進めます。
- 用途地域の指定のない区域の農村集落地については、周辺の営農環境と調和の取れた良好な居住環境の整備に努めます。
- 市街地の周辺に広がる優良農地については、新たな市街地を抑制するとともに、農地がもつ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全を図ります。また、市街地の背後に広がる山地・丘陵地については、良好な自然環境を保全するとともに、自然散策の場等として保全・活用を図ります。

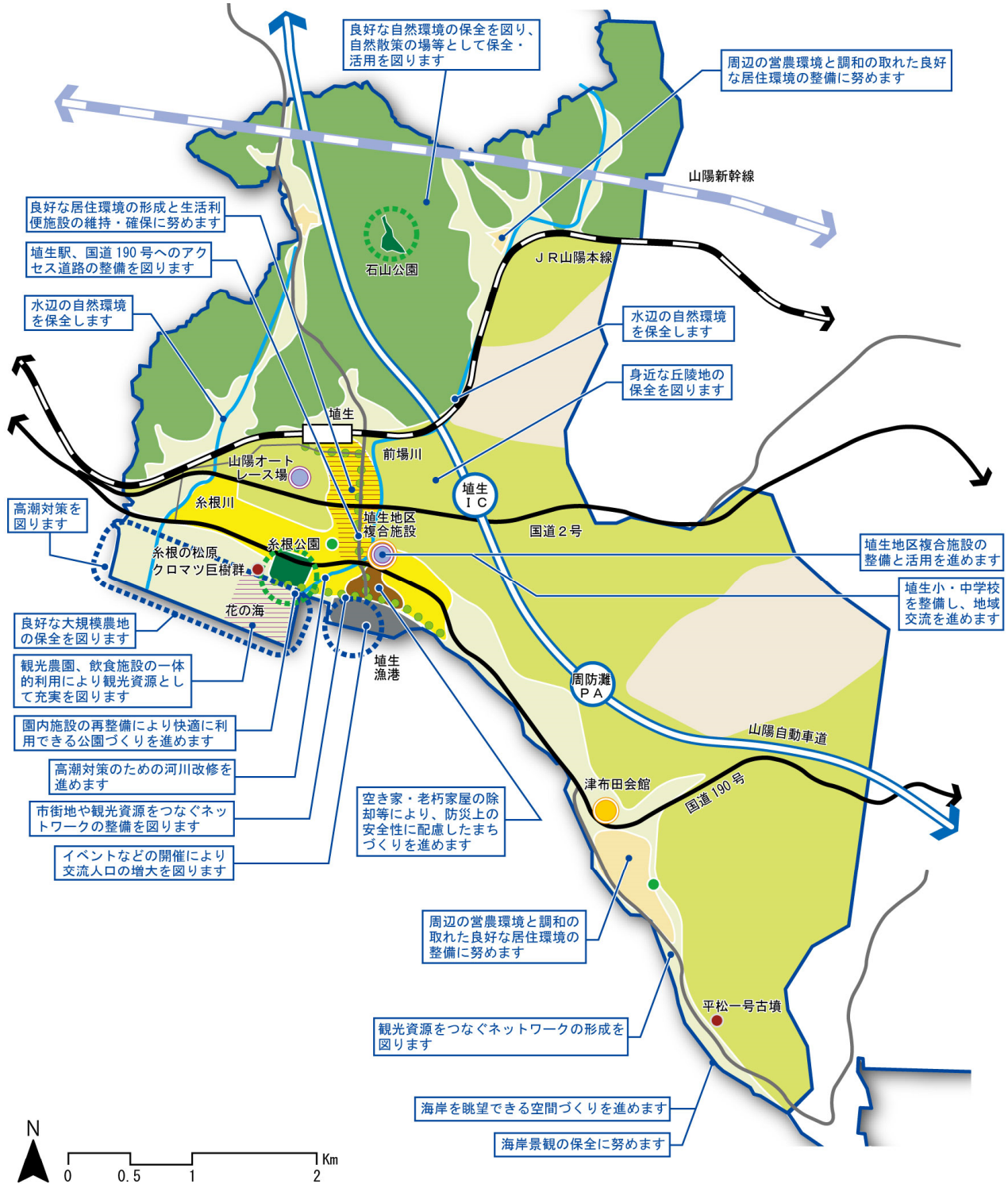
2 交通体系に関する方針

- JR埴生駅周辺から埴生漁港までを連絡する道路については、安全で円滑な交通環境の整備促進を図ります。また、市街地内の主要な移動経路における歩道の整備を図ります。
- 都市拠点や地域拠点を結ぶ利便性の高い公共交通サービスの構築を目指すとともに、公共施設や生活利便施設への移動を確保するため、公共交通を維持します。

3 都市環境に関する方針

- 郡・津布田海岸の連続性を活かした水辺のネットワークについては、道路沿いで海岸を眺望できる空間づくりを進めるとともに、防災面・環境面も考慮しながら、美しい海岸景観の保全を目指します。
- 糸根公園では、市指定天然記念物である「糸根の松原」の保全に努めるとともに、利用者のニーズに対応した園内施設の再整備など、地域住民がより快適に利用できる公園づくりを進めます。また、その他の既存の公園についても、より多くの人々に利用されるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や施設の整備充実を努めます。
- 市街地内の住宅や商業施設が集積する地域においては、下水道等の都市基盤整備を進め、良質な生活環境を促進します。
- 海岸、河川沿岸、山林付近においては、自然災害に対する防災・減災対策を進め、安心な市街地形成を図ります。

[埴生地域のまちづくり方針図]



[凡例]

- | | | | |
|-------|------------|------------|-----------|
| 一般住宅地 | 山地 | 拠点となる緑 | 鉄道（新幹線） |
| 専用住宅地 | 丘陵地 | 街区公園 | 鉄道 |
| 農村集落地 | 公園（地区公園以上） | 文化財 | 高速自動車道路 |
| 農地 | ゴルフ場 | 地域コミュニティ拠点 | 主要幹線道路 |
| 漁村集落地 | その他施設用地 | その他主要な施設 | 幹線道路 |
| | | | 河川 |
| | | | 歩行者ネットワーク |

(5) 地域間連携の方針

1) 地域特性に応じた都市機能の配置

小野田地域・高千帆地域・厚狭地域・埴生地域それぞれの地域において市民が快適で便利な生活を送ることができるよう、地域の特性やまちづくりの方向性を踏まえながら、適切な都市機能の配置を図ります。さらに、都市拠点を中心に都市機能がコンパクトに配置され、各地域が相互に連携・補完できるような都市構造の構築を目指します。

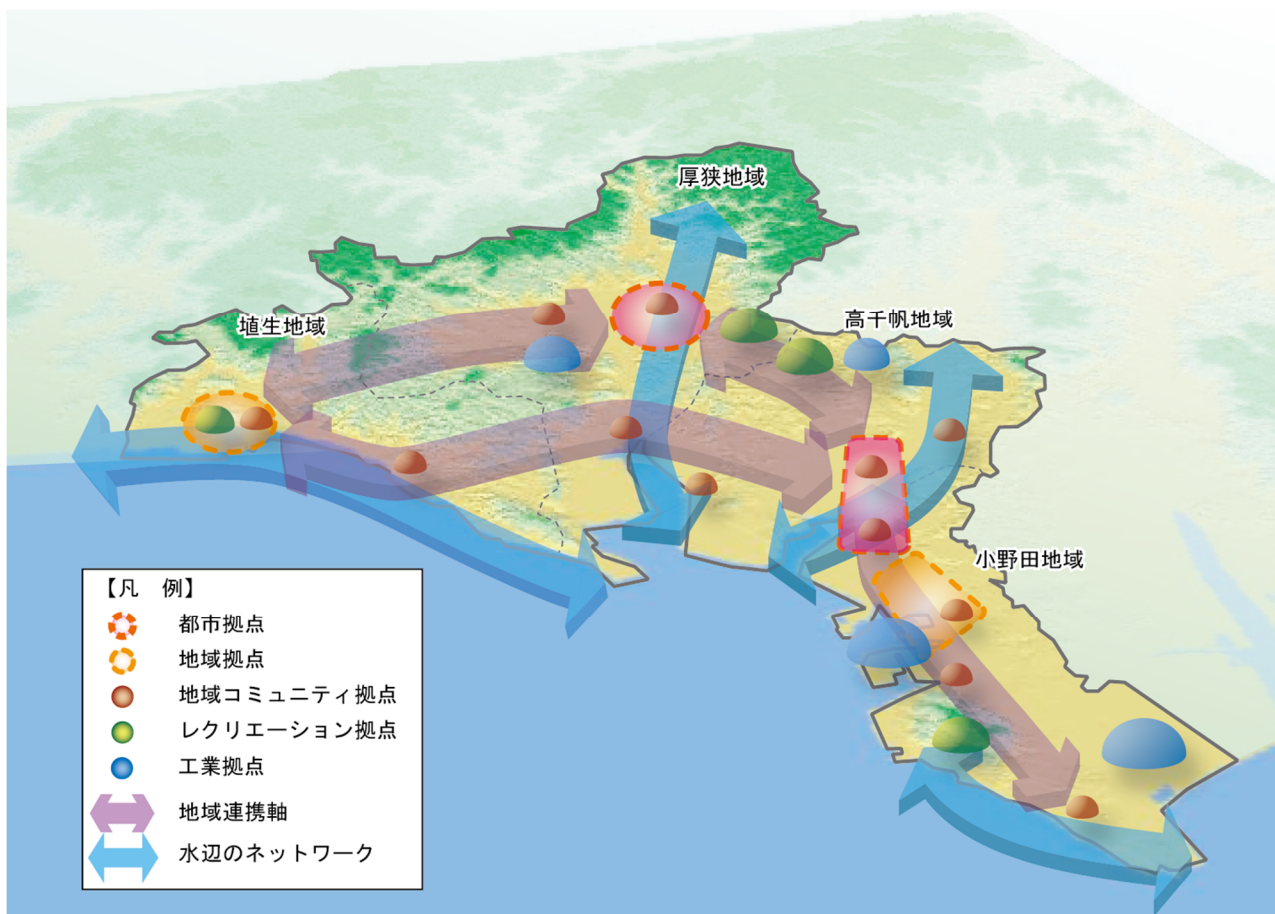
2) 地域間交流を促す拠点とネットワークの整備

各地域における交流・レクリエーションの拠点の整備・充実により、地域間交流の機会の増大を図ります。さらに、緑や水辺の連続性を活かして、四つの地域間、そして分散する拠点間をつなぐネットワークの整備を図ります。

3) 地域間を連携する「地域連携軸」の強化

四つの地域が一体的に発展することを目指して、地域間の連携強化を図るため、「地域連携軸」を担う国道2号、国道190号、県道小野田山陽線、小野田湾岸道路、JR山陽本線、JR小野田線の整備・充実に努めます。また、鉄道関連施設の改善や公共交通不便地域への対応なども検討しながら、自家用車を使わない人も便利に生活できる社会の構築を目指します。

[地域間連携方針図]



6 実現化方策

(1) 都市計画の変更・見直し

1) 用途地域等の見直し

目指すべき土地利用に向けて、建築物等の用途、密度、形態等に関する規制・誘導を行っていくため、都市計画マスタープランで定めた将来都市構造や土地利用方針に基づき、用途地域等の見直しを行います。

[用途地域の見直しの方針]

新規指定	用途地域の指定のない区域のうち、良好な住居の環境を有する住宅地や大規模な商業業務施設、一団となった工業地、道路等の基盤施設整備等により計画的に市街化を誘導すべき地域等については、適正かつ合理的な土地利用を図るため、都市全体の都市機能の配置及び密度構成を勘案し、用途地域を定めず。
廃止	用途地域が指定されている区域のうち、現在、山林や農地等の自然的土地利用が主体であり、今後とも都市的土地利用が見込まれない地域や、当分の間営農を継続することが見込まれる集落地等については、農業振興に係る土地利用等との必要な調整を図ったうえで、用途地域を廃止します。
変更	用途地域の指定されている区域のうち、土地利用の現況及び動向、公共施設の整備状況及び用途地域指定の経緯等を勘案して、適切な用途地域へ変更します。

(資料: 山陽小野田市用途地域等の指定方針及び指定基準)

2) 都市施設の見直し

未整備の都市計画道路のうち、周辺に代替道路が整備されたことで必要性が低くなった路線や、将来も市街化の見込みが低い郊外部に配置された路線については、今後、市民との合意形成や関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを行います。

また、未整備となっている都市計画公園についても、緑の基本計画に基づき、計画区域内及び周辺における土地利用の状況を踏まえ、市民との合意形成や関係機関との調整を図りつつ、必要性が低くなった計画公園の見直しを行います。

公共下水道施設については、人口減少が進む中でも持続可能な整備や管理を行っていくため、区域の縮小に向けた計画の見直しを行います。

[都市計画道路の存続必要性の判断基準]

Step1	都市計画の整合性	上位、関連計画との整合性の観点から、重要路線として位置づけられる路線を存続必要性の高い路線として評価
Step2	需給バランス	将来自動車交通需要が多い路線を存続必要性の高い路線として評価
Step3	多様な機能	市街地形成機能、歩行者の通行機能、空間機能を判断し、存続必要性の高い路線を評価
Step4	並行路線との関係	機能を代替する既存の国道、県道等の有無により評価
Step5	その他の課題	個別の課題等の有無により判断

[都市計画公園の見直しの視点]

1	地域の現状に併せた見直し
公園周辺の人口動向や土地利用等の現状、既存公園、緑地の分布状況、今後の公園整備計画など、地域の現状を的確に踏まえて見直しを行います。	
2	公園機能に配慮した見直し
環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能など、公園が持つ機能や役割を十分に備えるとともに、その機能を地域づくりのために活用できるよう見直しを行います。	
3	公園整備事業の実現性に配慮した見直し
都市計画公園区域内の地形や現状の土地利用の状況、建築物、工作物の立地状況を確認しつつ、公園整備事業における費用対効果などを想定し、公園整備事業の実現性に十分配慮した見直しを行います。	
4	市民意向を踏まえた見直し
パブリックコメントや説明会などの実施により、市民への周知及び意向把握に努め、地域住民や地権者と合意形成を図りながら見直し作業を進め、地域住民に親しまれる公園整備を進めます。	

(2) 関連計画の策定

1) 集約型都市構造の実現に向けた計画の検討

人口減少や、中心市街地の低密度が進行している本市においても、都市を効果的・効率的に維持・運営していくためには、各拠点を中心として都市機能を集約することで、都市機能がコンパクトに配置された、「集約型都市構造」の実現が必要です。

そのため、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトなまちづくりを推進する「立地適正化計画」の策定を検討することなど、各地域の実態にあわせて「集約型都市構造」の実現に向けた計画の策定について検討していきます。

【集約型都市構造の実現に向けた事業・事例】



●JR 長府駅の橋上化および南北自由通路の整備（下関市）

JR 長府駅は、都市再生整備計画等により、南北市街地からの利便性向上、連携強化および駅周辺のバリアフリー化を図るための南北駅前広場や自由通路及び橋上駅舎の整備、エレベーターの設置等を行い、拠点として、地域交流の活性化や生活環境の改善に貢献しています。

●立地適正化計画

人口減少や高齢化による低密度な市街地の形成等を背景として、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進する「立地適正化計画制度」が創設されました。「立地適正化計画」は、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを推進し、人口減少の中でも一定の人口密度を維持した、持続可能な都市の形成を図るための計画です。

2) 景観計画の策定

本市は平成 30 年（2018 年）に景観行政団体へ移行したことから、今後は「景観法」に基づく「景観計画」を策定します。

景観まちづくりを行うための基準となる「景観計画」を策定することで、建築物の建築等の行為が、届出・勧告によりゆるやかに規制できることや、景観上重要な建造物や樹木を指定し、景観の保全・継承を図るなどにより、良好な景観を形成していきます。

【山口県における景観学習の取組】



山口県では、子どもたちに、ふるさとの美しい景観に気付き、守り、育てていくことの大切さを実感してもらうことを目的に、小学校や中学校からの依頼を受け、県の景観アドバイザーや県職員が講師となり、総合学習の時間を活用した景観学習を実施しています。

(3) 協創によるまちづくりの推進

1) まちづくりの情報発信

今後の都市計画、まちづくりの指針として都市計画マスタープランを理解してもらうため、パンフレットの配布や市のホームページへの掲載などを通じて計画の目的や内容の周知を行います。また、まちづくりへの関心や意欲を高め、主体的な参画を促進するため、まちづくりに関する出前講座の開催や、広報紙・インターネット等を活用したまちづくり情報の発信を行っていきます。

2) 市民のまちづくり参画機会の増大

今回、都市計画マスタープランの改定にあたって開催した「改定委員会」や「地域別ワークショップ」のように、まちづくりに関する計画や具体の事業内容を検討する際に、市民にも計画を検討する段階から参加できる機会の確保・増大に努めます。

3) まちづくりリーダーの発掘・育成

市民主体のまちづくりには、シビックプライドの精神のもと、市民一人一人がまちづくりに関心を持つことや、地域の要望等を取りまとめるリーダー的な存在が不可欠です。そのため、まちづくりへの参加意識の高揚を図るとともに、現在積極的にまちづくりに関わっている方々との交流や連携を通じて、まちづくりリーダーの発掘・育成に努めます。さらに、将来のまちづくりに携わる人材の育成に向け、子どもたちへのまちづくり教育に努めます。

4) まちづくり活動の支援

市民と行政が一緒にまちづくりを考える場として、地域の実情に応じてまちづくり勉強会やワークショップなどを開催するとともに、まちづくりの機運が高まった地域から、順次「まちづくり協議会」を発足できるように支援します。さらに、まちづくり活動を展開するNPOの設立に向けた支援に努めます。

5) 誰もが主役になれるまちづくりの推進

都市計画マスタープランで掲げた、まちづくりの方針を進めていくためには、市民、教育機関、企業、行政など、多様な主体が協働して、段階的にきめ細かな取組を続けていく必要があります。

市民は、自分たちの地域に誇りや愛着を持って暮らし続けるには何が必要なのか、自分たちの地域の強みは何なのか、といったことを話し合いながら、まちづくりに積極的に参加するとともに、自分たちのまちの維持管理を主体的に行っていくことが重要です。

教育機関は、まちづくりに参加することが重要です。なかでも大学は、専門知識を提供するなどにより、まちづくり活動への協力を努めることが望まれます。

企業は、事業所内の緑化活動や社会貢献等の活動を通じて、より良好な都市空間の創出に努めることが重要です。

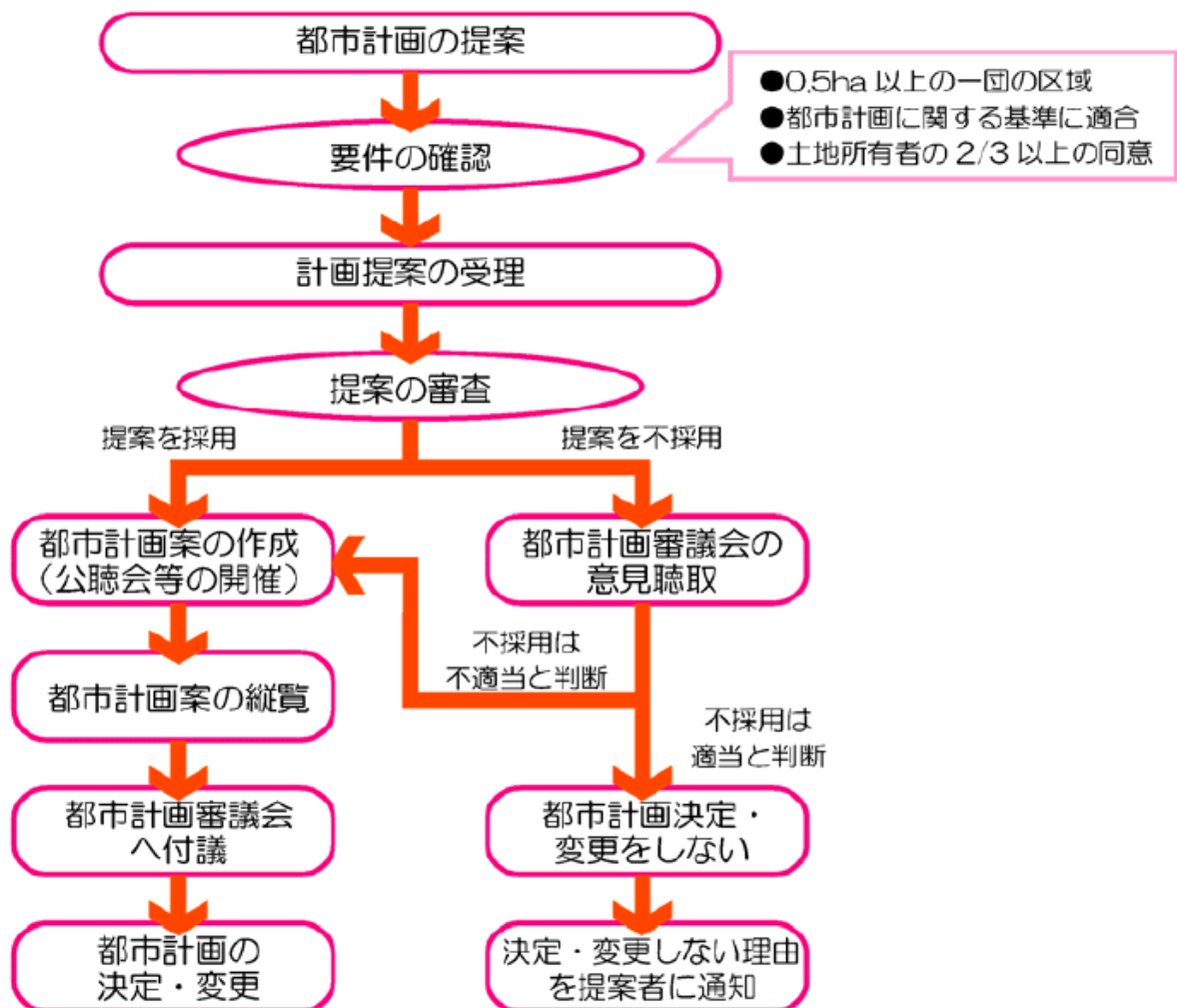
行政は、誰もが主役になれるまちづくりが円滑に進むよう、また、より効果的に進められるよう、都市基盤の整備や法に基づく規制・誘導について検討するとともに、他の分野や関係機関と連携を図りながら、総合的なまちづくりを展開します。

6) 都市計画提案制度の活用

「都市計画提案制度」とは、土地の所有者やまちづくり NPO あるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意等一定の条件を満たした場合に都市計画の提案をすることができる制度です。市は、総合計画や都市計画マスタープラン、その他各種関連計画との整合性から、提案された内容の妥当性を検討し、必要に応じて都市計画の決定又は変更を行います。

都市計画提案制度は、協創によるまちづくりにおいて重要な機能を果たすことから、制度活用に向けて市民等への周知に努めます。

[都市計画提案制度の手続き]

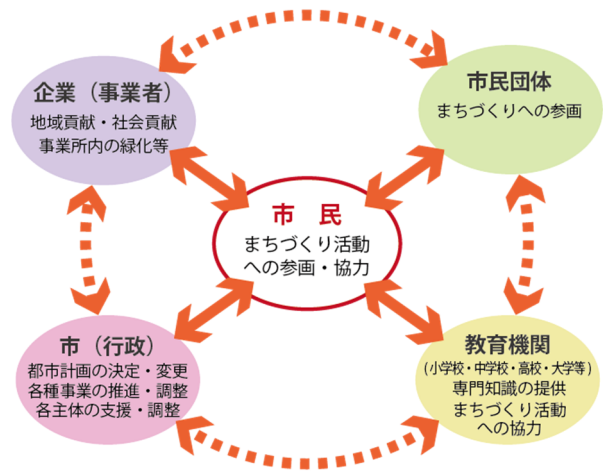


(4) 総合的な協働体制の構築

1) 実現化に向けた協働体制の構築

都市計画マスタープランで示した基本理念のもと、目指すべき将来都市構造を具現化していくためには、行政だけでなく、市民や市民団体、教育機関（小学校・中学校・高校・大学等）、企業など全ての主体が目標や課題を共有し、それぞれの役割分担や得意分野を発揮して、連携・協力しながら、まちづくりを推進する必要があります。本市では、市民の視点に立った住みよい暮らしを創造する観点から、市民の意見やまちづくり活動を最大限反映し、活用していただける協働体制を構築していきます。

[実現化に向けた協働体制]



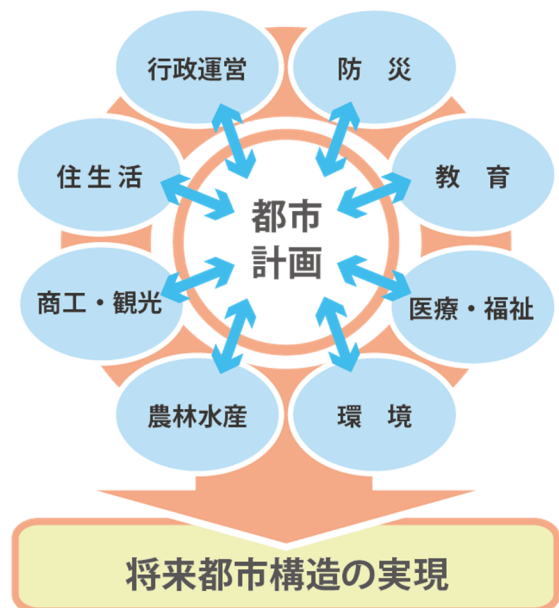
2) 実現化に向けた総合的な取組の推進

都市計画マスタープランで示した基本理念のもと、目指すべき将来都市構造を具現化していくためには、都市計画に基づく事業の推進や、規制・誘導方策を活用するだけでなく、都市計画以外の分野における取組との連携も必要となります。例えば、企業誘致や商店街の活性化、農地や山林の保全などの施策については、都市計画以外の分野における関係者・関係機関における取組が中心であり、こうした他分野と協力しながら取組を推進していくことが重要です。

このため、都市計画マスタープランで掲げた各種方針をもとに、都市計画以外の分野と調整・整合を図りつつ、実現化に向けた総合的な取組を推進していきます。

また、国道・県道や港湾などに関しては、国・県をはじめとする関係機関と連携・協力しながら、役割分担や計画内容などについて具体的な協議を進めていきます。

[実現化に向けた取組イメージ]



(5) 実現化方策の展開

本市の将来都市像や都市構造の実現に向けた都市計画としての主体的な取組及び事業・施策の展開を示します。

項目	短期（おおむね5年）	中長期（おおむね10～20年）
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の見直し ○郊外部の無秩序な市街化抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○目指すべき土地利用の誘導 ○その他のまちづくり制度等の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画 ・地区計画
都市施設 （道路、公園・緑地等）	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備・改良 <ul style="list-style-type: none"> ・県道妻崎開作小野田線の整備 ・県道小野田山陽線の整備 ○都市計画道路及び都市公園・緑地の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路及び公共交通網、都市公園・緑地の整備と維持管理
都市環境 （防災・防犯、下水道等）	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・防犯・交通安全対策 ○下水道計画の見直し ○生活環境施設の整備と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備 ・生活道路の整備 	
市街地整備 都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生整備計画の推進 ○市街地の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観法等を活用したルールづくり <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画、景観条例 ・屋外広告物条例 ○規制・誘導

(6) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、長期的な計画であり、本市の将来都市像を実現していくためには、一定の期間が必要であることから、継続的な取組が必要です。

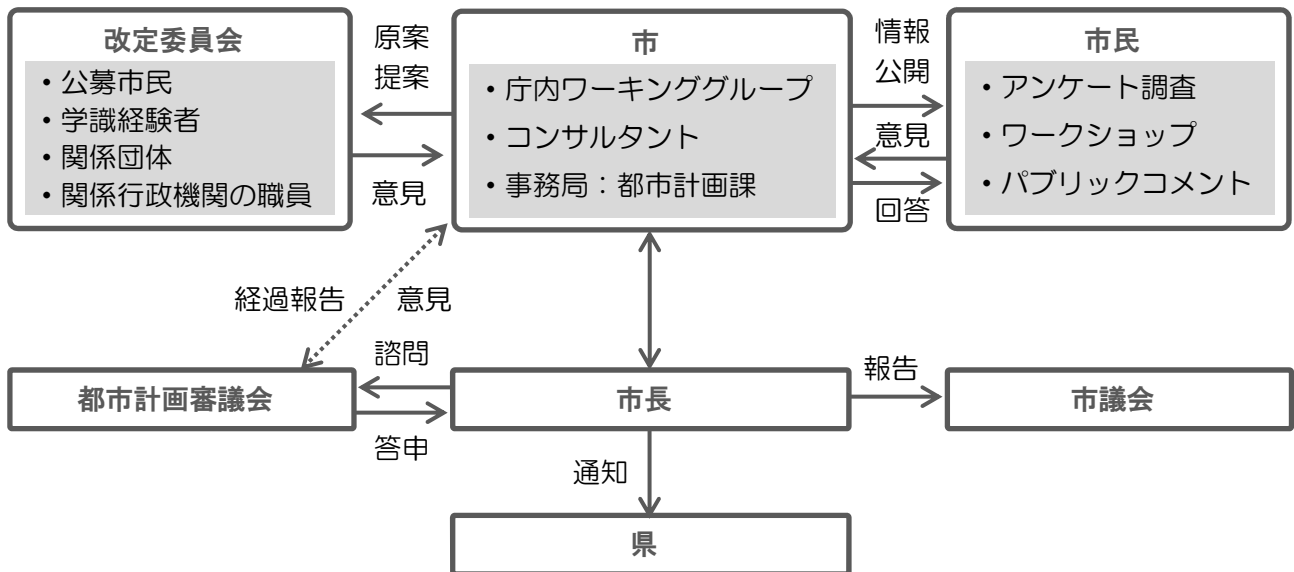
その一方で、都市計画制度等の変更、上位計画や関連計画の進捗や改定、社会経済状況の変化、市民ニーズの変化などに柔軟に対応していく必要があります。それらの変化に対応していくため、PDCA サイクルによる考えに基づき、管理をしていくことが必要です。今後、状況の変化等を踏まえ、課題に対する対応策の実施による効果等を評価し、次の計画への継続的な改善や見直しにつなげます。

7 資料編

(1) 計画改定の体制

都市計画マスタープランの改定に当たっては、学識経験者や関係団体、公募市民等で構成される「改定委員会」における審議を経て改定しました。改定案の作成に当たっては、アンケート調査やワークショップを通じて市民の意向を反映するとともに、庁内ワーキンググループにおける協議を経て、関連する計画や事業等との整合を図りました。

[都市計画マスタープラン改定の体制]



(2) 改定までの経過

日 程		内 容
平成 29 年	11 月 27 日(月) ～12 月 15 日(金)	市民アンケート調査実施
平成 30 年	3 月 9 日(金)	庁内ワーキンググループ (第 1 回)
	3 月 19 日(月)	改定委員会 (第 1 回)
	5 月 28 日(月)	庁内ワーキンググループ (第 2 回)
	6 月 11 日(月)	改定委員会 (第 2 回)
	7 月 9 日(月) ～7 月 20 日(金)	高校生アンケート調査実施
	7 月 17 日(火)	都市計画審議会 (中間報告)
	8 月 2 日(木) ～8 月 10 日(金)	地域別ワークショップ 都市計画きらきら会議 (第 1 回) (小野田地域、高千帆地域、厚狭地域、埴生地域)
	8 月 22 日(水) ～8 月 30 日(木)	地域別ワークショップ 都市計画きらきら会議 (第 2 回) (小野田地域、高千帆地域、厚狭地域、埴生地域)
	10 月 1 日(月)	庁内ワーキンググループ (第 3 回)
	10 月 17 日(水)	改定委員会 (第 3 回)
	11 月 30 日(金)	庁内ワーキンググループ (第 4 回)
	12 月 25 日(火)	都市計画審議会 (中間報告)
平成 31 年	1 月 7 日(月)	改定委員会 (第 4 回)
	2 月 6 日(水)	庁内ワーキンググループ (第 5 回)
	2 月 28 日(木)	改定委員会 (第 5 回)
	3 月 22 日(金)	都市計画審議会 (中間報告)
令和元年	7 月 11 日(木)	改定委員会委員長協議 (最終案決定)
	9 月 2 日(月) ～10 月 1 日(火)	パブリックコメント実施
	10 月 24 日(木)	都市計画審議会 (付議)

(3)改定委員会

[山陽小野田市都市計画マスタープラン改定委員会委員名簿]

区分	氏名	所属
学識経験者	鵜 心治	委員長：山口大学大学院理工学研究科教授
団 体	金子 敦子	山口県景観アドバイザー
	村上 景二	山口県建築士会 小野田支部
	畑 善高	小野田商工会議所
	原 孝造	山陽商工会議所
	山根 健	山口宇部農業協同組合
	平田 武	山陽小野田市社会福祉協議会
市 民	穂本 真一	公募市民
	大田 正登	公募市民
	滝 将彦	公募市民
関係行政機関の職員	野嶋 秀範	山口県都市計画課（第1回改定委員会）
	工藤 展照	山口県都市計画課（第2回～第5回改定委員会）
	佐々井 浩之	山口県宇部土木建築事務所

(4)市民アンケート調査

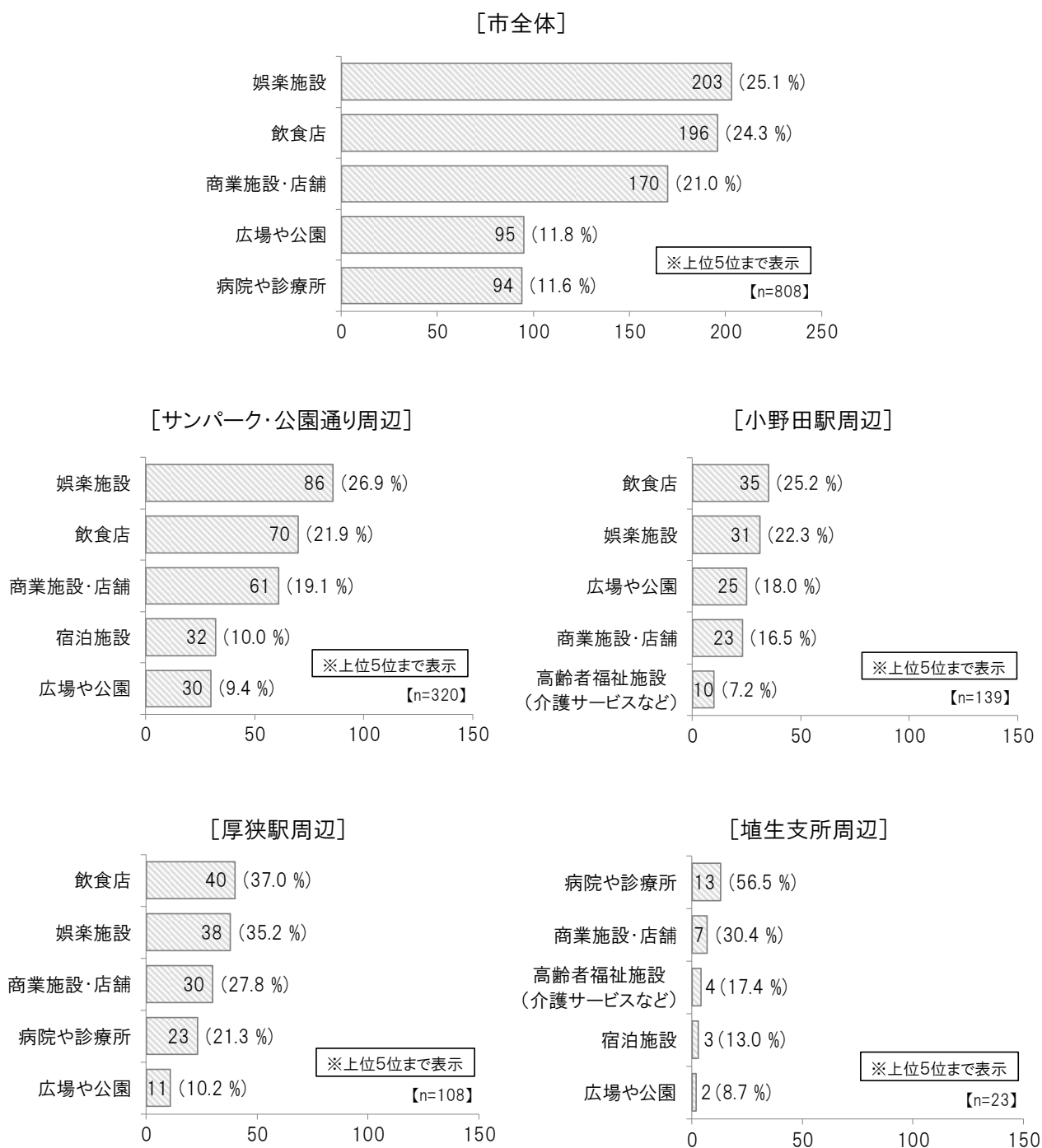
1) アンケート調査の概要

趣 旨	「山陽小野田市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、都市計画や生活環境に関する市民意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施		
対象者	18歳以上の市民 2,000 人を無作為で抽出		
実施期間	平成 29 年（2017 年）11 月 27 日～12 月 15 日（※切日）		
配布数・回収率	配布：2,000 通、回収数：808 通、回収率：40.4%		
アンケート 設問一覧	1	(1)	性別
		(2)	年齢
		(3)	居住地（地区）
		(4)	居住歴
		(5)	職業
		(6)	勤め先・通学先
	2	(1)	あなたは日常、どこによく買い物に行きますか
		(2)	あなたが(1)で選んだエリアで特に不足していると思う施設はどのようなものですか
		(3)	あなたが日常の買い物で最もよく使う移動手段は何ですか
	3	(1)	山陽小野田市において自動車や二輪車を使うときに、あなたが最も気になる場所は何ですか
		(2)	山陽小野田市の中で、最も改善した方が良いと思う道路や交差点の名称を記載してください
	4	—	山陽小野田市全体の生活環境についてどのように感じていますか
	5	(1)	少子高齢化が進む中、山陽小野田市のまちづくりは、今後どのような点に重点を置くべきだと思いますか
		(2)	あなたがこれからの山陽小野田市に求めるまちのイメージはどのようなものですか
	6	—	その他ご意見

2) 調査結果の概要

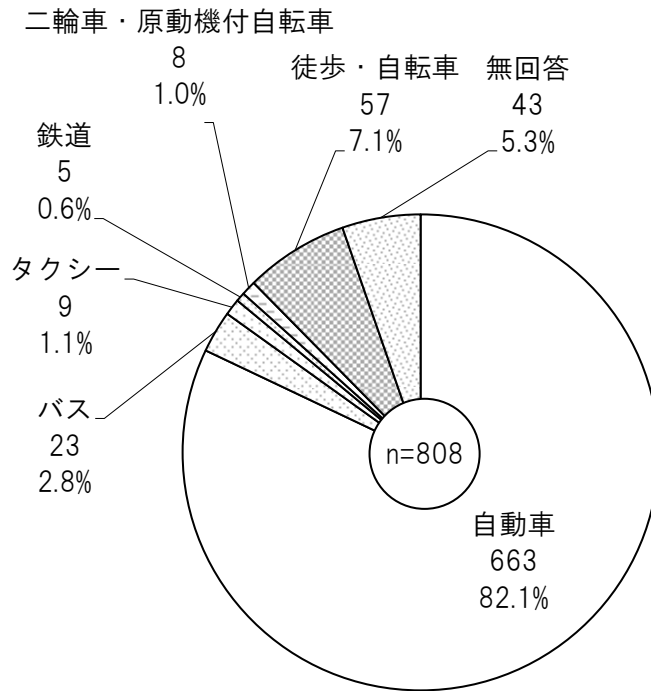
1 日常の買い物エリアで特に不足していると思う施設

- ・「サンパーク・公園通り周辺」では娯楽施設が不足しているという意見が最も多い。
- ・「小野田駅や厚狭駅周辺」などの駅周辺では飲食店が不足しているという意見が最も多い。
- ・「埴生支所周辺」では、病院や診療所が不足しているという意見が最も多い。

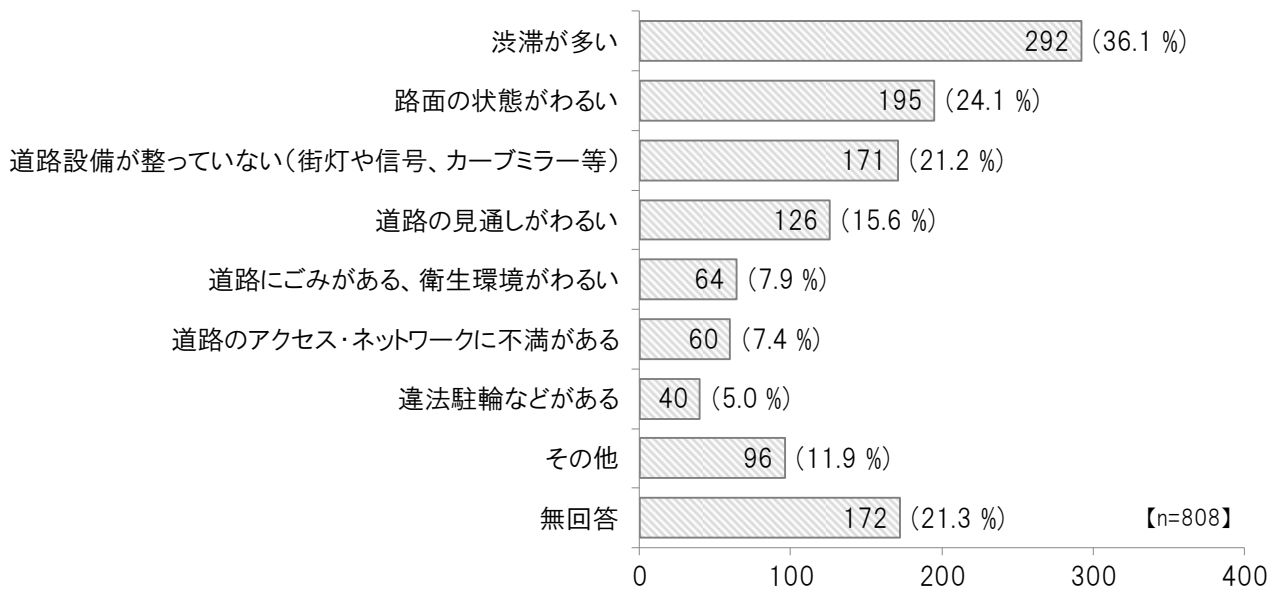


2 日常の買い物で最もよく使う移動手段

- 日常の買い物の8割以上が「自動車」を利用している一方、公共交通のバスや鉄道を利用した回答者は3.4%で、自動車への依存が過度となっている。
- 自動車や二輪車交通を使う際、「渋滞が多い」点が気になるという意見が最も多い。



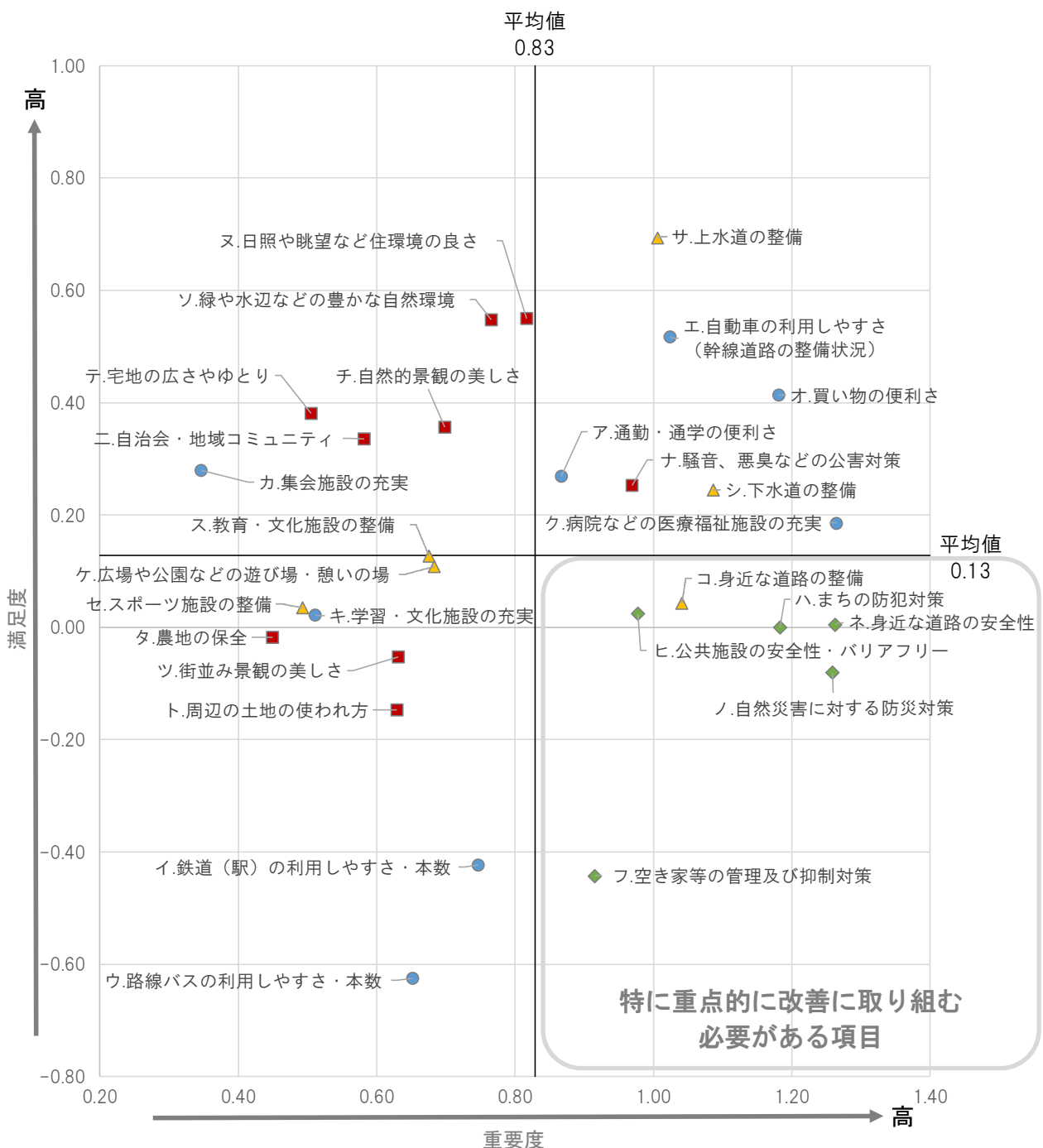
[自動車や二輪車を使うときに最も気になるところ]



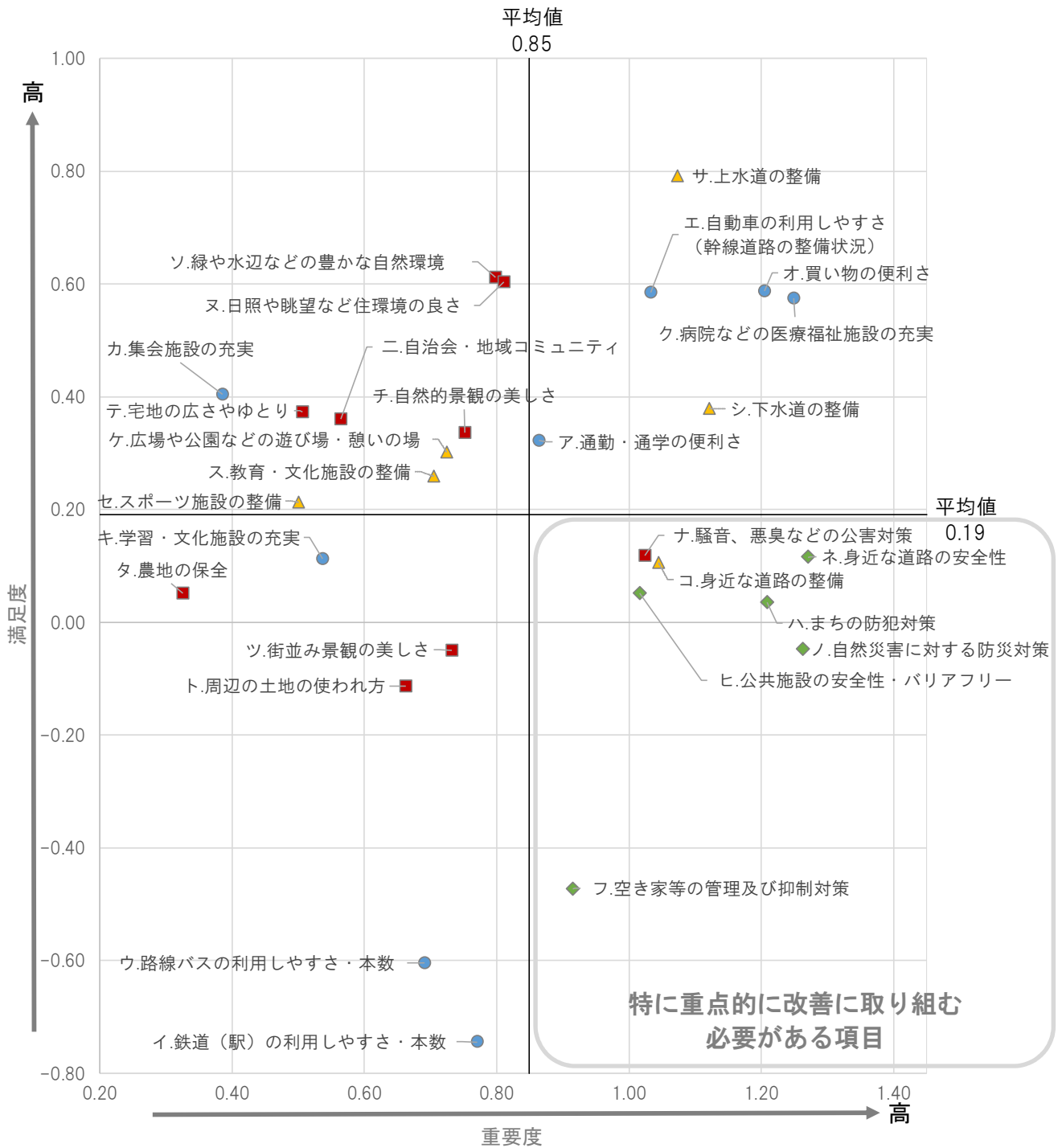
3 お住まいの地域の生活環境

- CS 分析の結果、上水道の整備のほか、自動車の利用しやすさ、買い物の便利さ等については、重要度、満足度ともに高い一方、防犯・防災対策、空き家の管理・抑制、道路の安全性、公共施設の安全性・バリアフリーなど、「安全性」について、特に重点的な改善が必要である項目となっている。
- 小野田地域や高千帆地域では上記と同様の傾向であったが、厚狭地域では、特に重点的な改善が必要である項目として、病院などの医療福祉施設の充実について、加えて求められている。
- 植生地域では、更にバスや鉄道の利用しやすさや、買い物の便利さなどの「利便性」について求められている。

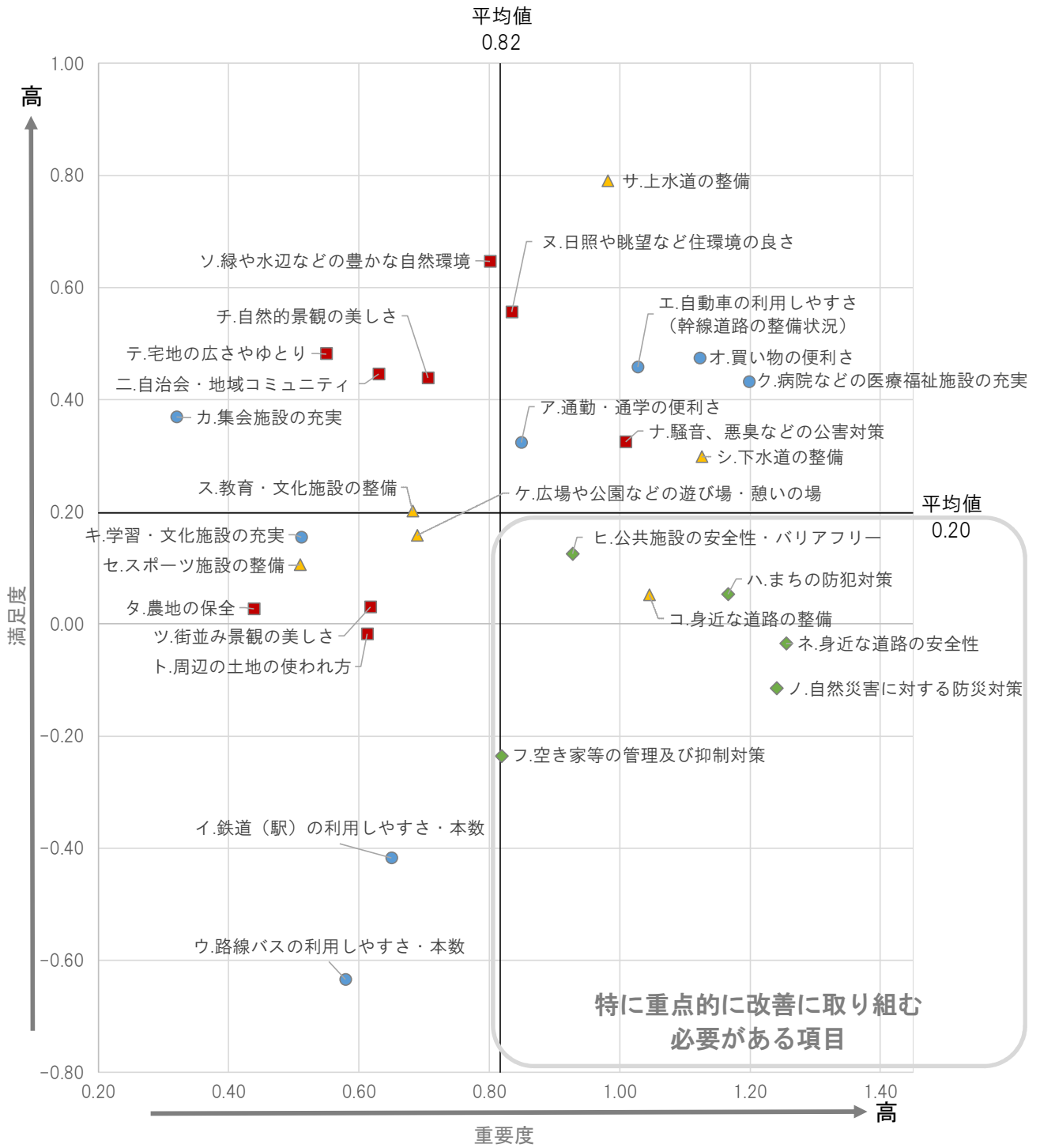
[市全体の生活環境における CS 分析]



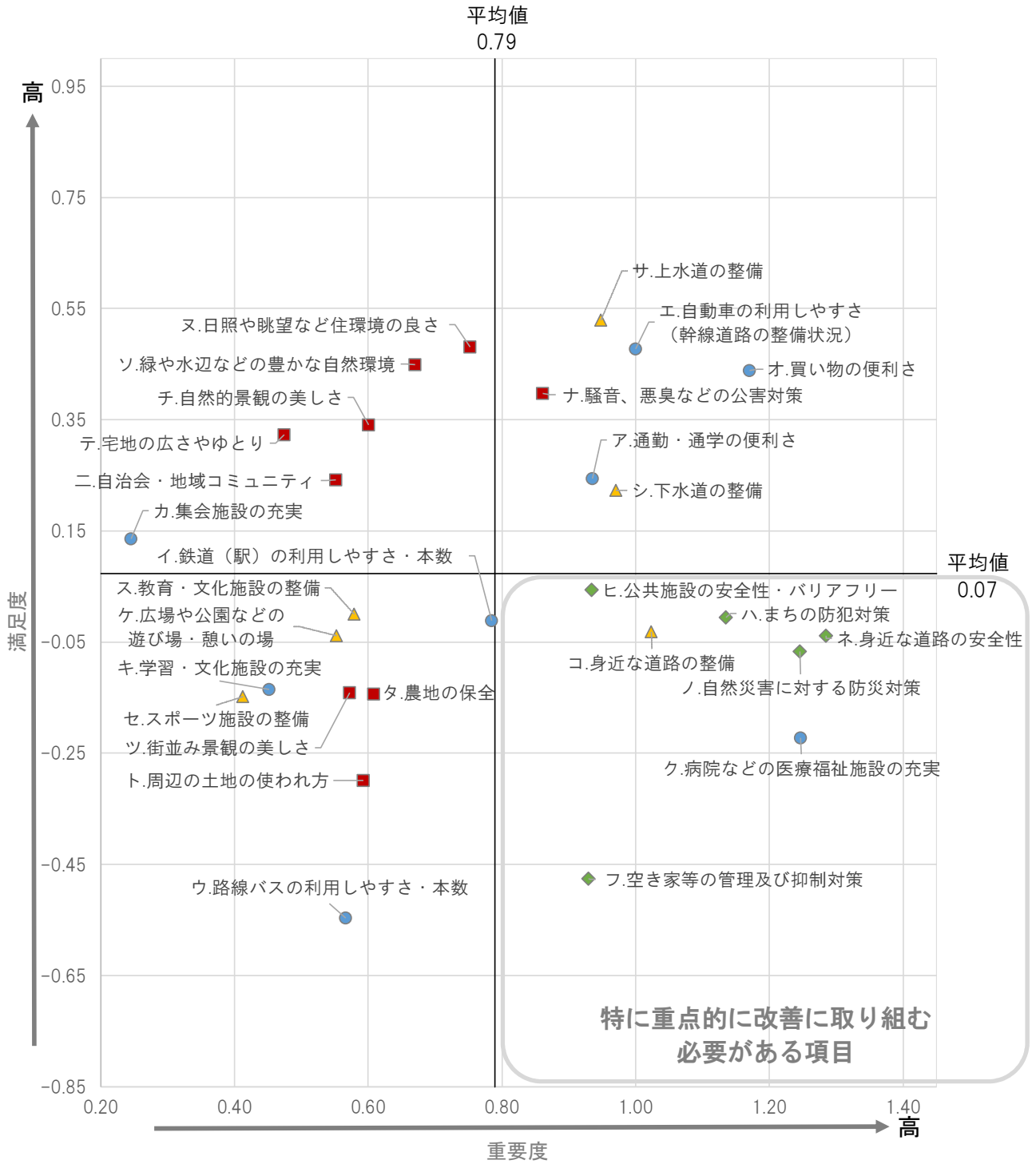
[小野田地域の生活環境におけるCS分析]



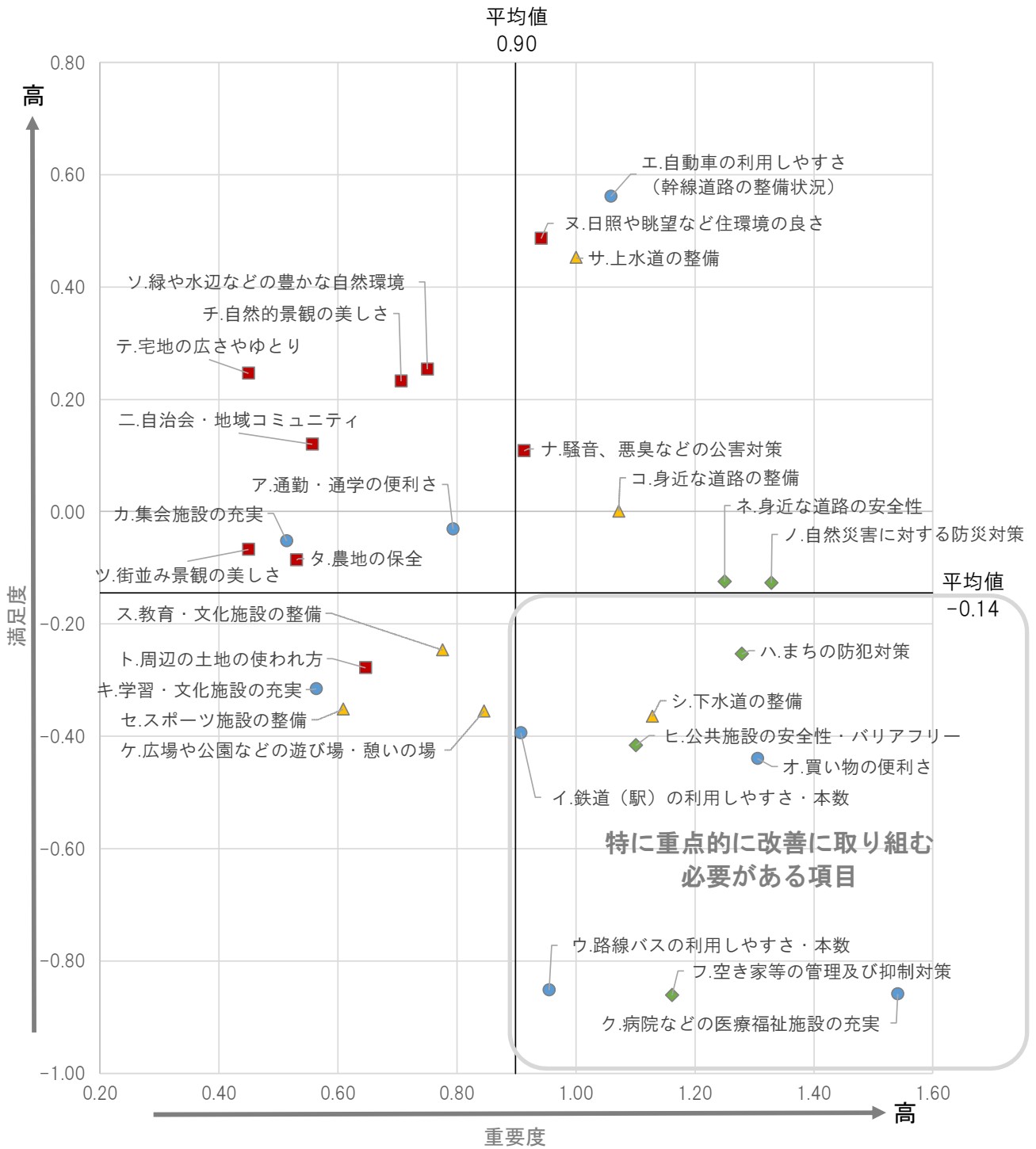
[高千帆地域の生活環境におけるCS分析]



[厚狭地域の生活環境におけるCS分析]



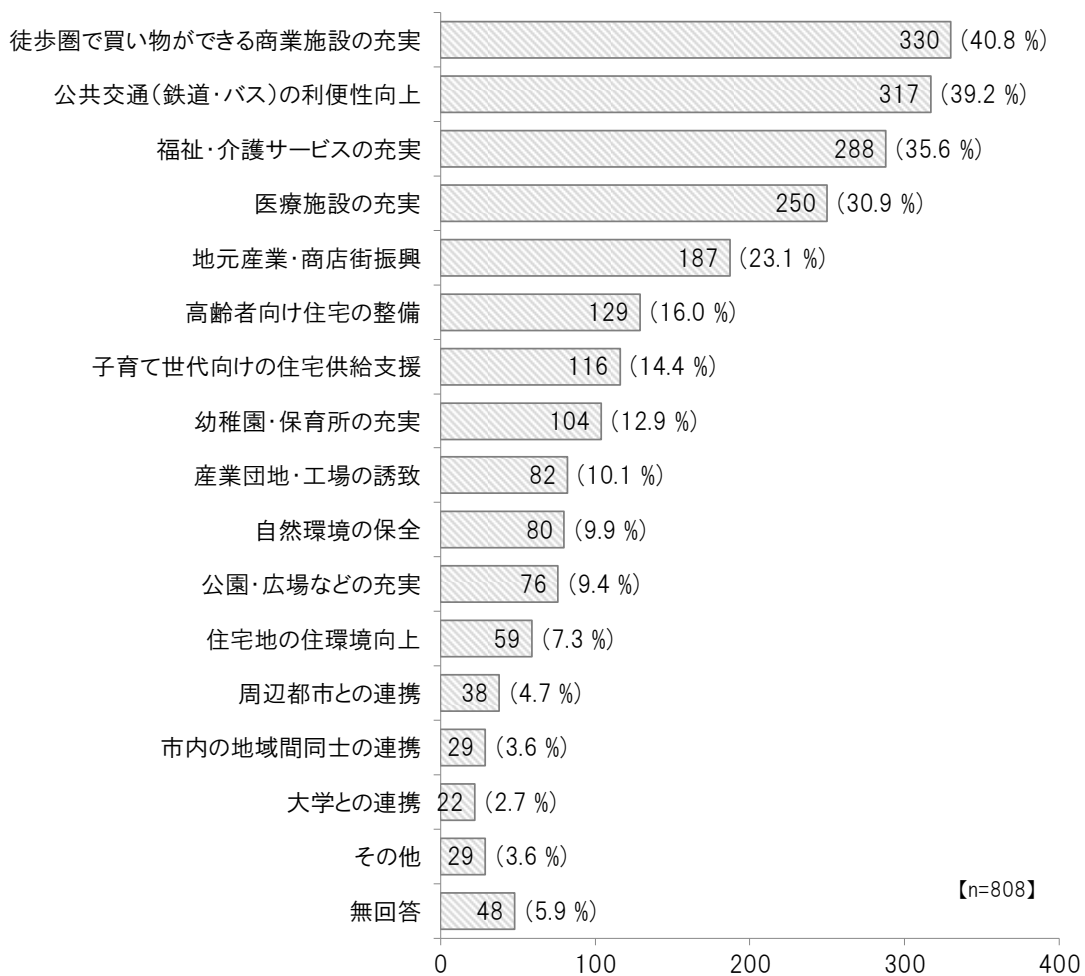
[埴生地域の生活環境におけるCS分析]



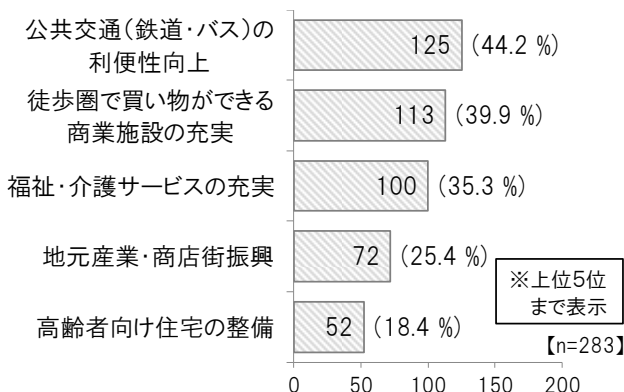
4 今後の山陽小野田市のまちづくりの重点

- ・市全体では、「徒歩圏で買い物ができる商業施設の充実」について、まちづくりの重点を置くべきとする意向が最も強い。
- ・地域別でみると、小野田地域は公共交通の利便性向上、高千帆地域は、福祉・介護サービスの充実、厚狭地域、埴生地域は医療施設の充実をまちづくりの重点を置くべきとする意向が強い。
- ・これからの山陽小野田市に求めるまちのイメージについては、「子どもや高齢者にやさしいまち」という回答が多い。

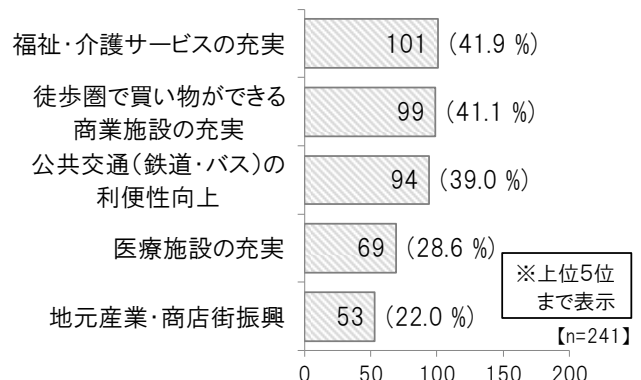
[今後のまちづくりにおいて重点を置くべきこと:市全体]

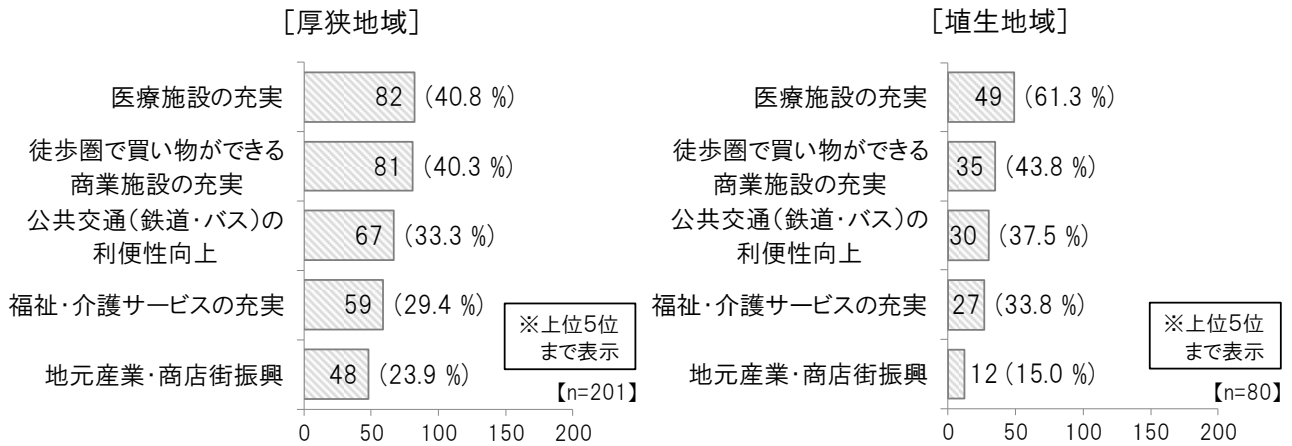


[小野田地域]

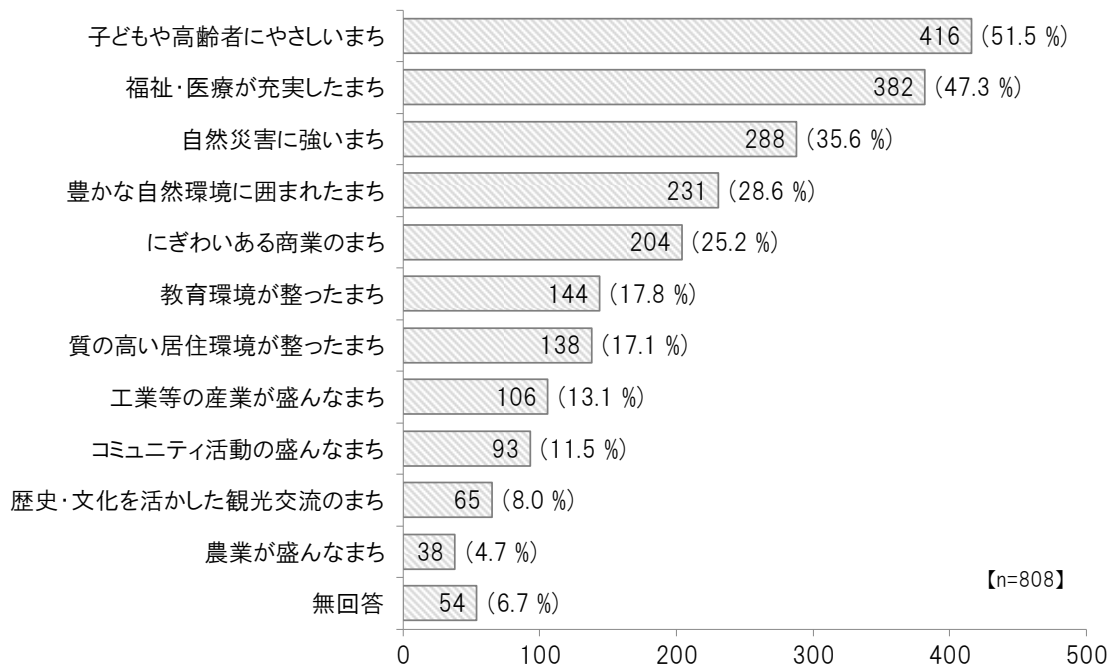


[高千帆地域]





[これからの山陽小野田市に求めるまちのイメージ]



(5) 高校生アンケート調査

1) アンケート調査の概要

趣 旨	「山陽小野田市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、山陽小野田市内の高校に通学される高校生の視点から、山陽小野田市に関する都市の課題等を把握し、都市づくりの方向性を定めるための参考とするため、高校生アンケート調査を実施	
対象者	山陽小野田市内の高校（4校）の高校2年生	
実施期間	平成30年7月9日～平成30年7月20日	
回収数	回収数：454通	
設問一覧	Q1	学校名
	Q2	性別
	Q3	お住まいの地域
	Q4	普段、山陽小野田市内を移動する交通手段
	Q5	山陽小野田市内でよく行く場所（通学している学校を除く）
	Q6	山陽小野田市内において、日常生活で不便・不満に感じること
	Q7	山陽小野田市にあったら良い施設・機能
	Q8	山陽小野田市がより住みやすく、来たくなるまちとなるためのアイデア

2) 調査結果の概要

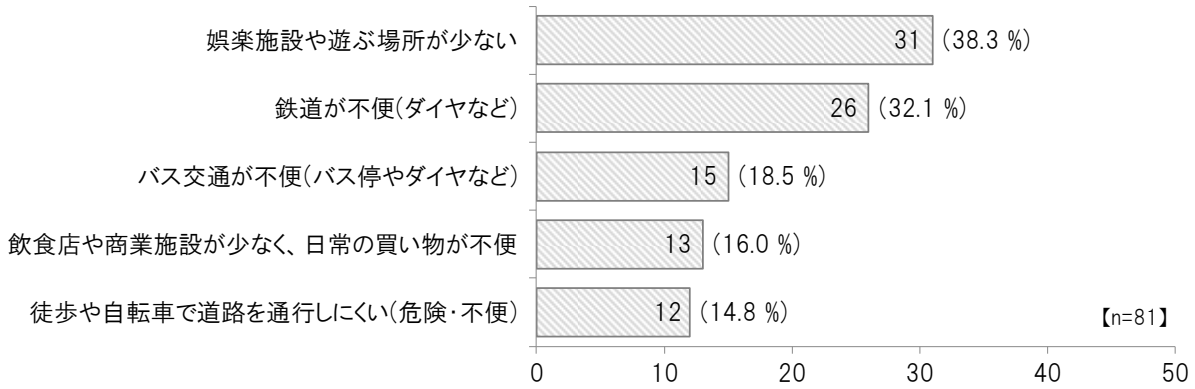
1 日常生活で不便・不満に感じること

- ・市全体では、「娯楽施設や遊ぶ場所が少ない」が最も多く、次いで「鉄道が不便（ダイヤなど）」となっている。
- ・居住地域別として、小野田地域・高千帆地域・厚狭地域では「娯楽施設や遊ぶ場所が少ない」、「鉄道が不便（ダイヤなど）」、埴生地域では「飲食店や商業施設が少なく、日常の買い物が不便」「スポーツ施設が少ない」の両方が最も多い。

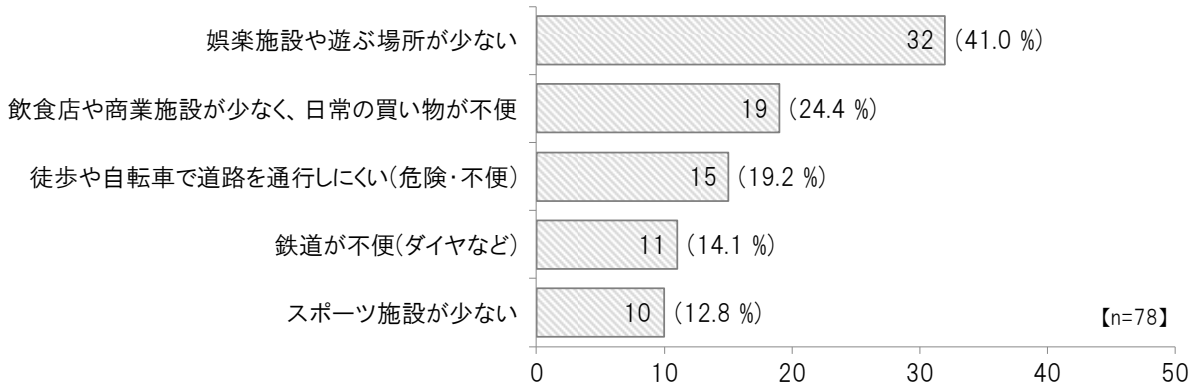
〔日常生活で不便・不満に感じること：市全体〕



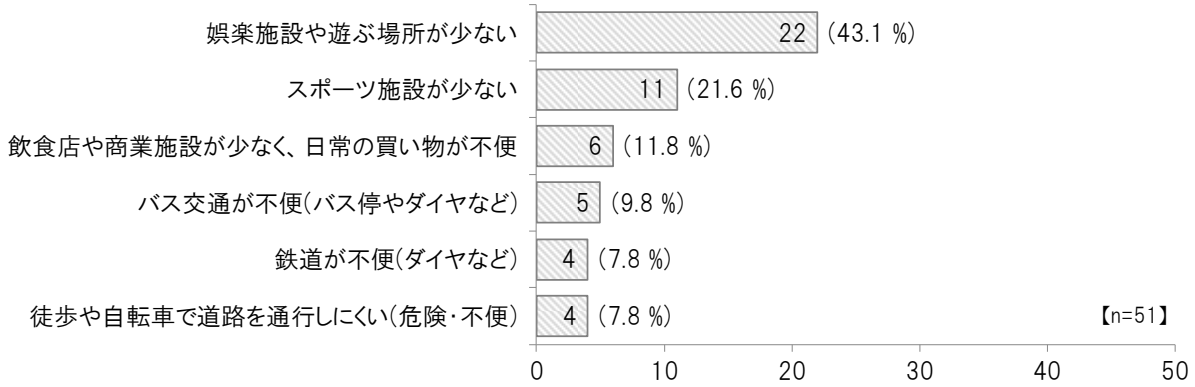
[小野田地域]



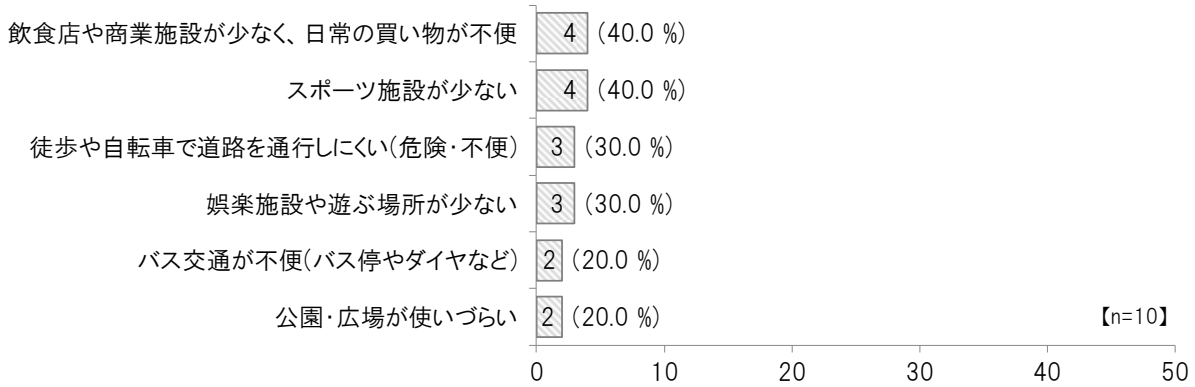
[高千帆地域]



[厚狭地域]

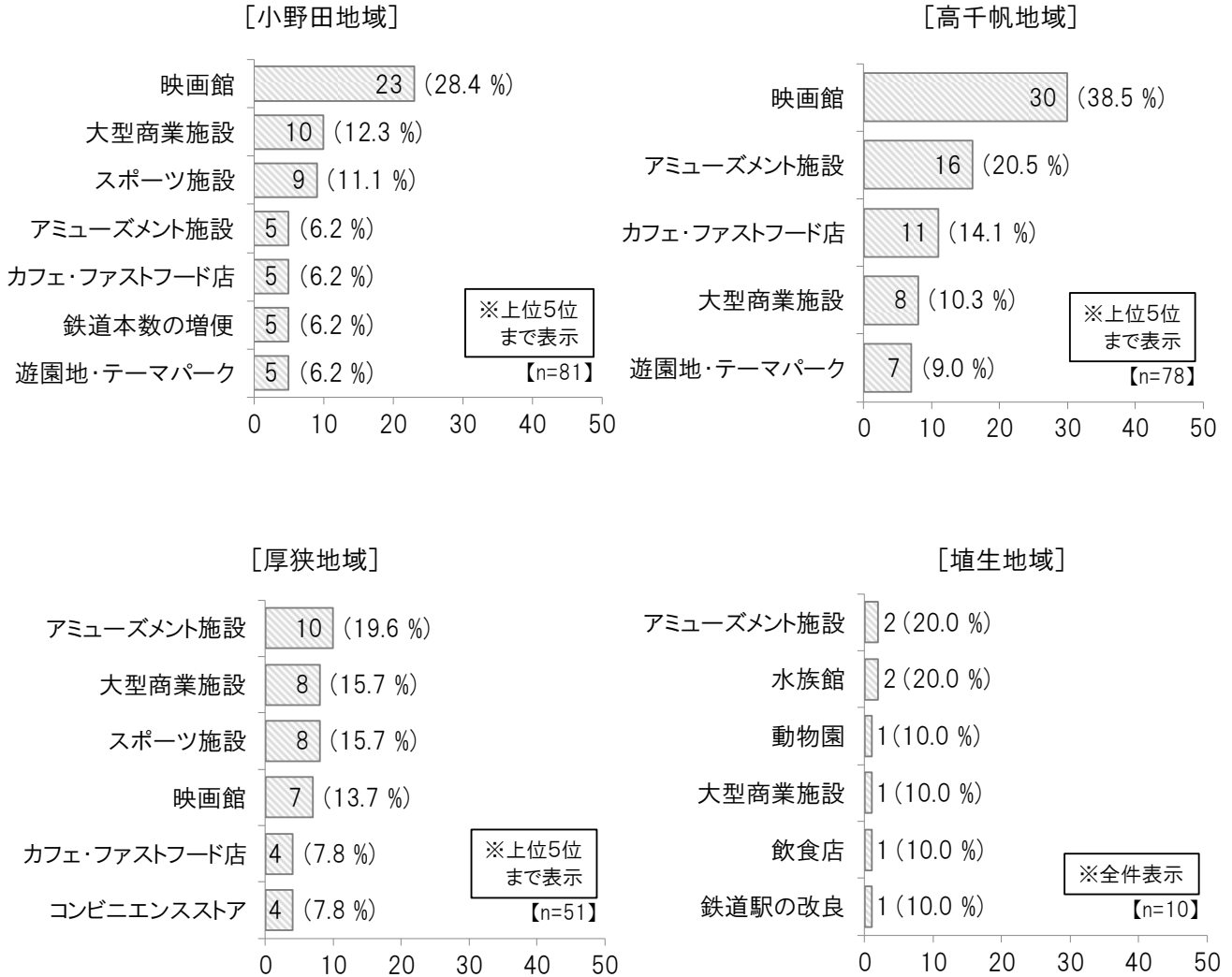


[埴生地域]



2 山陽小野田市にあったら良い施設・機能（自由意見集計）

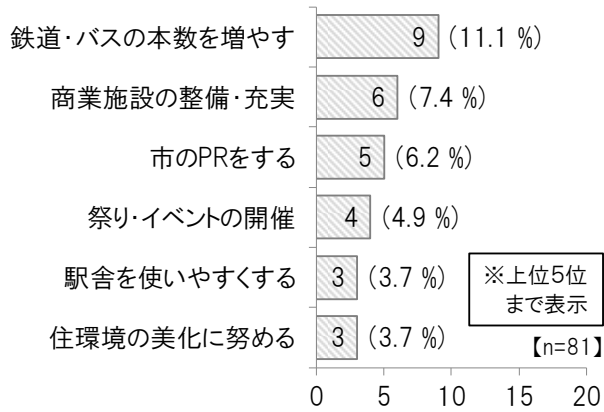
・小野田地域・高千帆地域にお住まいの方の意見では、「映画館」が最も多く、厚狭地域・埴生地域にお住まいの方の意見では、「アミューズメント施設」が最も多い。



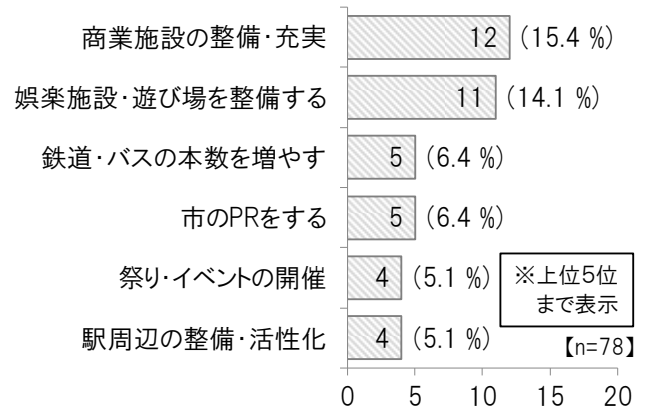
3 より住みやすく、来たくなるまちとなるためのアイデア（自由意見集計）

・小野田地域にお住まいの方の意見では、「鉄道・バスの本数を増やす」ことに関連した意見、高千帆地域・厚狭地域にお住まいの方の意見では、「商業施設の整備・充実」に関連した意見、埴生地域にお住まいの方の意見では、「娯楽施設・遊び場を整備する」ことに関連した意見が最も多い。

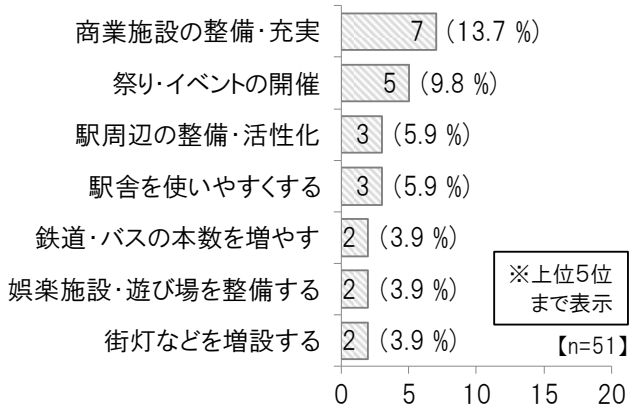
[小野田地域]



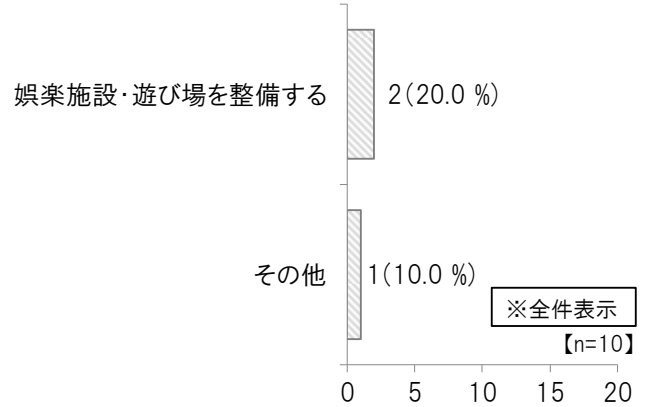
[高千帆地域]



[厚狭地域]



[埴生地域]



(6) 地域別ワークショップ

1) ワークショップの概要

山陽小野田市都市計画マスタープランの改定に当たり、住民の目線から各地域の特性や課題、地域のまちづくりのテーマや方向性を明らかにするために、地域別ワークショップ「都市計画きらきら会議」を開催しました。ワークショップにおける意見は、地域別構想に盛り込むとともに、必要に応じて全体構想にも反映しました。

ワークショップは、平成30年（2018年）8月に各地域で2回開催しました。

	開催日	対象地域(開催会場)	目的	内容
第1回	8月2日(木)	厚狭地域 (厚狭地区複合施設)	地域の現況と課題の整理 地域の将来像の検討	地域の「良いところ」「気になるところ」を考えよう 地域の通信簿をつくろう 地域が「どんなまちになったらよいか」を考えよう
	8月3日(金)	高千帆地域 (山陽小野田市役所)		
	8月9日(木)	小野田地域 (赤崎公民館)		
	8月10日(金)	埴生地域 (埴生公民館)		
第2回	8月22日(水)	埴生地域 (埴生公民館)	地域のまちづくり方針の検討 実現化方策の検討	地域の課題やキャッチフレーズのおさらい 地域の課題解消ややりたいまちを実現するために、どんな取組をすればよいかを考えよう 取組について、主体となる者がどの部分に関われるかを考えよう
	8月23日(木)	厚狭地域 (厚狭地区複合施設)		
	8月29日(水)	高千帆地域 (山陽小野田市役所)		
	8月30日(木)	小野田地域 (赤崎公民館)		



2) 各地域の主な意見の概要

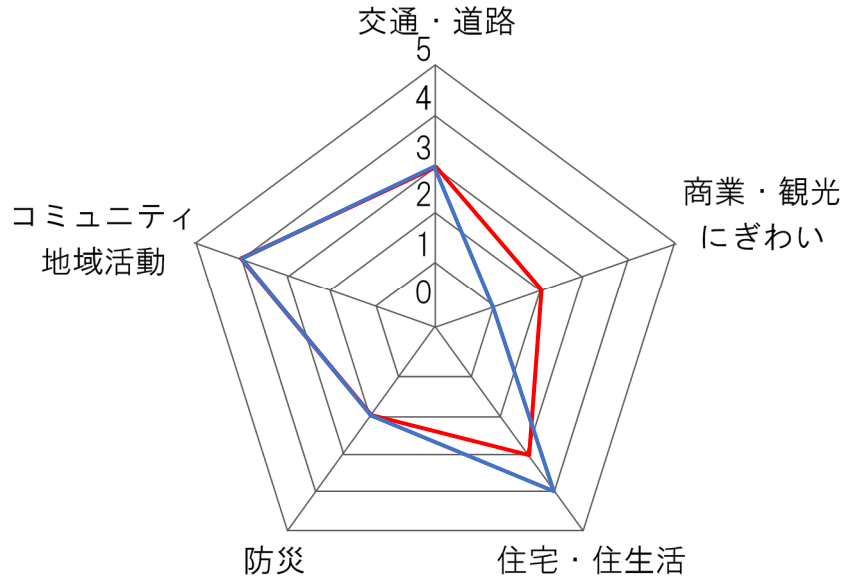
小 野 田 地 域	<p><地域の通信簿></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>[凡例]</p> <p>— Aグループ</p> <p>— Bグループ</p> <p>※数値が高いほど、 良いことを表す。</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	
	Aグループ	Bグループ
	<p><まちの将来の姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 山口東京理科大学を拠点とした周辺整備 ● 働ける環境、企業が多くある町 ● 便利な交通システム ● 地域交通の利便性の良い街 ● サンパーク駅がほしい ● 市南部の観光をより交流人口を多くする ● 海岸線で魚釣りができる ● 竜王山山頂で早駆け走ができる ● 住吉まつりの協賛がふえる町 ● 市民参加型のお祭りの復活 ● 子供達が安心して遊べる街 ● 子育てしやすい街(医療、保育、学童保育等) ● 年配者・高齢者に優しい街、高齢者が集まるところがある町 ● 安心安全な街 ● 楽しく呑める店のある街 ● 住みやすい町 ● うまいものが食べられる店 ● 若者が目立つ街 	<p><まちの将来の姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業・商店が増え多くの人口が行き交う町 ● 商店街ができてほしい(昔のセメント町のように) ● 飲み屋街ができたらい ● 昔の商店街が立ち並ぶことを望む ● 人口が増加する ● 多くの若者が集う町 ● 住宅地がもっと出来て、子供が多く集まること ● 子供の声が聞かれる町 ● 若者が楽しく、活気あふれる町づくり ● 若者が住みよい町 ● 子供達の夢が叶えられる町に ● 交通に便利な ● 高齢者に対する施設の充実 ● 人口減に対する施策として外国人の雇用または帰化 ● 大きなイベントができるホールができた ● せっかくのCCZ (coastal community zone: 地域の人々と海辺を結ぶ、ふれあいの空間) を有効活用し観光客を呼び寄せる ● 山口東京理科大学を総合大学に
<p><地域のキャッチフレーズ></p> <p style="text-align: center;">若者が目立つ街</p>	<p><地域のキャッチフレーズ></p> <p style="text-align: center;">多くの若者が集う町</p>	

<地域の通信簿>

[凡例]

- Aグループ
- Bグループ

※数値が高いほど、良いことを表す。



Aグループ

<まちの将来の姿>

- 活気のある町になってほしい
- だれもが活躍できる町
- 散歩が楽しいまち
- 災害に強いまち
- 企業が多く来てほしい (人口増)
- 人口増加施策。子ども養育に関し補助⇒若者移住、子育て充実!
- 特徴のある町作り
- 若い人が帰ってこられる町
- ゴミのない町。ゴミのない海。
- 老若男女比率が良い地域
- 空き家利用
- 空家・荒地のない町

<地域のキャッチフレーズ>

若者が喜ぶ町

Bグループ

<まちの将来の姿>

- スポーツ・文化の楽しめる町
- 高齢者にやさしい町
- 若い人と高齢者の共存
- 若い人が立ち寄りやすい街並を作って欲しい
- 学生も楽しめる街
- 生徒・学生が楽しいと思える街
- 小野田駅の発展
- 駅前がにぎやかになってほしい
- 飲食店以外の駅前への進出 (憩い作り)
- 文教地区に
- 子育てがしやすい
- (江汐公園だけでなく) 住宅街の公園
- 田園と宅地の共存
- 防災に強い街
- 安心して住める街 (道路・施設)
- 車道・歩道の整備
- やくざの人達がいらない町に!!
- 歩いていける商店街
- 主要道への街灯配備

<地域のキャッチフレーズ>

若者と高齢者が共に住む文教・田園地区

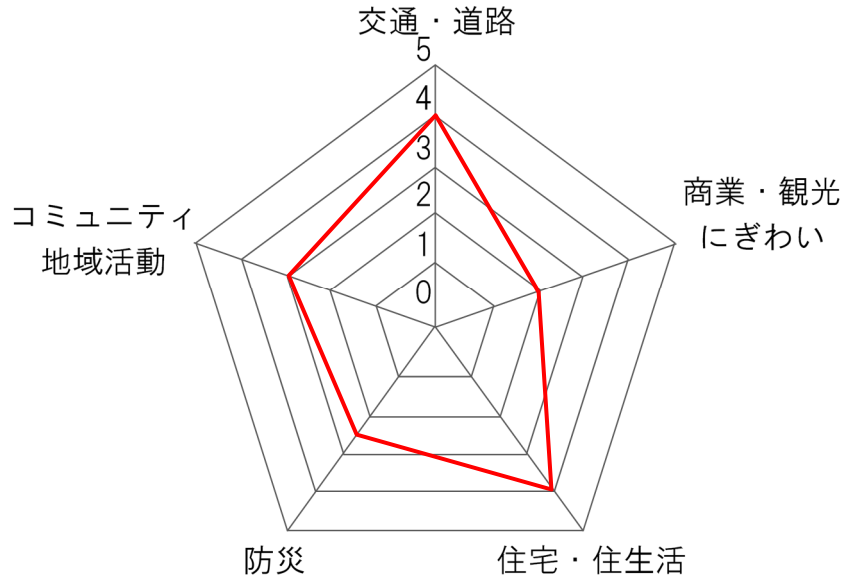
<地域の通信簿>

[凡例]

— A,B グループ

※A、B グループ合同で通信簿を作成

※数値が高いほど、良いことを表す。



Aグループ

Bグループ

<まちの将来の姿>

- 交流人口の増加
- 空地の利用（三世代交流、コンテナによる道の駅）
- 年中ひな祭り
- 厚狭駅の南北自由通路の工夫
- バスの利用
- 観光案内所が欲しい
- 防災訓練などの意識を高める。共助、自助
- 公共事業の大巾アップ
- シビックプライドを持つ
- 美祢線に世界の車両を走らせる
- 10年前の計画書がまだ進んでいない。今回の計画で、少しでも進めていくべき
- 自分たちのまちは自分たちで何とかする意識が必要

- 市民一人一人がまちのためにお役に立ちたいと思う
- 保育所（厚狭駅）を三世代交流の場の中心とする
- お祭り時の催物の開催
- 農業地域の活性化（そのためには少子高齢化の解消）
- 文化会館の名称が変わることは来の人にとってわかりにくい
- 厚狭駅の南北の町づくりと交流、道路も開発（地下道でも可）
- 厚狭駅前（南口）の開発（公園や道路に花を植える）

- 新幹線を有効利用する（通勤、通学）
- 駅南にも商業施設があったらいい
- 一次産業の発展とそれを充実したもの
- 六次産業に結びつけたい
- 高齢者が元気になるまちに
- 高齢者が活躍できるまち
- 農業で健康寿命＝食生活充実
- 農業で地産地消で健康
- 道の駅 まち中に駅にも
- 交通の便の良さを活かす
- 子供がたのしく思えるまち

<地域のキャッチフレーズ>

人と人との交流を活発にし、市民が参画する
“まち”づくり

<地域のキャッチフレーズ>

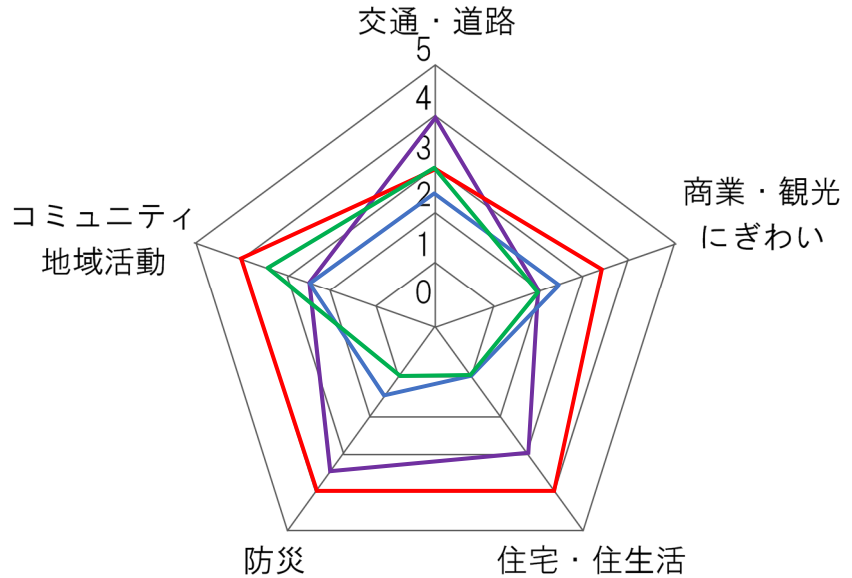
田舎を活かしたまちづくり

<地域の通信簿>

[凡例]

- Aグループ
- Bグループ
- Cグループ
- Dグループ

※数値が高いほど、良いことを表す。



Aグループ

<まちの将来の姿>

- 埴生駅が明るくなるように
- オートレース場に競馬、競輪、ボートの場外売場を設ける
- コンビニ的な病院がある町
- 地域の行事が充実し、子どもからお年寄りまで楽しく過ごせる街
- 地域活動の復活
- PTAが一体となり輪を造る
- 若い家族が移住してほしい
- 自然豊かで子どもが住みやすい町
- 誰に対しても挨拶が出来る人間になってほしい
- 将来に希望が持てる町であってほしい
- 埴生地区に本市以外より住居を構える方策を全国にPRする
- 海・里山の活動できる町
- 埴生干拓地の利用度を高める策を考える
- 海がきれいになり、水産業が復活してほしい
- 災害に合わないように

<地域のキャッチフレーズ>

若者が住みたくなる町（安心・安全、魅力ある町づくり）

Bグループ

<まちの将来の姿>

- 交通の便が悪いので、もっと増やしてほしい（バス、電車の時間も）
- 楽しいイベントを増やして、もっと色々な所から人を集めてほしい
- 若い人がもっと埴生にほしい
- 若い人達が住みたくなる街に
- 子供が多い、若い人が多い
- 若い人の住みよい町
- 子供達が住みやすいようになってほしい
- 子供が学べる町
- 子供達の育つ町
- 年寄りの安らぎが出来る町
- 子ども、高齢者、特に孤独な高齢者に元気になってもらうシステム
- 道の駅等、地域密着の商業施設がある
- 医者がほしい
- 診療所がある

<地域のキャッチフレーズ>

子供から高齢者までみんなが主役の活気のあるまち

埴 生 地 域	C グループ	D グループ
	<p><まちの将来の姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商店を増やす ● 産業が活性化する町 ● 観光資源や特産品を活かした交流人口の増加 ● 観光産業でにぎわう町 ● 雇用の生まれる町 ● 観光地としての確立 ● 巡回の出店がほしい、車での移動（移動販売） ● 自然との共存 ● 自然が豊かな町 ● 景観が素晴らしい ● 住民同士が助け合っている町 ● 生活環境の向上、安心して暮らせる ● 高齢者が安心して暮らせる町 ● 子どもが増えてほしい（増える町） ● 子育てをしたい町 ● ゴーストタウンからの脱却、希望や将来性のある町づくりを目指す ● 街の魅力を全国に発信できる地域 ● 誇りに思うふるさと、かけがえのないふるさと、自慢できるふるさと ● 若い世代が住みつく町 ● 若い人の定住、若い人の活躍出来る町 	<p><まちの将来の姿></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他地域との交流を盛んにしたい ● 子供達が多い町になってほしい ● お年寄りの交流の場を増やす ● お年寄りが集える場があってほしい ● 若者が増える町にしたい ● 医院が必要であります ● 身近に医療施設が必要 ● 青年の家にスポーツ施設として施設も… ● 青年の家をもっと活用できるようにしてください ● 交通の便が良くなってほしい ● バスを小型にして少ない人数で買い物など出来たらいい ● 農地（耕作放棄地）の有効利用を図る ● 花の海をもっとPRして観光客を増やしてほしい ● ゴミステーション数を多く（1自治会に数箇所を）（高齢者・足腰悪い人多し） ● 住宅用地を確保し、人口対策をとってほしい
	<p><地域のキャッチフレーズ> 埴生の景観を最大限に生かした魅力ある町作り</p>	<p><地域のキャッチフレーズ> 家族のような思いやりのあるまちづくり</p>

(7)用語集

	用語	解説	頁
ア	空家等対策計画	市町村の空家等対策に関して全体像を示すものであり、またその基本的な考え方を示すもの。計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、市町村がその区域で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため基本指針に即して、計画を定めることができる。	1、8、43
	アクセス	「接近、接触」という意味の英語であり、目的地に到達しようとする行為や交通手段のこと。	24、32、51、54、72、74、89
イ	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。	8
	インフラ	道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。インフラストラクチャーの略。	8、47、49、61
エ	NPO	Non-Profit Organization の略。環境・福祉・国際交流などに関する目的で様々な活動を行っている非営利の民間組織のこと。	14、79、80
	延焼遮断帯	都市計画道路などの広幅員の道路と沿道の耐火建築物などにより構成される帯状の不燃化空間のこと。	47
オ	オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間のこと。	42、47
カ	街区公園	街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。	7、56、62、68、74
	観光客入込数	都道府県の観光地点を訪れた観光入込客をカウントした値のこと。	8
	観光振興ビジョン	山陽小野田市において、市の観光振興に関する指針を定めた計画のこと。	1、8
	緩衝緑地	コンビナートなど公害発生源と市街地の間を遮断するように設けられる緑地帯のこと。	41、46
キ	既成市街地	産業や人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地として開発が既に行われている地域のこと。	6、13、27、42、43、44、52、55、61、64、66、67、72、73
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地とは、傾斜度 30° 以上の斜面を言い、急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域内において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、住民の生命を保護する事業。	49

	用語	解説	頁
	狭隘道路	一方通行で大型自動車の通行が不可能な道幅の狭い道路を指す。主に幅員 4m 未満の 2 項道路もしくは、建築基準法第 42 条第 2 項・第 3 項の指定を受けた道路（2 項道路・3 項道路）、未指定の通路などを狭あい道路とする。	28、43
	協創	山陽小野田市において、広く市民の声を聞き、市民の市政参画を促進する取組を行ってきたこれまでの「協働と参画」を更に一歩進め、市民、地域、団体、学校や大学、企業、行政など、多様な担い手が主体的に行動しつつ、「協力」してアイデアを出しながらまちづくりを考え、「協力」してまちをつくる中で「住みよい暮らしの創造」を進めていくこと。	14、79、80
	近隣住区	住居地域の構成単位としての区域。小学校を中心として形成され、それに見合う人口規模を有する区域のこと。	33
ケ	景観行政団体	景観法に基づく景観行政を担う主体で、景観計画を策定することができる。政令指定都市、中核市以外の地域では都道府県がその役割を負うが、都道府県同意を得た市町村は景観行政団体となることができる。景観計画は、観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめる計画。	44、78
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。	38,105
	建築規制緩和措置	地区計画などにおいて、定める条件を満たした場合に、建ぺい率などの建築規制について緩和するなどの措置を行うこと。	28
	建築協定	対象とする区域内全員の合意により、区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態・デザイン、建築設備等に関する協定を締結するもの。	42、46
コ	広域交通	高速道路、鉄道、飛行機、船舶のように広域的な移動をするもの。	29
	公共交通不便地域	路線バス等が運行していない、既存バス停や鉄道駅から離れているような地域。公共交通サービスを受けることが困難な地域。	7、67、75
	公共施設等総合管理計画	公共施設の老朽化による更新費用の増加や、人口減少等による財政状況の悪化などを背景に、行政サービスを維持していくために、自治体において公共施設等の総合的な管理に取り組むための基本的な方針を定めた計画のこと。	1、8
	高次都市機能	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響力のある機能。	42

	用語	解説	頁
	交通基盤	都市基盤施設のうちの、道路、鉄道などの交通に関する施設のこと。	24、32、34
	交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗換・乗継施設。	24、34、56、58、60、61、62、67
	高齢化率	総人口に占める65歳以上の人口の割合のこと。	4、51
	国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。	4、15、51、57、63、69
	国土強靱化	どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。	8
	コミュニティ	人々が助け合いの意識をもって共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団・地域社会。	10、56、58、62、64、68、69、70、73、74、90、91、92、93、94、96、103、104、105、106
	コミュニティ施設	地域社会にあって、住民の地域共同体意識を高めるための施設のこと。公民館・図書館・学校・公園など。	20
	コミュニティバス	交通の不便な地域での移動手段を確保することを主な目的として、地域住民が主体となって導入するバスのこと。	7
サ	砂防事業	流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする事業。	49
	産学官連携	民間企業と、大学などの研究機関、および政府や自治体が互いに協力し、連携しあって事業や研究活動を推進することを指す語。産業界・学校・官庁の三者による連携のこと。	20
シ	CS分析	満足度と重要度から、重点改善項目を抽出する分析手法のこと。	90、91、92、93、94
	シビックプライド	「都市に対する市民の誇り」のこと。しかし単なるまち自慢や郷土愛ではなく、「ここをよりよい場所にするために自分自身がかかわっている」という、当事者意識に基づく自負心を意味している。	79、105
	住生活基本計画	住生活基本法法律第61号に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図るために、自治体における基本的な住宅施策を位置付けた計画のこと。	1、8
	重要港湾	海上輸送網の拠点、または国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定められた港湾のこと。	7、34、55

	用語	解説	頁
	循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。	27、41
	人口集中地区（DID）	「市区町村の区域内で人口密度の高い（4,000 人/k㎡以上）調査区が隣接しており、その人口の合計が5,000 人以上となる地域」を指す。D I D（Densely Inhabited District の略）と省略することもある。	51
	人口ビジョン	人口減少や、経済格差、若い世代の流出と東京圏への一極集中などを背景として、これらの克服に向けて、自治体において今後目指すべき将来の方向や人口の将来展望を定めた計画のこと。	1、8、15
	浸水想定区域	河川の氾濫等が生じた時に浸水が想定される区域。	8
ス	水源涵養	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林などの機能。	30
	図上訓練	地図を用いて大きな災害が発生する事態を想定し、危険が予測される地域または事態をシートの上書き込んでいく訓練。	48
	ストックマネジメント計画	現行の下水道長寿命化支援制度を発展させ、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する計画のこと。	36
	スプロール状	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。	29
セ	セットバック	建築物の外壁を敷地境界線から後退させて建てること。また、建築物の上部を段状に後退させること。	43
	総合計画	自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画。	1、2、5、8、12、15、16、20、80
	ゾーニング	「区分する」という意味の英語であり、機能や用途などを考えて空間を分けて配置することをいう。	17
タ	第1次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業。	5、10
	第2次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業。	5
	第3次産業	産業の大分類を3部門に集約したものうち、第1次産業、第2次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業。	5
	対流型国土	本格的な人口減少社会における国土の基本構想：多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携し生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報等の双方向の活発な動きである「対流」が、全国各地でダイナミックに湧き起こる「対流促進型国土」の形成を図ること。	8

	用語	解説	頁
チ	地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流、促進などの役割を担う規格の高い道路のこと。具体的には4車線以上の車線を有し、自動車専用道路またはこれと同等の機能を備える道路で、沿道や交通の状況に応じて、60～80km/h以上の速度サービスを提供できる質の高い道路を言う。	24、35、56、62
	地域公共交通網形成計画	公共交通の役割を明確にし、まちづくりに寄与する持続可能な公共交通を形成するため、自治体において公共交通ネットワークの将来像やその実現に向けた方策について定めた計画のこと。	1、8、34
	地域森林計画対象民有林	森林法に基づき都道府県知事が5年ごとに策定する計画を地域森林計画といい、この地域森林計画の対象となっている民有林のこと。	11、39、45
	地域防災計画	地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。各都道府県及び市町村の地方防災会議が、国の防災基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に即した計画を作成する。	1、8
	小さな拠点	小学校区など複数の集落が散在する地域において商店、診療所、小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点のこと。	8
	地区計画	都市計画法に基づき、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画。道路、公園等の地区施設の位置や、建築物の用途や形態・デザインの制限、容積率の最高限度・最低限度、建ぺい率制限、敷地面積の最低限度、建物高さの最高限度・最低限度、壁面の位置、外壁後退などを規制・誘導することができる。	1、28、39、42、43、46、47、82
	地方港湾	国際海上輸送網の拠点（国際戦略港湾、国際拠点港湾）や、海上輸送網の拠点（重要港湾）として定められている港湾以外の港湾のこと。	7
ツ	中心市街地	都市における地域の中心となる中央業務地区のこと。人口が集中し、商業、行政機能が充実している地域を指す。	78
	津波災害警戒区域	津波が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された土地の区域（津波防災地域づくりに関する法律）。指定は、国土交通大臣が定める基本指針に基づき、津波浸水想定を踏まえて、都道府県知事が行う。	8

	用語	解説	頁
テ	低環境負荷型社会	地球温暖化の防止や、廃棄物の抑制、自然環境の保護の取組など、地球環境の保全に配慮した環境負荷が低い社会のこと。	34
	デマンド（型）交通（乗合タクシー）	利用者の移動要望（電話予約等）に応じて、運行経路や時間を調整して効率的な運行計画を立て、柔軟な輸送を可能とする、バスやタクシーなどを利用した乗合型の交通システム。	7、66、67
ト	都市機能	都市が持つ都市としての機能。例として電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、商業、教育、観光の場等がある。	12、13、16、17、20、27、42、58、60、63、64、66、70、75、76、78
	都市基盤	都市のさまざまな活動を支える最も基本となるもの。道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、基幹緑地・公園などが該当する。	7、10、11、17、28、42、47、55、61、63、67、73、79
	都市基盤施設	都市基盤に該当する施設などのこと。	12、13、27、28、29、47、67
	都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査のことで、都市計画法では、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。	6
	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして都道府県知事が指定した都市計画制度上の都市の範囲。	1、2、6
	都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。	1
	都市公園	国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地のこと。	7、8、11、82
	土地区画整理事業	公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法によって土地の区画形質を変更するとともに、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行う事業。	29、63、65
	特化係数	国の産業の有する比較優位の程度を、その産業への特化の程度で測る指標のこと。1.0を超える産業は全国水準と比較して、その産業に特化しているとみることができる。	5
	ネ	寝太郎伝説	「寝太郎が船で佐渡にわたり、わらじに付着した砂金を桶で洗い集めてその資金で厚狭川をせき止め、大井手をこしらえて灌漑用水路を作り、荒れ地を豊かな水田にした」と伝えられる物語のこと。

	用語	解説	頁
	ネットワーク	効果的、有機的に機能するようにつながれた網の目状の体系。人や道路、通信、企業、コンピューターなどのつながりを指す。	8、9、11、12、13、16、32、36、37、40、42、48、54、55、60、61、62、66、67、70、72、73、74、75、89
ノ	農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年(1969年)7月1日法律第58号)に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める計画のこと。	1、8
	農地中間管理機構	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関のこと。都道府県に一つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進する。	39
ハ	ハザードマップ	様々な自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲(被害程度)、避難場所などの情報が地図上に示されている。	48、49
	パブリックコメント	市の政策立案過程で市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。	77、84、85
	バリアフリー	障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害が取り除かれた状態をいう。	8、9、13、34、36、52、58、61、62、64、67、70、78、90、91、92、93、94
ヒ	PDCAサイクル	plan(立案・計画)、do(実施)、check(検証・評価)、action(改善)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方のこと。	83
フ	風致地区	都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために定められる地区。自然の景勝地、公園、沿岸の樹林、緑の多い住宅地などが対象となり、地区内での建築物の建築や宅地の造成等に対して一定の規制がかけられる。	8、11、39、45、56
	付議	会議にかけること。また、付け加えて議論すること。	85

	用語	解説	頁
ホ	保安林	森林法に基づき、災害防止、産業の保護、公共福祉の増進など、特定の公共目的を達成するために指定され、伐採などに制限が課せられた区域。	11、39、45
	防火地域・準防火地域	建築物の構造等を規制することにより、火災の延焼拡大を抑制し、安全なまちづくりを目指す地域。防火地域は、商業地域など、建築物の密集した火災危険率の高い市街地に指定され、準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定される。	48
	ポケットパーク	街の一角などに設けられる小公園のこと。	37、55、60、61、66
マ	まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少や、経済格差、若い世代の流出と東京圏への一極集中などを背景として、これらの克服に向けて、自治体において今後5年間で取り組む施策、目標等を定めた計画のこと。	1、8、15
ミ	密集市街地	幅4m未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていない場合や全く接道していない敷地や小規模な敷地が多く、また、耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多いなどの特徴をもつ市街地。	47、55
	緑の基本計画	平成6年（1994年）6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。	1、8、76
ユ	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインのもの。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指している。	8
ヨ	用途地域	都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。	1、6、8、10、11、28、39、57、59、63、65、67、71、73、76、82
リ	緑地協定	都市緑地法に基づき、関係者全員の合意により区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。	28、39、46
	緑地保全地域	都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。	39
ロ	六次産業	農畜産物の生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売等（三次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組のこと。	105

山陽小野田市都市計画マスタープラン

令和元年（2019年）〇月改定

山陽小野田市 建設部 都市計画課

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

発行 TEL : 0836-82-1168

FAX : 0836-84-7129

E-mail : toshikei@city.sanyo-onoda.lg.jp



山陽小野田市